

令和3年12月第122回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和3年12月6日（月）
 ○開会年月日 令和3年12月6日（月）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	城戸	司	君	2番	塩川	まゆみ	君
3番	関根	律之	君	4番	向井	一富	君
5番	久保	美博	君	6番	森永	和夫	君
7番	菊地	幸雄	君	8番	泉	浩壽	君
9番	大木	雄	君	10番	山本	徹	君
11番	才野	俊夫	君	12番	下野	安彦	君
13番	林	博	君	14番	山崎	正史	君
15番	寺岡	保	君				

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久	君	副町長	山岡	敦	君
総務課長	黒澤賢治	君	住民課長	西川安行	君	
税務課長	吉川博徳	君	保健福祉課長	久保宮賢次	君	
こども支援課長	前野良二	君	会計管理者	田中哲	君	
建設デザイン課長	谷岡祐二	君	町並・地域振興課長	畑野亮一	君	
農林振興課長	山中保正	君	小田支所長	中嶋優治	君	
環境政策室長	高嶋由久子	君	政策調整班長	上山淳一	君	
上下水道対策班長	上石富一	君	危機管理班長	松岡裕樹	君	
商工観光班長	大竹浩一	君				
教育長	山岡晋	君	学校教育課長	亀岡秀俊	君	
自治・学習課長	大久保裕記	君				
代表監査委員	赤穂英一	君	農業委員会会長	堀本健二	君	

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 純司 君 書記 和氣 啓介 君

○議事日程（第15号）

令和3年12月6日（月）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

- 日程第 3 議長諸般の報告
日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
日程第 5 令和3年度財務監査の結果に関する報告
日程第 6 一般質問
-

○本日の会議に付した事件
日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長(菊地幸雄君) ただ今から、令和3年12月第122回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありました者は、副町長、及び総務課長及び各課長・班長等の18名であります。

次に、寺岡 保議員、林 博議員、下野 安彦議員が、20年の永きにわたり地方自治の振興発展に寄与され、功労があったとして、四国地区町村議会議長会表彰を受けられました。ここでご本人に伝達をいたしたいと思えます。

まず、寺岡議員、演壇前へお進みください。

[表彰状授与]

○議長(菊地幸雄君) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(菊地幸雄君) 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、久保 美博議員、6番、森永 和夫議員を指名します。

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長(菊地幸雄君) 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る11月29日開催の議会運営委員会において協議され、本日から15日までの10日間としております。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長(菊地幸雄君) ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から12月15日までの10日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第15号のとおりであります。

日程第3 議長諸般の報告

○議長(菊地幸雄君) 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思えます。これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第122回令和3年12月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、条例の制定2件、条例の一部改正2件、指定管理者の指定1件、規約の変更2件、財産の処分1件、補正予算5件、人事案件1件の合計14件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。師走に入り、一段と冷え込むようになり、本格的な冬の到来を感じるようになりました。気象庁が11月24日に発表した向こう3か月の予報では、ラニーニャ現象の影響で西日本では例年より気温が低くなると予想されていますので、今年はオダ・スキーゲレンデが賑わうことを期待しているところであります。一方、世界では新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株の感染が拡大し、国内でも感染者が確認されました。今後、国内でのオミクロン株による第6波も十分に考えられることから、本町においても3回目のワクチン接種を円滑に進めてまいります。さて、第2次岸田内閣は、11月19日の臨時閣議でコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を26日の臨時閣議で、経済対策の内容を裏付ける補正予算を決定しました。その内容を見ますと、生活支援策としまして、18歳以下の子どもへの10万円の給付予算は、1兆2,162億円が計上され、予備費使用分を含めると1兆9,473億円となります。そのほか、住民税非課税世帯への10万円給付や、マイナンバーカードの新規取得者及び保有者へ最大2万円分のポイント付与などが盛り込まれています。また、新型コロナウイルス感染症の再拡大に備えるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に6.8兆円が計上されています。内訳としまして、地方単独分1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分0.3兆円、検査促進枠分0.3兆円、協力要請推進枠など5兆円となっています。国は、今月中旬の予算成立を見込んでいることから、本町においても予算成立後、速やかに対応してまいりたいと考えております。それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、内子からり米の販売について、2つ目、茂山千三郎狂言会うちこの和らいについて、3つ目、愛媛国際映画祭2021について、4つ目、いかざき大風合戦初節句行事についてでございます。

初めに、内子からり米の販売についてご報告いたします。内子フレッシュパークからりでは今年、定款を変更して水稻栽培を開始しました。これは、直売所に米を大口出荷する生産者が急遽栽培できなくなったため、米の出荷量確保と農地の保全を目的に、からりが生産者の耕作地を引き継ぐ形で開始したものです。栽培面積は2.8ヘクタールで、品種は「ヒノヒカリ」と「にこまる」の2種類を栽培し、12トンを収穫しました。また、栽培条件に恵まれたことから、「にこまる」は一等米の等級をいただくことができました。10月30日、31日の2日間、内子フレッ

シュパークからり内子からり米の新米フェアを開催したところ、多くの買い物客らで賑わいました。実際にからり米を食べられたお客様からも、美味しいと高評価をいただいています。販売も好調で、11月20日までに101万円を売り上げました。お米は常々販売量を増やしていきたいと考えていた商品で、この販売ペースであれば、来年の収穫期を待たずに完売する見込みです。からりでは、農家の高齢化や耕作放棄地の現状を踏まえ、栽培面積を広げることも視野に入れながら米作りの機械導入を検討しています。今後は、内子からり米のネーミングでからりブランドを確立し、農地の保全と内子町の農業振興の一翼を担っていただけるものと期待しています。

次に、「茂山千三郎狂言会 うちこの和らい」についてご報告いたします。11月23日、内子座において、茂山千三郎狂言会うちこの和らいが開催されました。この催しは、内子町文化創造事業実行委員会が中心となり、内子町及び内子町教育委員会とともに開催されたものです。例年、内子子ども狂言クラブの発表会と合わせて内子座で開催されていたものですが、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、屋外開催を余儀なくされたため、内子座での開催は2年ぶりとなります。今年も、感染症の影響により、稽古の実施が予定どおりにできないなど困難な状況にありましたが、7月には小学生を対象にした狂言ワークショップ公演の実施にこぎつけ、新たに8名の児童が加わって、総勢25名の小・中・高校生による発表公演を開催することができました。さらに、今年度は大人の入部者もあり、子ども狂言クラブ大人の部として、4つの演目を発表することができました。内子子ども狂言クラブは、平成26年に発足し、今年で8年目を迎えます。発足当時小学生だった部員が、高校生になり、来年春には卒業を迎えます。中には、卒業後も狂言の稽古を続け、将来は内子に戻って狂言を続けるとともに、指導する立場を目指したいという生徒も現れており、クラブ発足当初に目指していた新たな文化を根づかせるという目標を達成しつつあります。関係者の皆様に、改めてお礼を申し上げますとともに、今後も引き続き文化振興に努めてまいりたいと考えています。

次に、愛媛国際映画祭2021についてご報告いたします。11月27日・28日の2日間、内子座において、愛媛国際映画祭2021が開催されました。この催しは、愛媛県及び県内市町が愛媛国際映画祭実行委員会を組織し、公益財団法人愛媛県文化振興財団との共催で開催されているものです。当初は、8月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、11月に延期して開催されたものです。県内各地で様々な催しが開催されましたが、内子町においては、初日に2本の映画を上映するとともにシンポジウムが開催されました。最初にドイツ映画「はじめてのおもてなし」が上映されましたが、上映前には、国際交流員ドレーン・アルントさんによる映画解説もあり、より理解を深めることができました。次に「川に生きる」をテーマにシンポジウムが開催されました。シンポジウムでは、小田出身の映画監督、富永昌敬さんをお招きし、愛媛県環境マイスターの松田久司さん、劇団オーガンス代表の徳田幸治さんとともに熱いトークが繰り広げられました。会場では、富永監督らが撮影・編集したショートムービーも上映され、「将来は、50年後の人たちに伝えたい、小田川の風景や人々の暮らしの映画を、みんなで作り上げたい。」と意欲を示されました。会場からは、賛同の声があがるとともに、登壇者からは、「食にまつわることや、生き物や植物の視点も加えてはどうか。」などの意見が出され、監督の今後の作品づくりが期待されることとなりました。また、内子座でのアーティスト・イン・レジデンス事業に取り組んでいただいた森山未来さんが出演する映画「髑髏城の七人」の上映で

は、本来ならば森山さんにお越しいただき、会場を盛り上げていただく予定でしたが、開催時期を延期したことにより、ビデオメッセージでの出演という形になりました。28日は、内子町独自企画として令和元年度に制作した「内子こども狂言記」を上映するとともに「内子座カツベンまつり」の千秋楽として、無声映画4作品を上映いたしました。活動弁士は、劇団オーガンスのメンバーが交代で務め、内子座の映画祭にふさわしい内容になりました。今後も映画の上映をはじめ様々な事業に取り組みながら、内子座及び内子町の魅力を多方面で発信できるよう努めてまいりたいと考えています。

最後に、いかざき大凧合戦初節句行事についてご報告いたします。11月28日に、いかざき大凧合戦初節句行事が開催されました。この催しは、毎年5月5日こどもの日の「いかざき大凧合戦」の一環として開催されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2年連続で延期となっていたものです。初節句行事は、新生児の成長を願って出世凧を揚げる伝統的な行事であり、毎年町内外から多くの申し込みがあります。今年は、令和2年、3年の2年分の予約が入っており、なんとか令和3年度中に開催しようと「いかざき大凧合戦実行委員会」が中心となり、実施にいたったものです。当日は、町内外から申し込みのあった152組のご家族が参加し、内子町共生館ホールで初節句の神事、写真撮影が行われました。その後、小田川河川敷に移動し、200人の名前が書かれた5統の出世凧を、実行委員会のメンバーと参加者が一緒に揚げました。当日は、天候に恵まれ、3m×4mの大きな出世凧が2年ぶりに空を舞い、参加者から喜びの声が上がりました。来年は、新型コロナウイルス感染症が収束し、例年どおり5月5日に「いかざき大凧合戦」が開催されることを願っています。

以上、4件の事柄についてご報告申し上げましたが、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、招集挨拶及び行政報告を終わります。

日程第5 令和3年度財務監査の結果に関する報告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 令和3年度財務監査の結果に関する報告」を受けることにします。赤穂英一代表監査員ご登壇願います。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 赤穂英一代表監査委員。

[赤穂英一代表監査委員登壇]

○代表監査委員（赤穂英一君） 議案番号3番の令和3年度財務監査の結果に関する報告の2ページ、4監査結果をご覧ください。地方自治法第199条第4項に基づく令和3年度財務監査は、代表監査委員の私、赤穂と森永監査委員及び監査委員事務局により、前期4月から9月までにおける各部署での事業等について、内子町監査基準に基づき提出された調書等を中心に、関係職員からの聴取と例月現金出納検査、令和2年度財務監査及び令和2年度決算審査における指導事項等への対応状況の確認も含めて、抽出により実施しました。その結果、一般会計・特別会計及び公営企業会計の各種事業は、現時点では特に大きな問題もなく進捗しており、また、新型コロナウイルス感染症に関連する対応で事務・事業が集中する中において、執行内容も概ね適正に処理されているものと認められました。全体的には、評価できることも数多く見受けられましたが、

今後、検討あるいは留意願いたい事項も見受けられましたので、次のとおり報告致します。(1)番として、令和2年度財務監査、令和2年度決算審査及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況について、主なものを6点申し上げます。アの施設・設備の耐震化等については、施設・設備の耐震化あるいは補強改修工事・建替え等は、内子町公共施設等総合管理計画に基づき、順次、施工されているところであり、特に、昭和56年6月1日改正前の建築基準法に基づいて整備された施設等については、引き続き、耐震診断や必要な措置等、更なる対応を検討願います。昭和21年12月21日に発生した南海地震から既に約75年が、大正12年9月1日に発生した関東大震災から既に98年が経過しており、巨大な南海トラフ地震の発生が予想されています。予算の関係もあることから一気に改修・建替えは困難であるため、引き続き、総合管理計画に基づき計画的に取り組んでいただきたいと思います。イの事務処理についてですが、決算審査において指摘した不適切事例については、本来の事務処理手順の順守と管理者の事務管理を一層徹底することとして、新たな改善策に取り組んでいます。不適切な事務処理が発生するとその処理に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政の信頼を損なうことに繋がります。現在、適正な事務処理の確保を図るため、簡易版の内部統制の導入に向け検討が進められています。引き続き、基本に忠実な事務処理に取り組んでいただきたいと思います。ウの時間外勤務手当等についてですが、今回の財務監査においては、一部の部署の一部の職員に見受けられていた時間外勤務の慢性化は改善傾向にあり、複数の部署の一部の職員に見受けられていた有給休暇がほとんど取得できない事象も若干、改善傾向となっていました。これは、改善に向けて、担当者相互の事務支援、事務分担の見直し、必要な職員の配置など、各種取り組みを行ってきた成果であり、一定の評価はできます。ただし、有給休暇については、同一部署でも職員間の取得日数に大きな差が一部にまだ見受けられるため、新たに有給休暇取得計画表を活用するなど、更なる改善策に取り組んでいただきたいと思います。職員は、組織の財産であり、健康管理は各人の自己管理が重要であることは言うまでもありませんが、管理者の重要な責務でもあるため、引き続き、内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則や人事院指針の遵守に努めていただきたいと思います。エの公用車の管理についてですが、今回の財務監査においても、職員の不注意による公用車の損傷案件は、散見されました。いずれの事案も防ぐことができたものばかりで、公用車の前方・後方の注視不足が原因でした。中には、3年連続発生している部署もありました。新たに運行日誌を設置するなど、改善策には取り組んでいます。物品の調達費や修繕費の財源は、税金であることを常に認識の上、職員への注意喚起を徹底し、再発防止に努めていただきたいと思います。オのマイナンバーカードについてですが、社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されました。平成27年10月から個人番号、法人番号の通知が始まり、平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の3分野のうち、法令や条例で定められた事務で随時利用が開始されています。また、令和3年10月以降、マイナンバーカード対応が可能な医療機関・薬局を利用する場合、健康保険証にも活用できることとなっています。こうした中で、内子町においては、総合計画に100%取得を目標値として掲げ、マイナンバーカードの交付率の向上に向けて、職員が率先してマイナンバーカード取得に取り組み、水曜日は本庁・分庁・小田支所の窓口を午後5時15分から8時まで延長し、第2・第4日曜日は本庁窓口を午前8時30分から午後3時まで開けて住民

のマイナンバーカード取得をサポートしています。窓口で取得手続きをする場合、写真撮影費用は無料であることから、広く周知するなど、マイナンバーカード交付率向上策に一層取り組んでいただきたいと思います。加えて、個人番号や番号記載の文書は、引き続き厳正に管理願います。カの電算・システム関連の委託費用についてですが、電算・システム関連の委託費用については、当初の入札によるシステム導入時以降、ほとんどの場合、落札業者との随意契約となっています。重要なのは、常にサービスの対価であることを念頭に置き、必要性和契約金額の妥当性を検討することです。該当部署においては、同一システムを運用している他の自治体との広域化・共同開発の検討や情報交換等を行い、検証に努めています。検討事項が実現すれば、一定程度の委託費のコストダウンを図ることが期待できるので、引き続き、検討願います。また、自治体のクラウド導入において、国がかなりの業務を対象とする旨、検討中とのことであり、本格運用になると経費削減が期待されます。(2)番として工事請負・業務委託の入札契約・随意契約についてですが、前期4月から9月においても多くの業務が外注で執行されており、これは、民間の活性化や事務の効率化に繋がり評価できることです。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法の本質と趣旨がいかにかきかされているかです。今回の財務監査においても全体的には、競争性・透明性・経済性を踏まえた競争入札、比較見積りが行われており、適正に予算執行がされていました。多様化している入札・契約制度それぞれのメリット・デメリットを念頭に、事業に見合った最良の方法を検討され、適正な契約執行に努めていただきたいと思います。また、変更契約については、事前に目視でき予測できるもの、関連する設備の経過年数の確認、施設利用者のニーズ確認等、十分な準備調査を行い、当初設計に盛り込むなど、適正な執行に努めていただきたいと思います。加えて、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2で、一定の要件を満たせば契約できることとなっており、この法的根拠が重要です。当該法令を管理者に配付して、決裁時のチェックの徹底を図り、ほとんどの部署において、適正に処理されていましたが、一部において根拠となる条項は確実に記載されていたものの、理由の記載内容が不十分と思われる事案もありました。明確な理由記載を徹底願います。少額随意契約については、癒着による業者の固定化といった疑念を生じさせないように、引き続き、複数業者による見積り合わせを行い広く参加の機会が付与されるよう努めていただきたいと思います。担当者の更なる指導はもとより、上司の決裁時チェックを徹底願います。加えて、見積り合わせ等の実施におけるルールについて、関係部署が共通認識を持つよう指導願います。

(3)の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、新型コロナウイルス感染症に関連する広報・周知、感染防止対策、経済対策、各種手続きのサポート、補助、助成、減免、納税猶予等、多岐にわたり各種事務が集中する中において、概ね適正・迅速な対応がされていました。ワクチン接種の予約は、立ち上がりに混乱しましたが、休日を含め回線・窓口の増設等により、早期に改善されました。今後、3回目のワクチン接種も検討されており、遺漏の無いよう対応願います。今後も引き続き、必要な情報収集を行い、実態把握に努め、効果に繋がる的確な対応をお願いします。

(4)の施設・設備の管理についてですが、地球温暖化に伴い多発する豪雨・大型台風・豪雪、落雷、地震、事故に加え新型コロナウイルス感染症対策等、様々な災害等に対する危機管理対策が求められています。施設・設備の管理について重要なのは、施設は安全性を考慮して運営されているか。災害対策、防犯対策、新型コロナウイルス感染症対策等は、万全か。施設及び設

備は、身体障がい者、高齢者、児童等へ配慮されているか。利用状況が低調なものや課題となっているものについての問題点が把握され、解決に向けて努力されているか等です。内子町では、「内子町地域防災計画」を基本に、各種マニュアルが策定され、緊急時に的確な対処ができる体制となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用の呼びかけやアルコール消毒液の設置はもとより、空調改修、非接触型体温計やオゾン発生器の新規設置、3密とまらない運用、来場者へ緊急時に連絡できる体制等を採用しています。また、利用状況が低調な施設については、関係部署一丸となり施設の有効活用に向けて一層努力願います。引き続き、施設・設備の利用維持・向上、身体障がい者、高齢者、児童等への配慮などに鋭意取り組んでいただきたいと思います。(5)の滞納についてですが、全体の滞納については、令和2年度は対前年度比で622万7,000円減少しています。これは、担当部署の職員の皆さんが長期にわたり、納税に対する啓発、徴収に日々努力された成果であります。具体的には、法令に基づく厳正・的確な滞納整理、高額・悪質事案の愛媛地方税滞納整理機構への引継ぎ、振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できるものです。厳しい経済・地域情勢を考えると徴収事務は、益々苦勞を伴う業務となりますが、近年の地方交付税の逡減を考慮し、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものであることを念頭に、一層、取り組んでいただきたいと思います。加えて、滞納者本人はもとより、必要に応じ連帯保証人へも接触するなど、厳正に対応願います。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」による関係部署との緊密な連携・情報の共有・対応策の協議は効果的です。引き続き、幅広く徴収の知識と手法に熟知している税務課による他部署への指導を期待したいと思います。今後、ウイズコロナ、アフターコロナの対策として、納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税の更なる向上策に取り組んでいただきたいと思います。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税猶予等の措置には留意願います。

(6)の情報化・ICT化についてですが、社会保障・税番号制度の導入や更なる情報化・ICT化が進展している中、重要なのは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかです。本年度も、情報セキュリティの体験型訓練として、疑似的な標的型メールを無予告で全職員に送付してその対応を確認し、注意喚起を徹底するなど、工夫を加えた効果的な取り組みがされており、高く評価できます。更に、担当部署による実地監査は有効であり、現状・実態把握に極めて効果的な無予告監査の実施を是非、検討願います。引き続き、厳正な実施に取り組み、決して監査や点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。(7)の助成行政についてですが、助成行政において重要なのは、その運用において、制度の目的に合致しているか。計画的かつ効率的に行われ、住民の利便性を考慮したものか。運用基準、要綱等は整備され、公正円滑に運用されているか等です。複数の部署において、各種助成を行っており、それぞれ、条例、要綱、規則に基づき、公正円滑に運用されていました。また、新型コロナウイルス感染症に関連する対策として、子育て世帯生活支援特別給付金、これは正式には内子町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と言いますが、この給付金などにかかる各種事務処理も適正に行われていました。引き続き、対象であるにもかかわらず、受給漏れとならないよう広報の充実等に努めていただきたいと思います。加えて、えひめ版応援金については、対象要件に該当しないことが判明し、返納となった事例も散見されました。返納となった場合、申請者の期待はずれ、返納手続

きにも事務量が必要となります。新たに、対象要件を強調したチラシを作成し、改善策に取り組んでいます。引き続き、申請に係る窓口対応時や審査の際、申請者へ対象要件を明確に伝え、返納事案発生の未然防止に努めていただきたいと思います。(8)の補助及び交付金の支出についてですが、各種団体の活動を支援奨励することは、地域の活力や人材育成、町行政の円滑な推進のためにも重要なことです。ついては、各団体等の補助額の審査や査定が前年踏襲で形式的となり、団体の実態、思い、悩みなど、大切なことが見落とされていないか留意しながら、今後も、各種団体の指導と育成に努めていただきたいと思います。今回の監査においては、実態や活動実績を的確に反映して、補助金の見直しに取り組んでいる事例も多く見受けられました。これは、評価できるものです。なお、前年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった行事も多くあるため、活動実態等を反映させて年度末精算も考慮願います。(9)の基金についてですが、基金は、地方自治法第241条第1項にあるように、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または、定額の資金を運用するため、積み立てられていますが、いずれも法令・条例に基づいて適正に管理されていました。ここ2年間は、新型コロナウイルス感染症対策として、国から補助があり、基金の増減は比較的少ない状況にあります。引き続き、その規模や管理などについて、十分検討を行った上で、それぞれの基金の設定の目的に則して、適正な管理・運用に努めていただきたいと思います。

9ページです。(10)の公営企業についてですが、まず水道事業については、近年、特に、有収率の低下が懸念されています。送水管・配水管の老朽化による漏水が主な原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水を減らす努力を行っていますが、更なる効果的な取り組みが必要です。耐震化計画等策定業務委託及び内子町水道事業経営戦略策定業務委託の結果を踏まえ、引き続き、各種課題解決に取り組み、安心して安全な水道水の安定供給に、一層、努めていただきたいと思います。イの下水道事業については、各種課題の内、下水道への接続率の向上については、施工業者とタイアップして環境整備補助の周知や未接続者訪問を計画するなど、改善策に取り組んでいます。内子町下水道事業経営戦略策定支援業務委託及び内子町公共下水道内子町浄化センター他構築基本計画を踏まえ、引き続き、維持管理費の低調な経費回収率改善の検討や各種課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層、努めていただきたいと思います。

最後に後期においても引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に的確な対応を行うとともに、内子町の良さと個性が生かされた内子町形成のため、一層努められることを望み、財務監査報告とします。

○議長（菊地幸雄君） 只今の財務監査報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

以上で財務監査報告を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 一般質問」に入ります。質問は、一問一答といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は前方

左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は6名であります。本日の質問者は4名として、あとの2名は明日におこないます。それでは受付順に、質問を許します。

最初に、森永 和夫議員の発言を許します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） それでは12月議会にあたりまして通告に従い、質問をいたします。今回の質問は、まず、コロナ関連の質問、そして龍王公園について質問をいたします。さて、2020年1月16日、国内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されて以来、感染者は、今日現在172万7,541人。死者は1万8,361人。世界では2億6,000万人を超え、死者は524万9,734人となっています。国内では、10月に入って、収束の兆しが見られるものの、その原因も不明のまま、第6波が懸念されています。また、南アフリカなどで確認された新型コロナウイルスの新変異株オミクロン株の感染が、イギリス、ドイツなど42の国と地域で確認され、規制再強化が加速しそうとの報道があり、日本でも感染が確認されています。日本政府は、水際対策の強化策として、先進国で最も厳しい、全世界を対象に、外国人の新規入国を禁止するなど、まだまだコロナとの戦いはこれからも続くものと心配をしています。愛媛県では、令和3年8月20日から9月12日までの期間、まん延防止等重点措置が適用されるなど、感染拡大傾向にありましたが、10月20日から感染縮小期として、県外往来には十分注意や会食での注意など、感染回避行動の徹底を日常化し、社会経済活動を展開する呼びかけをしています。そして、11月になって、第5波はほぼ収束したといえる状況になっています。さて、この新型コロナウイルス感染症は、内子町にも大きな影響をもたらしました。これまでに、町民の間でも18名の陽性者が確認されています。県の発表では、個人情報保護の観点から、詳しい情報は我々にはわかりません。18名の皆さんの症状などももちろん知る由もありません。中には入院された方、自宅療養された方もいらっしゃると思います。8月31日に感染が確認された4名の方は、ご家族で自宅療養されたと、人づてに聞き及んでいます。感染のリスクは誰にもあります。感染された方に対する誹謗中傷などあってはならないことです。凶らずも、感染した方に対しては、保健所を持たない内子町では、県の保健所が対応を担っているということですが、町民を守るためには、町長は、県との連携を取り、町民の感染状況をしっかりと把握すべきと考えます。そこで、質問事項1の新型コロナウイルス感染症、県との連携について伺います。令和3年8月25日付けで厚生労働省、新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県知事宛に、感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携についてという通達が出されました。感染症法における感染症対策の実施主体は都道府県及び保健所設置市とされていますが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であるため、連携規定に基づき、都道府県と市町村が連携して、自宅療養者等に対する生活支援を行うようお願いいたしますというものです。町長と県は、町民の感染者情報を共有

することが必要不可欠と考えますが、愛媛県と町との連携はできているのか、伺います。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ご質問のありました、愛媛県と内子町の新型コロナウイルス感染症に係る連携についてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、地方公共団体の責務等が定められており、「国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。」こととされています。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法では、感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とされており、新型コロナウイルスの陽性者、濃厚接触者につきましては愛媛県がしっかり対応していると認識しております。また、内子町で陽性者が確認された場合は、個人が特定される情報を除いて連絡をいただいております。新型コロナウイルス感染症が広がり始めた当初、未知の感染症に対する不安などから陽性者等に対して差別的な事例が全国で発生しました。こうしたことから、個人が特定されるような情報の提供はありませんけれども、県が感染者や濃厚接触者に対する生活支援や、災害等で避難が必要になった場合などで市町の支援が必要と判断された場合は、そうした個人情報も連絡をいただくようになっておりまして、連携は取れているものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 最初の質問について何点か再質問いたしますが、個人を特定する情報は入ってこない、でも連携できているというような答弁でありましたけれども、私が言いたいのは、やはり、町として、特に町長、担当課長としてですね、やはりどこの誰が感染したのかわからないでは、その方に対する、次の質問にも関連するんですけども、十分な町としての手を差し伸べるといった対応ができないと思うんですよ。私は、そういった個人を特定する情報について今これ質問をするんですけども、誰が感染しているのかわからないということではですね、何か私はちょっと大変違和感を感じております。なぜ、県は市町に対して個人を特定する情報を流さないのかと考えられるか、お聞きします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 感染症対策は、先ほど言いましたように都道府県または保健所設置市が対応ということで、そういったノウハウを持っているのがそういったところになって参ります。で、新型コロナウイルスの感染者の状況を聞きますと、感染したことを知られたくないというようなことを言われる療養者の方が多いというふうにお聞きをしております。そういったことから本人のご意向も含めて、差別に繋がるような情報は流さないということで、県の

方からそういった情報が必要な場合だけ流すということで、お伺いしております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 言われることは私も理解はするんですけども、守秘義務は皆さん方にもあるわけですよ。私が言うのは、せめて、町長、担当課長は、その情報を入手してですね、やはり、町としての対応は私はされるべきだと思っています。新聞報道も見ましてもですね、確かに47都道府県の中で、34都府県が提供していないと回答されています。しかし、その内容を見るとですね、なぜ提供しないのかといったことを見るとですね、やはり個人情報保護条例に抵触する恐れがあるとかいうこともあります。提供しない理由にですね市町村から要望がないということも、提供しない理由になってるんです。長野や岡山の5県がそういったことで、提供してないんですけども、町長、この感染者の情報をですね、町長として県に要望されたことはありますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 県の方にはですね、その旨、担当課の方からは要望はしておりますけれども県の方針としてですね、一貫してそういうふうな対応で実施するというところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 担当課の方から要望というよりもですね、私は、町長から、例えば、町村会あたりでですね、小野植町長が提言されて、そういったことを町村会で協議をされて、それで県に要望するというのも考えられてもいいのかなと思います。ぜひその辺を前向きにですね、検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。次に、質問事項2、自宅療養者に対するの対応について伺います。個人情報保護の観点から詳しく情報を開示しない県もあるようですが、ご家族が、自宅療養となると、日々の食事や買い物など、大変だろうと推察いたします。またその間、集中豪雨や台風など災害が発生し、避難を余儀なくされた場合どうなるのかなど、課題もあり、町民の命を守る責任がある町長として、感染者の把握がされるべきものと考えます。先ほど言いました、感染症法第44条の3第6項の規定、いわゆる連携規定には、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を行うにあたっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならない旨が規定されています。私は、町民にとって一番身近な行政主体である内子町が、自宅で療養されている町民を積極的に支援し、その窮状を救うべきと考えます。買い物や外出の自粛が求められる自宅療養者に対する食料品提供など、生活支援は住民にとって一番身近な行政を担う町の役割と考えますが、町長のご所見を伺います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 只今、ご質問のありました、自宅療養者に対する生活支援の在り方についてお答えいたします。感染症法では、感染症対策の実施主体は、先ほど申し上げましたように都道府県及び保健所設置市とされておりますが、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援に当たっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないこととされています。内子町を所管しています八幡浜保健所に確認しましたところ、生活支援は基本的に県が行い、県で対応できない事態となった場合や、陽性者等の意向によって各市町に生活支援の要請を行うということでございますけれども、現在のところそういった状況が発生したケースはないということでございます。県では、自宅療養者等に対して食事の配達、生活物資の手配や、困ったことはないか確認を行うなど必要な生活支援を行っておりますけれども、食事は地元の業者が配達を行うことから、特に南予地域のように地域住民の関係が密接なところでは、地域の目を気にして頼まれないケースが多いようでございます。そういったケースでは、親戚であるとか友人、または職場の方をお願いして玄関先に置いていただくなどされているようではありますが、そうした支援が受けられない方につきましては、宿泊療養につなげるなど、療養者が困らないよう措置を行っていただいております。今後、療養者からの支援要請や、県からの協力依頼があった場合は、積極的に支援を行っていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 私が今回この質問で言いたいのはですね、本人から要望があったりとか、県から要請があったりとかという話じゃない、町として、どういう姿勢で感染者、自宅療養者に対して向き合うのかという基本的なことを私は言いたいし、そのことを聞いておるんです。神奈川県なんかではですね、やはり各市町村と県とか連携協定を結んでやっているようです。その一例ですけども、例えば海老名市あたりではですね、毎日2回の体調確認、そして、食料品の購入やごみ出しを代行する、そこまでやられています。そして自宅療養者の体調確認で異変に気づいて、緊急搬送に繋がったケースもあるといった事例もあるんです。私は、それを県がするから内子町関係ないというんでなくて、内子町の姿勢として、町民に向き合う姿勢として基本的な姿勢としてですね、そういうことを私はされないのが私の理解ができないということを言っておるんです。ぜひですね町長、例えばご本人が何もしなくていいよと言われるとこまで押しかけてやるということじゃなしに、町の姿勢として、そういうことも大事ではないのかなということをお願いいたします。その点については。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 先ほど来、答弁させていただいておりますけれども、愛媛県ですね、保健所が当然、感染者と密に連絡を行いながらですね、どういうことが感染された場合にですね、いろんな問題点等も聞き取りをなされております。その中で、いろんな今、議員さん言われましたようなことが起きてですね、当然県の方でも対応が難しいとか、いろんなことが起きた場合には、当然、町の方と連携取ってますんで、町の方で対応をしっかりとさせていただくということ

でございます。ですので、そこで先ほど来、知られたくないという、そういう意識も非常に強い地域、南予は特にですね、そういう結果も出ておりますので、そういう中でどうしても町の方でやって欲しいというような案件についてはしっかり対応していきたいと思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 見解の相違ということなんで次の質問に入ります。

次に、質問事項2の2番目として、自宅療養者の災害対応について伺います。災害はいつ起こるか分かりません。特に、新型コロナウイルス感染症の第6波が心配される中、最悪を想定した災害対策が必要と考えます。感染者の自宅療養中に、台風や豪雨により、避難を余儀なくされた場合、どう対応されるのか、具体的な対策が策定されるのかを伺いますが、おそらくこれも、県がちゃんとやってくれるからということになるんだろうと思いますが、一応、答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 自宅療養者の避難について、お答えさせていただきます。現状といたしまして、自宅療養者に関する情報につきましては、愛媛県が管理してございます。内子町に関係する感染者が自宅療養となる際には、八幡浜保健所において、避難に関することについても事前確認が行われており、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などに住まわれている方につきましては、原則としまして、宿泊療養施設か入院で調整されることとなっております。仮に、自宅療養者に避難の必要が生じたときには、内子町では感染者専用施設の確保が困難であることから、その時に利用可能な公共施設、例えば開設していない指定避難所でもありますとか、また、指定避難所ではございませんけれども、集会所、そういったところに一時的に避難していただくことを考えてございます。また、自宅療養者が、緊急的に町が開設しております一般の避難所に避難されるそういったことも考えられると思います。そうした場合も含めまして、愛媛県及び保健所に対しまして、宿泊療養施設などへの移送をできる限り速やかに実施できるよう連絡・調整をしっかり行って参りたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 災害が起きて例えば内子町が避難所設置した場合には、県から情報提供をしてくれるということですので、そんな中ですね、やはり今、課長答弁された内容のことを防災計画には盛り込んでおられるのかどうか、それだけ確認したいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） そういったことは地域防災計画の中に盛り込んでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） それでは次の質問事項3、成人式のコロナ対策について伺います。6月議会で同僚議員の質問に対し、内子町では、感染拡大傾向にないので、独自に検査体制を強化する予定はない。感染拡大の兆候があれば、県と連携し、検査体制を見直すとの答弁がありました。コロナ対策の基本は、感染予防と検査の充実です。先の総選挙において、各政党、各候補者は、コロナ対策を一番に掲げ、選挙戦を戦いました。自民党の政権公約の中にも、無料PCR検査所の設置、抗原検査など、在宅検査手段の普及により、経済を動かすことが明記されています。それだけコロナ対策には、検査が必要ということでもあります。さて、来年の成人式ですが、これまでに実施した他の自治体は、陽性者が出た場合、接触があった人をすぐに特定し、感染の拡大を防ぐ狙いで、出席者全員にPCR検査を実施した町や、やはり参加者全員にPCR検査をした別の町では、その取り組みを、withコロナ時代の新しい生活様式の啓発として位置付けし、卒業式や入学式、入学式など、他の行事の開催に役立てるなどの事例があります。参加者からも安心して参加ができるといった声もあったそうです。今、各自治体が、来年の成人式開催に向けた準備を進めています。コロナ前の通常に近い形で、門出を祝う式典になるよう、会食自粛やワクチン接種証明、PCR検査など、感染対策の徹底に努力をしています。内子町においても、万全の感染対策をして、安心してすばらしい式典になることを期待しています。感染が減少しているからこそ感染防止対策をしっかり取り組むべきです。危機管理の鉄則は最悪を想定して、備えることです。成人式を安心して実施するためにも、参加者全員の検査が必要と考えます。改めて伺います。来年1月に予定されている成人式では、県外から帰省され、参加される方に対し、PCR検査キットを送付するとのことですが、成人式参加者全員に対し、また年末年始に帰省される方、幼稚園、保育園、小・中学校の児童生徒、教職員に対しては定期的にPCR検査もしくは抗原検査の実施をされる考えはないか伺います。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 今回の成人式を開催するにあたり、PCR検査を県外から参加される方に限定させていただいた背景には、延期分となった県外からの参加者の方から、「成人式に参加するために、帰省することで、家族や、大切な友人にコロナウイルスを持ち帰ることになるのではないか。」と不安の声をいただいております。県外から成人式に参加していただくために少しでも不安を払拭できないかとの思いで、今回の計画に至ったわけでございます。また、9月の予算委員会では、成人式の直前にすぐに判定が出る抗原検査を全員にしてはどうかとのご意見もいただき検討しましたが、抗原検査につきましても、PCR検査に比べて感度が低い検査でもあり、また無症状者に実施する場合は検知しにくいとも言われております。総合的に判断した結果、当初の予定通り、県外からの参加者だけを対象として、実施させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。また、議員の「年末・年始に帰省される方、幼稚園・保育園・小中学校の児童生徒、教職員に対しては定期的に、PCR検査もしくは抗原検査の実施をされる考えはないか」のご質問についてですが、定期的にPCR検査や抗原検査の実施は現在の時点で考えておりません。しかしながら、幼稚園や学校では、出勤後、登校後に新型

コロナウイルス感染症の初期症状がみられた場合、初期症状というのは、咳、咽頭痛、発熱等の症状でございますが、みられた場合、病院受診が原則ではあります、直ぐに受診できないなど、学校内で速やかに有症状者の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されることから、現在、抗原簡易キットを配備し、実施する体制を整えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 抗原検査キットがPCR検査と比べて精度が悪いという話もありましたけども、今、国の方ではですね、当初、厚労省あたりは無症状者の利用を推奨していなかったんです。しかしですね、それがイベント会場や飲食店など感染症早期に発見できるよう、利用拡大が今、検討課題となっております、厚生労働省では、イベント会場なので、無症状者が検査キットを利用することは問題ないといったことを言われております。そして、町長の最初の冒頭の挨拶にもありましたけども、地方創生臨時交付金6兆円程度増額する方向で調整されていますけども、その中にはですね、PCR検査や抗原検査を行う場合、無料でできるよう支援することなどが、その使い道として例示されておるようです。ということはやはり、国も検査をどんどんしなさいよと。そして、通常の経済をまわしましょうと。生活もコロナ前の生活に戻す。そのためにはやはり検査が大事ですよということを言ってるんだらうと私は理解しておるんですけども、どうも、私の見解と違うみたいなんで、教育長もう1回聞きますけども、やはりこの検査というのは私大事だと思うんですが、それほど検査に対して信頼がないということではよろしいですか。抗原検査に対して。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 抗原検査の無症状者に実施する場合は検知しにくいという点の私の発言については、現在学校の方に、参っておりますキットの活用の手引き、これ文部科学省の初等中等教育局厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からのものでありますけども、そちらの中に無症状者に対しての利用については、十分な結果が出にくいということがありまして、そのことも踏まえて今回の成人式の場合ですね、この場で実際、抗原検査で偽陽性、偽陰性という話になるんですけども、そのあとまたそこで出ればまたPCRを実施してというような段階で成人式の前にお正月に帰って、それから成人式まで1週間の過ごし方の話だったと思うんですけども、ずっとみんないるわけじゃなくて、一度お帰りになられて、また当日準備をしてこられる方等のことも踏まえると、ここで出席等を判断するのは大変困難さもあるというようなことも検討の中で話し合ったところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 言われること十分理解できます。それでは内子町のホームページに、成人式当日までの流れ及び出席要件確認一覧というのが出ておりました。これ見ると、厚生労働省

が提供している接触確認アプリCOCOAのインストールや、ワクチン接種については触れられていませんが、やはりこの新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けられるアプリ、COCOAのインストールとかですね、参加者のワクチン接種証明などは、確認されないのかまた、COCOAについては求めないのか、お聞きしたいと思います。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 成人式の案内につきましては、間もなく出席予定されている方に、文書の方でご案内をするわけですが、そちらの方に体調管理チェックシートの提出ですとか、COCOAへの登録の方も掲載していく予定でございます。それから接種にしているかにつきましては、今回聞くつもりはございませんので、そういった形で案内を予定している状況でございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 昨年は中止になって来年2カ年間の成人式を行うということですが、ぜひですね、成人式される当事者の方にとって素晴らしい式典になるように、頑張ってくださいと思います。

それでは次にですね、質問事項4なんですけども、これちょっと後にしましてですね、時間の都合もありますので、5番目の質問、龍王公園の管理について伺います。平成26年議会で、野口雨情が訪れた時、龍王城址で読んだ歌、「心して吹け 朝風 夜風 ここは龍王城の址」を冒頭紹介して、以前は梅まつりや藤まつりがにぎやかに開催されていましたが、今はその面影はなく、久しぶりに龍王公園に行ってみたが残念でしたといった声は何度も私の耳に入ってきており、龍王公園にあるべき姿をどう思われるのか、質問をいたしました。答弁では、「龍王公園開発事業は、新町建設計画のシンボル事業として、町民の健康増進、産業振興、交流促進を目的に計画され、龍王公園は多くの町民が集う憩いの場所であり、観光客との交流及び町民の健康増進につなげていく、都市公園として地域の活性化、福祉の増進交流を促進している。」とのことでした。さらに、梅園や藤棚の管理、ベンチなどの改修を含め、龍王公園をどう管理していくのか、今後の取り組みについての質問に対しては、「町内の造園業者、内子町シルバー人材センターに委託して、計画的に管理している。特に、21年度から剪定、肥料散布及び補植等を重点的に実施したことにより、以前より多くの花が咲いている。藤棚についても、前年度より剪定、施肥を行い、来訪者の交流と憩いの場となるよう、計画的に管理しています。また、26年度においては、国の社会資本整備総合交付金事業である都市公園施設の長寿命化計画の中で、修繕等の対応を考えている。」という答弁でした。しかし、先日町民の方から、藤棚は通行止めになっていることを聞きました。早速行って見ました。以前にも増してひどい状況です。梅園も雑草が生い茂り、これも見るも無残な状況になっています。この7年間どう管理されていたのか。あわせて、今後、龍王公園を子どもから高齢者まで多くの町民が集う憩いの場所、内子町を訪れた観光客との交流の場として、整備していかれるのか、また長寿命化計画の進捗状況を伺います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。龍王公園の管理につきましては、園内の年間3回の草刈り、ゴミ拾い、梅園等の樹木の剪定、遊具や施設の定期的な点検、並びに修繕など、公園利用に支障が出ないよう管理に努めさせて頂いている所でございます。また、今後につきましては、平成26年6月議会で答弁しましたように、龍王公園が子どもから高齢者まで多くの町民が集う憩いの場所、内子町を訪れた観光客との交流の場として機能しますように、住民の皆様のご意見も頂きながら、公園全体としての整備方針を立てたうえで、老朽化などによって損傷が出ている施設の修繕など、優先順位の高いものから、順次、整備を行っていきたいと考えております。また、草刈りなどの維持管理につきましても、その頻度を増やすなどしまして、樹木などの生育や公園利用者に支障が生じないように十分配慮しながら管理に努めさせて頂きたいと考えております。あと、長寿命化計画の進捗状況でございますが、平成26年度に4つの都市公園を対象としまして、内子町公園施設長寿命化計画を策定し、平成27年度から損傷の大きな内子運動公園の改修を進めておまして、本年度に内子運動公園の改修工事が完了する予定でございますので、令和4年度からは、残りの公園につきまして、順次、整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 年3回の草刈をするなど、支障がないよう管理をしているということですが、それならなぜ梅園が通行止めになるような状況になったのか。私は、この7年間は、結局、梅園じゃなしに藤棚ですね、あのような状況になったということは結局管理をされてなかったからああいう状況になった。それまでも花の咲きようがですねもう全然もう昔と違う。このことは、26年の質問の時に言いましたけども、本当に素晴らしい400m近い藤棚で、もう本当花が満開のときにはですね、腰をかかめてないと通れないぐらいでした。そして、藤まつり、梅まつりもやってましたよね。ところが、ここ何年もですね本当、花もまばら。そのことを26年に指摘したら、ちゃんと管理をしますと。長寿命化計画の中で管理をしていきますということでしたけども、今の答弁では、運動公園が優先順位が先だったのでそれをやりましたということです。しかし、私26年に質問したのは、龍王公園について質問した。その時の答弁の中で長寿命化計画の中でしっかりと管理をしていくという答弁だったので、誰が考えても、当然、龍王公園の藤棚を管理するのかなと思いますよね。ところが今の答弁では、言いましたように、運動公園が先。そのあとそれが済んだら、後の3つの公園を優先順位をつけてということですが、龍王公園の優先順位というのは、そのあとの3つの公園のうち、何番目になるんですか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただいまのご質問でございますけれども、龍王公園につきましてはですね、今の状況等を鑑みまして、今年度に地域の声を聞きたいというか集約したいと

ということで、検討委員会のようなですね、意見集約の場をもって、次年度から事業が進むように準備を進めていきたいということで、龍王公園につきましては遅滞なくこれから改善に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 住民の方の声も大事ですけども、行ってみればわかりますよ。梅園の状況どう思われます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ご指摘の通り草が繁茂しているという状況で、急遽、直営の方ではありますけれども、今回対応といたしますか草刈の方さしていただいたんですけれども、そういった管理が不十分とのご指摘の点につきましてはですね、十分受けとめまして、今後の日常パトロール等も通じた中で、これではいかんという状況であれば、適宜ですね、委託で実質、年間管理費とるんですけれども、直営などの手も加えながら、今後適切に対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 町長、ここ最近龍王公園、上がられました。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 上に櫓がありますけれども、あの辺から見ましたし、龍王の方へ行きましたので、その周辺を見ております。以上です。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 今、私が質問の中で言いました、藤棚や梅園は見られましたか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 梅園はもちろん見ておりますけれども今の藤棚、これについては、話を聞いております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 龍王公園は都市公園ということで町が設置した公園です。そうすると、内子町の都市公園条例を見ましたけども、いろいろ書いてありますが管理基準の条項がないんですが、都市公園法第3条の2に準ずるということでよろしいのでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 公園の管理基準についてでございますけれども、条例です、規定できるのは設置基準というような国の基準を参酌してですね、できる基準はあるんですけども、管理基準については、安全性に係る等を含めてですね、これが全国一律的に同じ水準で管理をしないとイケないということで、国交省の方においてですね、この法律においてを参酌基準として条例化するのはできないというようなことで、国の公園法の中で、管理していきなさいというようなことでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） そうするとですね、この都市公園法の第10条、法第3条の2第1項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準というのが書かれています。これ政令ですね。その中にはですね都市公園の構造、利用状況または維持もしくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質または気象の状況、その他の状況を勘案して、適切な時期に都市公園の遵守を行い、及び清掃、除草、その他の都市公園の維持を、機能を維持するために必要な措置を講ずることと書いてあります。ということはですね、私は、これはいつ誰が来ても綺麗にしておきなさいよということだと思ふんですよ。年に2回とか3回とか草刈をといるんじやなしに、いつ誰が来てもいつも綺麗にしときなさいよというのが、この法律の趣旨だと思いますので、ぜひですね今後、以前のように、町民の憩いの場所として、また町外からの来訪者との交流の場所としてですね、心して管理整備をしていただきまして、以前のような梅まつりや藤まつりがにぎやかに、開催されるようになることを願ひまして、この質問を終わります。

それでは次にですね、発言時間あと7分ありますので、先ほど飛ばしました質問事項4、えひめ版応援金について伺います。アフターコロナ、withコロナを見据え、国、県、そして内子町は、これまでもGo Toトラベルや事業継続給付金、がんばる内子のまち応援チケットなど、経済の活性化に向けた取り組みがなされてきました。これらは、町内の疲弊した飲食店や事業所の活性化に繋がったものと思います。しかし、先の6月議会で指摘しました内子町事業継続給付金のように、制度設計の甘さから1億8,000万円の予算に対し、給付総額5,911万6,000円、実に1億2,000万円が見込み違いとなるなど、根拠に基づく政策立案がなされていない事例もありました。今回、時短要請や外出自粛等の影響を受ける事業者を、県市町連携で幅広く支援するという事で、第2弾えひめ版応援金が支給されることになりました。このえひめ版応援金第2弾は、申請受付期間が令和3年10月13日から、12月28日ということで、途中経過になりますが、これまでの実績を伺います。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） えひめ版応援金第2弾の途中経過についてお答えいたします。令和3年10月13日から11月30日までの申請受付件数ですけれども140件、申請額は2,

650万円、その内訳ですけれども、法人53件、申請額は1,430万円、個人事業主87件、申請額は1,220万円となっております。なお、予算執行率は48.2%という状況となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） まだ途中経過ということですが42.何%ということですか。できれば、100%に近い申請があることを希望いたします。それでコロナ対策でいろんな施策が、国、町やられています。先ほど言いましたように、政府は地方創生臨時交付金を6兆円増ほど増額するということですので、これまでも、約7億円が交付されていますがさらに配分されることとなります。新型コロナウイルス禍で経済的に大きな打撃を受けた飲食店などへの対策も大事ですが、他にもコロナ禍で収入が減り、困窮されている人も少なくないと思います。根拠に基づく政策立案を忘れないで、必要な人に必要な支援を迅速に届けていただきたいということをお願いいたします。質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。午前11時40分から再開します。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

午前中の森永和夫議員のコロナの災害対応についての一般質問に対し、間違った答弁を行っており、訂正したい旨の申し出がありました。これを許可し、理事者の再答弁を許します。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 発言の機会をいただきありがとうございます。

先ほど森永議員さんからのご質問の中で、私の答弁に一部修正補足をさせていただいたというふうに思います。先ほどの質問の中で、自宅療養者の避難について、地域防災計画の中に規定があるかというご質問に対しまして私、定めてございますというふうに答弁させていただきましたけれども、正確には地域防災計画を受けましての避難所運営マニュアルの中で詳細を定めているものでございます。誠に申し訳ございません。修正補足をさせていただいたというふうに思います。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの答弁に対し、森永和夫議員の再質問を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） それでは、次に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富でございます。9月議会にあたり、質問通告に基づき、質問させていただきます。コロナ対策に。

○議長（菊地幸雄君） 向井議員、12月議会です。

○4番（向井一富君） ごめんなさい。申し訳ないです。訂正いたします。4番、向井一富です。12月議会に当たり、質問通告書に基づき、質問させていただきます。コロナ対策として、なるべく簡潔に行いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

まず、防災減災対策についてお尋ねいたします。この項の1番目といたしまして、町道の補修についてお尋ねいたします。町内の道路を走行しておりますと、路肩がへこみ、路面にひびが入っているところをいたるところで目にいたします。中には、道路の半分が崩落し、やっとの思いで通らなければならないところもあります。落ちてしまっただけでは、修繕費用もかさむし、不便も生じます。日々の点検をこまめにし、補修材を塗りこむとか、オーバーレーをかけるなど、予防的に、点検、修繕することにより、経費削減、不便の解消に繋がると考えるが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 町道の予防的点検、修繕についてお答え致します。町道の点検、修繕につきましては、橋梁、トンネル等の重要構造物は5年に1回の定期点検と、点検結果に基づく計画的な修繕を行う事で、道路網の安全性や信頼性の確保に努めております。また、舗装につきましても、重要な幹線を中心に約230kmの区間の路面性状調査を行いまして、維持管理計画を策定のうえ、国の防災・安全社会資本整備交付金なども活用しながら、損傷の大きな所から修繕を進めている所でございます。現在、町道は848路線、延長588kmと膨大な数に上っておりまして、修繕に時間を要している所もございますけれども、今後につきましても、必要予算の確保に努めるとともに、道路利用者の皆様に支障が生じないように、適正な管理に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。

この質問の2項目目に入ります。また集落を張りめぐらされてます家庭用の生活排水の用水路も含めまして、相当昔からのものでございまして、現在のような豪雨に耐えうるものではございません。防災減災強靱化5ヵ年計画の中に取り込み、総点検、改修に向けて予算をつけて整備していったらどうかと考えるがいかがでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 集落用水路の予防的点検、修繕についてお答えいたします。集落用水路の予防的点検、修繕につきましては、愛媛県が管理しております地すべり対策施設における水路などは、5年に1回の定期点検と、点検結果に基づく計画的な修繕を実施されております。このような中で、特に家屋等に影響が生じるような損傷があれば、優先的に対応していきたいとのこととお伺いしているところでございます。内子町といたしましても、愛媛県と情報を共有しまして、相互が管理する施設におきまして、関連性のある修繕事案等がございましたら、連携しながら、一体的な修繕を行うなど、効率的な減災に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。ぜひ前向きに予防、修繕のほどお願いしたいと思います。

この項目の3番目でございます。次に、大洲市菅田地区を中心に、肱川の堤防工事が着々とでき上がっておりますが、それが完成すると、実質大洲の遊水地がなくなり、堤防が上がった分だけ、上流域の水位上昇が考えられますが、以前の一般質問にて、このことによる内子町での堤防越水の危険はないとの答弁をいただきましたが、五十崎町内の一部について、堤防より低いところに住宅があり、支流の内水氾濫が想定されますが、その対策は十分なのか、お尋ねをいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問にお答えいたします。昨年12月議会でも答弁させていただきましたけれども、愛媛県によりますと、肱川の堤防整備は、堤防が整備されていない箇所や堤防の低い所について進められており、小田川沿岸まで水位上昇の影響が及ばないように整備を行っていると同っております。五十崎地区の内水対策でございますけれども、小田川の河床掘削による水位上昇の抑制や樋門の開閉操作などによりまして、内水氾濫被害を最小限にとどめる取り組みを行っておるところでございます。また、肱川の治水対策につきましては、流域3市町により肱川流域総合整備推進協議会を立ち上げまして、流域の総合的な整備促進を国や愛媛県に求めている所でございます。本年7月にも国土交通省に対しまして、内水対策への協力や支援を盛り込みました、より一層の総合的な治水対策の促進について要望活動も行ったところでございます。今後も、国、県、関係市町などと連携しながら、流域全体での総合的な治水対策促進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） くれぐれもしっかりと前向きな対策を練っていただきたいと思っております。

ますのでよろしくお願ひいたします。

続きましてここ2、3日に地震のニュースが続きましたが、東日本大震災から10年が過ぎました。そのときの教訓として、自分の頭の中に残っているのが、釜石の奇跡という言葉でございます。小・中学校へ通っていた子どもたち、ほぼ全員の3,000人ほどが、すぐに安全な場所に避難して、全員助かりました。その理由といたしまして、学校での防災教育が徹底されていたところにあります。その中で印象に残っているのが、学校へ迎えに行く親たちの車が身動きがとれない渋滞の横を走って逃げている子どもたちの写真と、子どもたちは逃げながら、近隣の大人に、声かけしながら、共々に逃げている光景でございました。その光景で気になったことは、子どもたちにはしっかりと防災教育ができていて、その意識が親たちと共有されてなかったことがあるような感じを持ちました。子どもたちは素直です。習ったことは忠実に守ります。それと、子どもの時に刷り込まれたことは忘れません。その意味では、将来の地域防災を担う人材育成のためにも、学校での防災教育の大切さを考えるが、当町の現状はいかがか。教育長、よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、向井議員の「学校での防災教育の現状は」についてのご質問にお答えいたします。

各学校では、学校防災マニュアルを作成し、計画に沿った避難訓練を実施したり、シェイクアウト訓練を実施しております。また、学校安全計画を定めており、安全教育として学年ごとに、災害対応に限らず日常生活に必要な安全対策を学んでおります。訓練方法については、隣接する保育園や幼稚園・小学校・中学校と合同で実施したり、地元自治会と合同で実施するなど、地域と連携した訓練であったり、単独で訓練する場合も、事前予告なしで訓練を行い、実施時刻も授業中、休み時間、清掃中など、様々な時間帯で工夫しながら訓練を実施しているところでございます。成果としては、訓練などを重ねることで、危機予測能力や危機回避能力が身につく、落ち着いた集団行動、災害に応じた対応や避難方法など、自ら判断して安全行動をとる習慣が身についたり、訓練を幼稚園・小学校・中学校など合同で実施している学校では、上級生がリーダーシップを発揮して下級生を誘導・配慮するなど共助の意識が芽生えてきたなどの報告もございます。また、学校で防災教育を実践することで、家庭や地域の防災意識が高まるという事も言われております。訓練で出来ない事は、実践でもできませんので、今後とも関係機関と連携し、実施内容なども工夫し、継続して取り組むことで、防災力を高めることができると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 引き続きよろしくお願ひいたします。先ほども申しました通り、子どもたちにはすごく徹底されておるとは思うんですけども、それを家庭に持って帰って家庭と共有するっていう作業、先ほどちょっとちらっと答弁あったと思いますけれども、もう一度、家庭と

学習内容とか情報を共有するっていうことに、どういう考えで取り組んでおられるか、改めてよろしくをお願いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 子どもが学校で学んだことをそれぞれ家庭に持ち帰って、家族と共有したりすることはとても重要なことだと考えております。防災教育もそうですけども、やはりそういうことをした中でやっぱり、家庭の中でも、意識が変わったりだとか、共に学ぼうという考えのもとで、両親だとか兄弟だとか、またおじいちゃんおばあちゃん家族ぐるみで、防災力が高まると思っておりますので、今後とも、やはり家庭と学校の連携というものは大切にしていきたいと思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） この防災の関係で最後の質問になるんですけども、また引き続き学校での子どもたちの点で質問させていただきます。その中で、防災リーダーの育成も非常に、大切だと思いますけれども、内子町における何歳から、この資格が受けれるのかわかりませんが、ちょっと把握してないですけど、学生らの防災士の取得者は、何人ぐらいおられるのか、おられないのか。わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 学生の防災士取得人数についてお答えをさせていただきます。現在、内子町が把握しております、町内の防災士の人数は194名でございます。このうち、防災士登録時における学生は2名で、いずれも高校生でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 中学生はいないということでございますけれども、中学生が防災士を受けられるっていうことは可能なんではないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 防災士機構の方のホームページ等を調べてみますと年齢のことは記載がございませんので、おそらく中学生であっても取得は可能だというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ぜひ、子どもたちにも防災士をとっていただいて、町民全体で意識を高めていくような形になればいいのかなと考えておりますので、教育長、そこら辺も、しっかりと

取り組んでいただけないでしょうかね。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 実態に応じて、また今後、検討していきたいと思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 続きまして、林業行政についてお尋ねいたします。まず最初に、2019年にパリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出目標達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された。森林経営譲与税についてお尋ねをいたします。内子町の譲与税額と、現況はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 内子町の森林環境譲与税の現況についてのご質問でございますが、内子町には令和元年度より森林環境譲与税が譲与されており、令和元年度の金額は2,436万7,000円で、林道の補修等に669万2,000円が充当され、1,767万5,000円が基金に積み立てられています。令和2年度は5,178万円で、環境林整備事業切り捨て間伐等に2,400万円、林道等の補修に600万円充当され、2,178万円が基金に積み立てられています。令和3年度の見込み金額は、5,210万8,000円で、令和2年度と同じ事業に充当する予定でございます。今後、森林経営管理事業を推進すると共に、関係団体である森林組合、県と協議しながら森林整備を進めていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 令和6年度からは国民の皆様にも、この譲与税ということで1,000円徴収するような形になっております。有意義に、このお金、林家のため、林業のためと、地球温暖化対策に使っていただきたいなということで、考えております。また、その使い道といたしまして、先ほども説明されておりましたけれども、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受けて経営、管理することや、林業経営者に再委任することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するため、森林経営計画管理法が施行されておりますけれども、内子町の具体的な取り組み状況をお尋ねいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 内子町の森林経営計画管理制度の現況についてのご質問ですが、

内子町には国有林以外の民有林が約1万8,900haあり、その内、スギやヒノキを主体とした人工林が約1万2,800haで、全体の68%を占めています。その人工林のうち経営管理が行われていない森林に対して、森林経営管理事業を順次実施していくことになります。現在、内子町では、内子町森林組合や愛媛県と協議をし、森林経営管理事業のモデル地区として、立石地区と寺村地区の人工林面積約97haを事業の実施地区として選定しております。その森林の所有者に対して、所有山林に関する意向調査票を送付する予定で、現在、誰がどの森林をどのように管理しているか、今後、森林管理を所有者自らが行うのか、森林組合などの林業事業体に委託するのか、町に対して委託したいのかなどを調査することになります。町に委託したい森林がある場合は、木材の搬出を行った際に林業経営に適した森林かどうか、採算がとれるかどうかの判断を行うようになります。採算が取れない森林は、切捨間伐を実施し、治山や水源涵養に資する山林になっていくように管理していく予定でございます。今後の森林経営管理事業の実施地区につきましては、森林経営計画の実施状況のみを、内子町森林組合と協議をしながら決定していくことになります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 今の説明の中で、モデル事業として、意向調査をやりながら、どういう管理をしていくのが適切なのかということで答弁いただきましたけれども、現在のところ、モデル事業についての意向調査でやって、意向においては、全町の所有者に意向調査をするという流れになっていくんでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 今、議員さんご指摘の通りでございます。まずはモデル地区で実施していき、それ以降は、全体を調査して意向調査をする予定になっております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） この意向調査を、いつぐらいまでかけて、期間がどのぐらいの期間をかけて、実施する予定になっているかわかりますか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 森林環境譲与税は、ずっと引き続いて毎年内子町の方に入りますので、森林組合等とも協議をしながら、できる範囲で確実に森林整備ができるように、順次取り組んでいきたいと思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 年が経つにつれてですね、農地の境目ももちろんですけど、隣地の境が

わかりにくい世代になっていっとるんじゃないかなと思うんですけど、そういう隣地の境界線を確認するような作業に、住民から申し出があり、林業の持ち主から申し出があったらそれを現場まで行って確定するような作業にそういう譲与税を使って、その確定をして、管理をつなげていくってということは、譲与税でできるんでしょうか。計画はいかがでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 内子町の場合は国土調査が終わっております。国土調査が終わってないところにつきましては、そういったところにも取り組めるかもしれませんが、内子町の場合は国土調査が終わっておりますので、森林環境譲与税をそこに充当することはできません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） この項の最後になるんですけども、農地が荒れてきております。それで、町長も先日なかなか採算が合わない農地についてはお金を入れることは難しいってことを言われておったんですけども、逆にですね、山の方の農地については、逆に林地に地目転換をするようなことで推進するような流れにした方がいいんじゃないかなと思うんですけど、CO₂の吸収量も、スギ、ヒノキがやっぱ吸収量が多いということで、落葉果樹に比べて4倍から5倍のスギについては、吸収量と保持力があるということでございますので、そういうへんぴの農地をもう逆にですね、林地に変えていくようなことを町の方で推進するようなことには、できんでしょうかね。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 今のご質問でございますが、農地の場合は農業振興地域、いわゆる農振農用地等もございますので、そちらは内子町としてももう守っていかないといけない農地と考えております。そういった制度を無視して、林地に持っていくということは、現在のところを考えておりません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 林業関連で最後の質問になります。脱炭素社会を目指して国内産の木材を公共建築物、民間の建築物への利用促進を図るための改正木材利用促進法が施行されましたけれども、具体的な内容がどうなっているか分かる範囲でお答え願いたいと思います。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 改正木材利用促進法の具体的な内容についての質問でございますが、平成22年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」制定以降、農林水産省及び国土交通省では、基本方針を策定し、公共建築物における木材の利用に取り組んできた

ところでございます。その結果、公共建築物の床面積ベースでの木造率は、法制定時の8.3%から令和元年度には13.8%に上昇しております。一方で、民間建築物においては、木材の利用の動きが広がりつつあるものの、余り伸びていない状況となっております。こうしたことを背景として、先の通常国会において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和3年10月1日に施行され、これにより、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用促進に関する法律」に変わったところでございます。このことにより、地方公共団体や関係団体等と連携し、建築物におけるさらなる木材利用の促進に取り組むこととなります。現在、愛媛県では、国の基本方針に基づき、方針策定を進めている状況でございます。内子町においては、町産材木造住宅に対しての補助金を出すなど木材の利用促進に取り組んでいるところです。今後も、公共建築物のみならず民間建築物の木造化の推進に力を入れるなど対応を考えていくこととなります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） まだ施行したばかりで、なかなか内容について、今からっていうことでございますけど、町内産の材料を使って民家を建てた時に補助金が出るということは、議会の中でも何度も説明いただいたのでわかっておるわけなんですけれども、この町内に建てる、例えば集会所とか、自治会館とかそういうところで内子町の町内産材がどのぐらいっていうか、どのぐらいわからんかもしれんけど、使われてるのかちょっと教えてもらったらよろしいかと思えます。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 向井議員のご質問にお答えします。先ほど言われました公共事業例えば、自治会館の建て替えなどにつきましては、設計の段階で積極的に町産材を使うといった取り組みがなされていると聞いております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 引き続き、町内産の材を使っただいて公共施設も一生懸命建てていただきたいと思いますし、林業の活性化に進んでいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくをお願いします。

続きましてデジタル行政についてお尋ねをいたします。まず、町内放送でも繰り返し受付時間の延長などの告知や実施をされております。マイナンバーカードの登録推進に向けて心血を注がれていることに感謝をいたします。マイナンバーカードが普及することにより、給付金等の迅速な支給、諸届け出手続き、税金の申告、健康保険証、運転免許証としての利用等がいろいろと便利に、そして事務が簡素化されることが想定されます。マイナンバーカード普及率が、自治体で3位、市区で1位の石川県加賀市は、11月1日時点で70.9%の取得者があり、それにはマイナンバーカード登録時の地域商品券5,000円分の配布が、普及に一番大きかったとのこと

でございました。内子町でも早く、全町民に普及することを望むものでございますけれども、内子町のマイナンバーカードの普及状況はどうなっているか、お尋ねをいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） 内子町マイナンバーカードの普及状況についての質問ですが、普及状況については、カードの交付率でお答えさせていただきます。内子町の令和3年10月31日現在の交付率は、交付枚数5,578枚で、34.74%です。県の平均に比較して、マイナス4.26ポイント、全国の平均と比較して、マイナス4.36ポイントとなっています。現在、県や全国に比較して低い状態です。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先ほども言わしていただきましたが、加賀市のように内子町も普及促進に向けての独自の何か申請に対する動機づけになるような事業は、やるつもりがないか、お尋ねいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） 現在のところマイナンバーカードの促進について、町独自のですね補助制度というものは、考えておりません。ただ国がですね、今臨時国会で上がるんですけど、マイナポイントの制度をまたしていただきますので、それを有効利用してですね、まだマイナンバーカードを作っていない方に啓発促進をしてですね、このマイナポイントをうまく利用してもらって、推進をしたいと思います。以上です。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先ほど石川県の加賀市でのことではございますけど、昨年からはマイナンバーカードをデジタル証の身分証明書として、スマホで完結できる行政手続きが172種類に及び、さらに広げたいとのことではございますけれども、内子町でこのスマホで、完結できる行政手続きというような形のマイナンバーカードを利用した取り組みは考えておられるか。お願いいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） 現在ですね、マイナンバーカード、スマホ等を利用してですね行政手続きするっていうのをですね、今ちょっと考えておりますが、今現在あるということではありません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 引き続き、利便性の向上の意味でも、事務の簡素化という意味でも、ぜひやっていただきたいことであると考えておりますので、引き続き前向きに検討をお願いいたします。続きまして、マイナンバーカードでできるということということでございまして、今お答えいただいたようないろいろなことがあろうと思うんですけど、マイナンバーカードとして保健証としての機能が運用され始め、10月から始められました。内子町のマイナンバーカードの保健証登録利用状況について、わかるようでございましたら、よろしくご答弁をお願いいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） 内子町のマイナンバーカードの保険証利用状況についての質問ですが、利用状況については、カードの国保の紐づけ状態状況と利用できる病院等についての報告をさせていただき、お答えとさせていただきます。令和3年10月20日現在のマイナンバーカードの国保保険証への紐づけ状況は、165件で4%、全体の被保険者の中の4%でございます。まだまだ紐づけされていない方がおられるという形でございます。また、実際、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、顔認証付きのカードリーダーが必要なんですけど、それについての利用が今できる病院等については、厚労省の関係でリストがずっと出てございます。そして、令和3年11月29日現在のリストでは、内子町では該当医療機関、薬局等はございません。ただ予定をされているところはありますが、まだ未設置ということでございます。大洲市につきましては、医科が5、歯科が4、薬局は4となっております。利用できる医療機関もまだまだ少ない状態です。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） デジタル行政の項目の3番目に入ります。マイナンバーカードを普及することにより、ますますデジタル化が進んで参ります。3回目のワクチン接種が始まりますが、web申し込みだと簡単にまたスムーズに予約ができます。そのことになかなか対応できない高齢者もおられると思いますが、デジタル化に向けて、デジタル活用支援推進事業と利用して、その方たちにスマホ講習会を自治会単位くらいで、開催してはと考えますが、いかがかご答弁ください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 高齢者のスマホ講習会について、内子町が主催して実施したことは、これまでございません。令和2年度において、愛媛県が県内の高齢者を対象に、ITスキルの向上とアフターコロナに向けた新しいコミュニティの創出を目的とした高齢者スマホ教室を県内各所で開催しております。内子町では、12月15日、五十崎自治センターを会場に1回1時間の講習を合計4回開催し、8人が参加しました。参加者が少なかった原因としましては、スマホ教

室開催の周知不足とコロナ禍が影響したと思われます。今年度においては、総務省がデジタル機器を扱うことが苦手な人を対象に、基本的な利用方法を学べる無料講習会を6月から全国の携帯電話ショップなど1,800か所で実施してございます。このような取り組みが行われてはおりますけれども、高齢者がスマートフォンを使いこなし、デジタル活用による価値を享受することに至るためには、継続的かつ幅広い支援が必要だと考えてございます。そのため次年度において、総務省事業とも重層的に連携したうえで、愛媛県・市町・民間事業者が連携し、地域の共通課題であります「デジタルデバイド」解消に向け、いつでも気軽にワンストップで相談できる場の提供や、地域コミュニティのデジタル化支援などの事業に取り組むことで、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 将来に向かって、避けては通れない事業だと思いますので、引き続き前向きにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

この項の4番目、続きまして、スマホなどに取り込み利用ができる障害者手帳のデジタル化についてお尋ねいたします。先般、高速道路料金場見学会に参加させていただきましたので、障害者の料金、割引がスマホでも可能と聞いたと思います。障害者手帳本体の提示が必要だとばかり思っておりましたが、今はそのような形になっているのかと感心いたしました。また、そういうそういった意味では、どのような内子町でもこのスマホでのいろんな手続きとか、利用料金の支払いとか、そういうところが、町の関係の施設でもあるのかないのか、またそういうことを進めていくつもりがあるのかないのかちょっとご答弁を願いたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 障害者手帳をお持ちの方は、自動車税、軽自動車税などが条件によって減免されるほか、旅客鉄道、バス、タクシー、航空運賃や、様々な施設での入場料が割引となる場合があります。これらの手続等におきましては、障害者手帳の提示、確認等が必要となりますが、手帳を忘れた場合、障がい者割引のサービスを受けることができなくなってしまうと思います。こうした問題の解消方法と致しまして、今、議員さんおっしゃいましたように、マイナポータルでの自己情報取得API利用承認を受け、公的認証された障害者情報を活用したサービスが、民間事業者によるスマートフォンのアプリケーションで提供されています。この障害者手帳アプリ「ミライロID」といいますが、この利用には登録等の手続きが必要となっておりまして、航空、鉄道、バス、タクシーや、動物園、遊園地、レジャー施設、またコンビニや商業施設など様々な施設で導入が広がっておりまして、自治体で導入しているところも多くございます。内子町では現在、導入の予定はありませんけれども、手帳保持者の利便性の向上、また導入する側の手帳確認の簡略化などメリットも多くありますので、今後、町営バスでありますとか、施設での導入について検討していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 引き続き、前向きに取り組んでいただきたいと存じます。この項目の最後でございます。先般の一般質問にて中学校でのeスポーツ部に取り組んではとの質問させていただきましたが、それも一つには、デジタル化に向けて、デジタル人材の創出を考えてのことでございます。この度は、中学校でのパソコン部、またプログラミング部のような部活に取り組んではどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。そして、その部員たちが部活動の一環として各地に出向き、先ほどお尋ねいたしました高齢者スマホ講座の先生役で活躍していただくなどの良い考えかと考えますが、いかがでしょうか。携帯電話大手が2026年までにガラケー、携帯の通信を廃止するということを決めてございますので、必要なことだと思いますがいかがでしょうか。ご答弁よろしくお願ひします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、向井議員の「中学校でのパソコン部の導入」についてのご質問にお答えします。町内の中学校に対し導入についての考えを確認したところ、現在導入に向け検討している学校はございませんでした。その理由としては、学校教育において必要な知識や操作方法は、授業の中で学んでおり必要性が低い事があげられると思っております。また、個人で所有しているスマホやタブレット、パソコンなど、以前と比べて環境整備は整っており、それらの機器を操作するスキルも格段に向上していると思っておりますので、それらも大きな要因ではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 町内ではないということでございますけれども全国では3,000校ぐらいな学校が、同じような形のものに取り組んでいるというような前例もある例もございますので、そうなかなか学校運営という中では厳しいかもしれませんが、これも一つ、将来的には考えていただきたいなということで質問させていただきました。今回の12月議会におきまして最後の質問になります。地域交通の維持についてお尋ねをいたします。まず、先般より地区の民生児童委員さんを通じてデマンドバスの利用、意向調査等を実施していただきましたと思っておりますけれども、その調査結果を踏まえて、今後、デマンドバスの運営をどうされるのか。運営状況を答えられる範囲でお答え願ひしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） デマンドバスの運営状況についてお答えをさせていただきます。デマンドバスは町営路線バスの見直しに合わせて平成22年11月に試験運行を開始し、福祉バス

からの切り替えなども行いながら、現在は19路線で運行しているところであります。路線毎に週1日ないし2日、運行曜日を決めまして、1日3便運行しております。運行は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得した町内のタクシー会社2社に運行を委託し、貸与しました5台の10人乗りのバス車両により運行しており、運行地区の乗客のご自宅近くから街中エリアの病院、買い物先などまでの移動手段としてご利用いただいております。令和2年度は運行便数2,578便、利用者数6,591人となっており、新型コロナウイルスの影響もあって平成31年度と比べ運行便数で14.0%、利用者数で17.9%減少している状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） デマンドバスに対する意向調査の結果みたいなのは、まだ出てないんでしょうかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 議員さんの言われる通り、この件に関しまして、先般、民生児童委員の方々に対しまして、利用状況に関するアンケート調査というのを実施してございます。それらをまとめますと、増便についての要望がある一方で、移動販売でありますとか、民間の病院の送迎サービスの近年の充実などによりまして、町営バスについてまたデマンドバスについてのニーズが比較的減少しているということも判明しているところでございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） アンケート調査では、ニーズが減っていると。他の便を利用するので、デマンドバスは、利用しないみたいな人が増えてるっていうことでございましょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 民生児童委員さんの感覚としては、そういった方が多いのではないかなというようなことでございますけれども、これ実際に利用される方っていうのはその民生児童委員さん以外の高齢者の方もたくさんございますので、今後、高齢者のサロン等を訪問しまして、さらに詳しいニーズを確かめたいというふうに思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 最後の質問になるんですけども個人的には、デマンドバス1日3便ではありますけれども、なかなか使い便利も悪いようなことも結構伺ったりもしますので、今、地域公共交通活性化再生法や道路運送法など改正されたこともあり、自家用有償旅客運送福祉輸送スクールバス、病院の送迎バスなど、現存する地域の輸送資源を総動員して、うまく生かせない

かと考えるものですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 向井議員さんご指摘のとおり、令和2年に地域公共交通活性化再生法及び道路運送法が改正され、地域の多様な輸送資源を活用し、きめ細やかな移動ニーズに対応するとともに、持続可能な運送サービスの提供の確保などについて規定されたところでございます。現在、内子町内では、町営バスやスクールバス、デマンドバス、また町内外の病院が運行する無料送迎バス、また一般のタクシーや介護タクシーなどの移動手段がございます。町が直接運行しております町営バスやスクールバス、デマンドバスについては、運転手不足や運転手の高齢化、また利用者の減少、特にコロナ禍においてはデマンドバスの運休便の増加などの問題がございます。先ほどもご答弁させていただきましたけれども、このような状況を踏まえ、問題の解決に向け、先般民生児童委員の皆様にご利用状況に関するアンケート調査を実施したところでございます。増便についての要望がある一方で、民間の移動販売車や病院の送迎の充実により、町営バスなどのニーズが比較的減少しているということも判明いたしました。こうしたご意見をさらに細かく収集させていただきたいと考え、高齢者のサロンなどを訪問して、バス制度の周知を図るとともに、ニーズに応じたバス運行の在り方などについて聞き取り調査などを計画しているところでございます。また、デマンドバス運行を委託しているタクシー業者からも、運行のあり方やダイヤ編成、委託料体系などについてご意見を伺ったところでございます。町内の輸送資源や、近年ではNPO法人、また地縁団体などによる地域の助け合いとしての運送も認められてきている、そういった状況を踏まえながら、今後とも利用者であります住民の意見、運行の担い手であります事業者のご意見もお聞きしながら、ニーズに応じた利用しやすく効率的な公共交通のあり方について、検討し改善していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） なかなか誰がやっても難しいんだろうと思うんですけど、いろんな先ほど言われたように福祉バスとか病院の送迎バスとか、いろいろなものがございますので、デマンドバスが順調に前向きに進んでいくっていうのは、なかなか考えづらいのは間違いございません。それで、基本的にはですね、町全体で考えるのではなくてですね自治会単位ぐらいで、もうそこら辺の輸送、地域住民の輸送のあり方みたいなのを地域づくりの中でも取り組んでいくのがいいのじゃないかなと思うんですけども、そこまでの地域にも余裕がないかもしれませんけれどもそこら辺、地域へ出向いていってでもそういう相談も、いい方法があれば、していただきたいと思うんですけど。まだうちの地域はですねスクールバスが今通っておるんですけど、交通安全週間期間に子どものバスの乗り降りを朝の時間だけですけどもサポートする。安全を確認をするということで、立ち番をさしていただいとるんですけど、バスに乗っておるのが2、3人、4、5人という形になっております。スクールバスに地元の方を乗せるっていうわけにはいかん

でしょうかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 誠に申し訳ございませんちょっと確認不足で申しわけないんですけども、おそらくスクールバスに一般の町民の方を同乗させるってことは難しいのではないかとこのように考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） とにかく、大きな20何人か乗れるバスに子どもが2、3人という光景を目にします。あれもうまく使えば、何とか一つの移送手段になるんじゃないかなと思います。そういうものを利用するがために、多分この道路運送法とかも改正されたり、交通活性化再生法の方も改正されたりしておるんじゃないかなと思いますので、一つ、そこら辺も前向きに研究、検討していただきたいと思ひまして、私の質問を以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地幸雄君） 向井議員、3番目の（5）の内子町サイバー攻撃対策は、答弁よろしいですか。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） すいませんでした。バタバタしておりました。ご指摘の通り、サイバー攻撃について、準備しておりましたけれども、ちょっと言い忘れておりました。

まだ時間がございますので、質問させていただきたいと思ひます。徳島県じゃったですかね、つるぎ町の方の病院の方がサイバー攻撃にあったということで、あと修復するためには身代金を要求されたということで衝撃を受けた記事が載っております。こういう事件、世界的にも、どんどんと話が出ておりますけれども、内子町のそういうサイバー攻撃へのセキュリティ対策ができていのかどうかを確認したかったんで、すいません。よろしくお願ひします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、内子町のサイバー攻撃対策についてお答えをさせていただきます。現在、内子町役場からのインターネット接続は、愛媛県自治体情報セキュリティクラウドを利用して行っています。この愛媛県自治体情報セキュリティクラウドは、愛媛県及び県内20市町のインターネット通信を統合して行うもので、監視センターにおけるログの監視・分析やマルウェア・スパム対策など高度なセキュリティ対策を実施しています。この自治体情報セキュリティクラウドについては、総務省から標準要件が示されており、愛媛県と20市町では、その要件を満たすセキュリティ水準を確保した民間ベンダーが提供するクラウドサービスを利用しているところでございます。また、庁舎内部においては、ファイルサーバによります、データの

元管理や職員用パソコンへのウイルス対策ソフト導入などセキュリティ対策を実施するとともに、標的型メール攻撃のようなウイルス対策ソフトだけでは防ぎきれない攻撃に対応するため、職員に対するセキュリティ対応訓練の実施や情報セキュリティに関する情報提供などを随時行い、職員のセキュリティに対するリテラシー向上に努めてございます。マイナンバーや住民基本台帳、税情報などを取り扱うシステムについては、インターネットに接続できない、物理的に遮断されたネットワークにおいて運用しておるところでございます。また、職員が利用しますパソコンには、許可された機器だけ接続可能とするなど、個人情報流出が起きないよう対策を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ただいまの説明にいただきまして、大変セキュリティ対策がしっかりとできているということで、安心いたしましたけれども、マイナンバーカードの普及率もここら辺の情報が流出するんじゃないかというところが、最大のマイナンバー推進に支障が出ているところだと思いますので、引き続き、丁寧にそこら辺を進めていっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいただきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時50分から再開します。

午後 0時47分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、城戸 司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 今回の一般質問より質問時間が30分になりましたので、速足になるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。まず、新型コロナウイルス感染症の支援について質問していきたいと思っております。同僚議員も質問したと思うんですがもう一度確認も含めて、質問させていただいたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。愛媛県のホームページによりますと、12月3日時点で内子町の感染者は累計18名。18名の感染者に対し、どのような支援をしてきたか伺います。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） これまでの感染者にどのような支援をしてきたのかという質

問にお答えをさせていただきます。感染症対策の実施主体は、いわゆる感染症法によりまして、都道府県及び保健所設置市とされておりまして、新型コロナウイルスの陽性者、濃厚接触者に対しては、食事の手配、生活物資の提供など、必要な生活支援は愛媛県においてしっかり対応されておりまして、これまで愛媛県や療養者から内子町に対し、支援の要請もないことから、内子町では、これまで陽性者に対する生活支援は、行ったことがございません。以上でございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 第5波は、6月下旬からと言われておりますが、愛媛県のホームページによりますと、7月以降の感染者は県内で2,658名、町内で9名となっております。医療機関や隔離宿泊施設等の使用率が高い中、軽症者や無症状者には、自宅療養のお願いが、知事よりされていたかと思えます。そのような中で、町内の感染者は十分な支援を受けることができていなかったと思うのですが、どのようにお考えか伺います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 第5波に対する感染者の支援ということでございますけれども、療養者から町に直接、生活支援の要請があった場合や、県からの依頼があった場合には、感染防止対策を施した上でしっかり支援を行っていきたいというふうに考えておりますけれども、これまで内子町が支援を行うような状況にはならなかったことから、療養者に対して内子町からの支援は行っておりません。そういったことが必要になった場合には、県とも協力しながら、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 9月の全員協議会だったかで、情報としてお伝えしたかとは思いますが、一家4名の感染者が確認された8月末ですかね。その時、当事者から情報をいただきまして、その当事者がまず、感染したときに、八幡浜保健所の担当者の方から備蓄があるか、まず第1に聞かれたと、自分たちで何とかできるかと。で、1週間程度あります。2週間の隔離生活なので残りはって聞いた時にその担当者は、CO・OPなど、生協ですね、などを利用してくださいと言ったと。これは八幡浜保健所の方に確認をしたら、その時答えた担当対応した担当者が、間違いなくCO・OPを利用していただけたらと、お答えしましたという回答を得ております。で、体調確認の連絡の時にもですね、物資等の支援大丈夫ですかというのもその一番最初の対応のときだけで、それ以降の毎日の定時確認の時にも何もなかったと。その時に、何かあれば町と協力してやりますという情報提供もなかったため、町に言っていないものかどうかもわからなかったという答えを当事者から情報を得ております。以上の点をもちまして、県と十分に連携をとられて、対応できているのか。県や当事者から支援の要求がないので何もできませんで済むのか、ちょっと考えを聞けたらと思えます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 感染者の情報につきましては、本人のご意向も踏まえて、本人が町に対する支援を求めた場合は、町に連絡するというような形で、保健所から答弁をいただいております。で、今おっしゃられたきめ細かな対応ができてるかどうかっていうところについては、十分な確認できておりませんでしたけれども、そういった細かい対応につきましては今後、感染者がいた場合には、保健所の対応も踏まえて、町で支援できることがあれば、支援をさせていただくということで、保健所と連携をとって対応はしていきたいというふうに考えます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 第5波のもとですね、県の保健施設である八幡浜保健所なんですけど、その時には、先ほども言ったように、CO・OPと答えた、対応した職員がいると言ったように今後ないようにしますっていう、これからマニュアルづくりをしますというような感じの回答を得たわけですよ。ということは、第5波で感染拡大して、業務が逼迫した状況でもマニュアルがなかったと。そういった状況である場合ですね、本当に県に任せていいのか。県の保健所の方から何かあったら町に頼ることもできますというような情報提供がない中、感染者は誰を頼ればいいのかというところが、非常に困難な対応になっているんじゃないかと思います。次の質問にも絡めていきますけど、第6波が来たときに第5波同様に、八幡浜保健所の対応が十分でない状況が予想されます。内子町として、第6波に対して、9月に私、情報提供させていただきましたが、それを踏まえ、現在どのような準備、町としてのマニュアル、県に対する要請であったり、連携の取り方であるとかっていうのを、どういうものを準備しているか、伺います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 感染者や濃厚接触者に対しましては、県が対応することになっておりますけれども、ご本人でありますとか、県から要請があった場合は、内子町としても積極的に支援を行っていきたいというふうに考えています。現在、感染者が増加した場合の保健師の支援を行うため、愛媛県と松山市、内子町で保健師の併任協定を結んでいます。これまで、4人の保健師が延べ12日間、松山市保健所へ出向いて、療養者の状態確認などの業務を行って来ました。支援が必要となった場合には、こうした経験を活かして、療養者への支援を適切に行っていきたくと考えています。それから第6波に対する準備としましては、感染拡大防止に向けて、感染予防対策をしっかり啓発をしていくことが重要だと考えております。現時点における新型コロナウイルス感染症に対する一番の対策としましては、ワクチン接種というふうに考えております。3回目のワクチン接種につきましては、当面は2回目の接種から原則8か月を経過した18歳以上の方について行うことということで、これは報道で変わっているようなところはありますけれども、今のところそういった状況でありますので、まずは医療従事者について12月から接種開始をしております。8カ月到達者には順次案内をしてワクチン接種を促していく考えでございます。それから5歳から11歳のワクチン接種につきまして、早ければ来年2月に始まる可能

性があるとしまして、準備を進めるよう通知が来ておりますので、それについても適切に対応をしていきたいというふうに思います。まずは、国や県の情報を的確に把握して、適正に対応していきたいと考えています。それから、感染者の対応につきましては、保健所と連絡を密にとりまして今、城戸議員ご指摘のことも踏まえて、きめ細かな対応ができるように、今後、連携をとっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 同僚議員の質問のときにもお答えが、県が対応するとされている。それが前提になってくるとは思うんですけど、そういうお答えであれば言葉を変えて、乱暴な言い方をすれば、県がやると言ってるんだから、内子町で感染したこと、私らは何もできないよ。感染しても知らないよと言っているものと感じ取れるのですが、その辺、町長にお伺いしたいなと思うんですが、第6波に備えて、もっと踏み込んだ対応ができるように、何らか考えることってというのはできないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） ただいまの町は知らないよという、そういう気持ちは全くございません。保健所と町とは、先ほど来からお話させてもらっておりますように、お互いにしっかりと対応していきましょうということでやっております。ただ窓口としてはですね、やっぱりその保健所の方から、窓口になってますので、先ほどちょっと言われましたけれども、そういったところはですね再度、要請をしながらですね、やっぱり窓口は一つでそこできめ細かなヒアリングをすとかしてですね、状況が変われば、どんなですかというようなことで、状況の確認をしながらですね、その場でどうしても対応できないんでということで、そこが連携ということになりますので、しっかりと町の方ではですね、そのあたりの支援、町頼むぞということになれば、しっかりとさせていただきますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） ありがとうございます。第6波に備えてですね、保健所の方にもし町内の感染者が確認された場合には、しっかりと対応できているのか、町民は困っていないのかと。受けじゃなくてですね、こちらの方から聞いていくような姿勢で臨んでいただけたらと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、町民事業所の支援について質問させていただきます。昨年に続き、がんばる内子のまち応援チケットが実施されていますが、窓口は商工会になっています。事業所の申し込みはどのような条件があるか、伺います。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） がんばる内子のまち応援チケットの申し込み対象についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けております飲食サービス業、小売業及び生活関連サービス業に対する支援と致しまして、内子町商工会が8月10日から販売をしております。現在、133店舗が参加登録をされております。具体的な業態ですけれども、商工会会員であって、一般食堂、レストラン、喫茶、各種商品小売業、理美容やあん摩、マッサージ業などが申し込み対象となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） お答えで商工会員であってとありますが、町が予算を支出してですね、やってるんですけど、商工会員以外は、申し込むことができないのでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） この事業主体は、ご存知のように商工会が行っておりますので基本的に対象というものは商工会員だろうというふうに思っておりますけれども、今回のこの事業につきましても、非会員でもありまして、一時的に会員になられましたら、参加対象とをしているというような現状でございます。参考にしまして、第1弾の昨年の第一段階ですけども、5つの事業者が新たに商工会の加入をされております。今回の第2弾につきましては、2つの事業者、第1弾、第2弾合わせてですね、7つの事業者の方が、新たに商工会の会員になりまして、この事業に参画をされておるといような状況になっております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 商工会独自のものであれば、商工会である必要があると思うんですけど、町の方がコロナで困っている事業所に対してというのであれば、商工会でなくても、利用できるような、申し込みできるような制度でなければちょっとおかしいのではないかと。で、一時的に加入していただいて当然年会費がかかるわけですね。ということは、それを盾にですね、加入を促しているともとれかねないのですが、そういった面、もし商工会員である必要があるのであれば、もう商工会を切り離して商工班の方でやるといったようなことってというのはできないのでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） この事業商工会会員、相互の協力のもとですね、コロナの影響で経営が落ち込んでいる方々を商工会の方で、支援をしていこうというのが、まず大前提にあるんだろうというふうに思っております。要するに非会員でも対象にというようなことだろうと思うんですけども、先にも答弁させていただきましたように、事業主体が商工会ということでございますので、これはやはり商工会員が対象になるんだろうなと思っております。ただ、町の方でやればというようなお話なんだろうけれども、こういった事業はですね、やはり繰り返し

になりますけれども、商工会会員相互の協力のもとですね、みんなが盛り上がって、会員同士ですね、支援をしていこうといったところが、きずなも生まれるのではないかなと思っておりますので、むしろ町がやるというよりは、こういった事業は、商工会がやっていただくのがいいのではないかなというふうに考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） お答えいただいたように商工会員一丸となって、会員を盛り立てるというような内容であるならですね、今回のがんばる内子の応援チケット等においては、未加入のものであっても対象とし、今後そういう対応に賛同していただいて商工会に入った方がいいなという感じを持っていただいてから、加入するという形にするのが、筋ではないかなと考えます。まず、利用するにあたって、一時的にでも加入していただくというのであれば、先にやっぱ加入していないものには使えないというような制度。そういうふうなものになっていって、商工会1回加入していたけど脱退したものをもう一度入るのはというような事業者がですね、利用できないといったような制度であれば、ちょっと少しおかしいのではないか、商工会としてのメリットというものをもっとアピールする上で、商工会の方にも努力さす必要があるのではないかと感じるんですが、今後、商工会に対してですね、そういった指導する予定とかやっぱないでしょうかね。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） 商工会加入のことにつきましては、内子町商工会の方もですね、今現在、600の会員を目指して、常日頃から加入促進を勧められております。もちろん、町といたしましてもですね、商工会同様にですね、一つ二つでも多くですね、会員に加入をされて、今後ですねいろんな商工会の事業ございますので、そういったところにも一緒に参画されてですね、この時だけではなくてですね、普段から顔の見える関係、そして協力をしながらですね、やっていただきたい、我々はそのように思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） その件に関してはわかりました。大洲市ではですね、途切れない支援が大切であるということですね、利用期限が終わる、11月末で終わったんで12月1日よりですね、令和3年度、第2弾として、プレミアムチケットの方、実施されております。内子の方、昨年ですね、一度だけだったんですけど、コロナの収束が見えない中、途切れない支援というのは計画できないでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） これもしかしたら次の質問にも当てはまるのかなと思うんです

けれども、現時点はですね、今の応援チケットが1月末までの期限になっておりますので、現在のところはちょっと新たな支援というものを考えられてないんですけども、町長の冒頭の行政挨拶の中にもありましたように、国の地方創生臨時交付金が、町の方にも降りて参りますので、こういったところ、もし利用実態もちょっと見ていかなければなりませんけれども、商工会、また、観光協会などもですね、相談しながら、支援が必要ということであれば、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○1番(城戸司君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 城戸司議員。

[城戸司議員登壇]

○1番(城戸司君) 是非とも前向きな検討をよろしく願いできたらと思います。

次にですね、新型コロナウイルス感染症について、町内の様々な事業所が影響を受けている中ですね、燃料価格の高騰、原材料の値上げなどにより、さらに経営が圧迫しておるところもあると聞きます。また10月の値上げによりですね、生活品なども値上がりをし、町民も少なからず影響があるのではないかと感じております。東京と愛媛では最低賃金に約200円の差があり、内子に帰って働くより、東京のコンビニでバイトする方がいいというような声も聞きます。町民を増やしていく上でですね、町内の事業所や町民に対して支援をしていく必要があるのではないかと考えるのですが、現在計画している今後の支援について伺えたらと思います。

○商工観光班長(大竹浩一君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 大竹商工観光班長。

[大竹浩一商工観光班長登壇]

○商工観光班長(大竹浩一君) 一部報道によりますと、国では売り上げが急激した中小事業者に事業復活支援金、観光支援事業としてGo Toトラベルの再開が打ち出されております。また、愛媛県においても、現在、「県内宿泊割引キャンペーン」が始まっており、また「第3弾えひめ版応援金」の支援が予定されております。内子町において、現時点、国や県の支援策と連携する形で「ステイキャンペーン事業」を実施しておりますが、今後の動向を見ながら支援が必要ということであれば検討してまいりたいと考えております。

○1番(城戸司君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 城戸司議員。

[城戸司議員登壇]

○1番(城戸司君) 初任給がですね約20年以上、民間方が上がっていないであつたりですね、収入が増えない中で、必需品というものは、値上がりをしていると。今、燃料価格の高騰によりですね、持ってきてもらう、18リットルのレート約500円程度値上がりしているというような情報もある中ですね、町民に対してですね何らかの支援であつたりとか、そういうものは検討はまだできないでしょうか。

○商工観光班長(大竹浩一君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 大竹商工観光班長。

○商工観光班長(大竹浩一君) ご質問内容ですけども部署間の多岐に渡ろうかと思っておりますので、今後また検討してですね、最善の方策を考えていきたいというふうに考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 町民生活をはじめですね、コロナで影響を受けているというところも非常に多くですね、いろいろな計画をしていただいたら、非常に助かるというのはあるんですが、何分遅いとはですね、手遅れになりかねないということもあるので、速やかな対応を期待したいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。12月定例会にあたり、通告に従いまして、私からは3つ質問いたします。まず1問目。町内のバリアフリー化推進についてです。後期内子町総合計画の基本計画、未来プラン、未来2では、誰もが安心して暮らせるまちとして、すべての人が自由に往来し、安心して暮らすことができるまちにするため、年齢や性別、国籍の違いや障がいの有無を問わず、快適に利用できるユニバーサルデザインの採用を進めます。既存施設で問題がある箇所については改善を進め、新たに設置する施設についても、ユニバーサルデザインの採用を進めますとあります。令和2年3月にこの基本計画を策定してから1年9ヶ月が経過した現在、計画に沿って様々な取り組みがなされていることと思いますが、令和2年6月には、国土交通省の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法が改正され、地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進及び、心のバリアフリーに関する教育啓発事業の推進が新たに挙げられています。これら法改正を受け、内子町におけるバリアフリー化の基本構想やマスタープランの現状についてお伺いいたします。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただいまのご質問にお答えいたします。内子町におきましては、町の最上位の計画であります内子町総合計画におきまして、すべての人が自由に往来し、安心して暮らせるまちにするために、基本的な方針として、ユニバーサルデザインの採用を掲げております。この方針につきましては、関係各課が重要施策として共通認識を持ち、問題がある箇所の改善や、高齢者や障がい者が利用する施設を新たに設置する場合などには、その構造がバリアフリー法における円滑化基準に適合するように努めている所でございます。このようなことから、現段階におきましては、町の総合計画に沿った個々の計画事業の取り組みの中で、法の趣旨を十分認識しながら、ユニバーサルデザインの採用を進めていくこととしておりますので、法改正を受けて、直ちに、移動の円滑化促進方針、いわゆるマスタープランや基本構想の作成をたちまち行う予定では無いという事で、ご理解をいただいたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） では今の答弁からするには、もうこの総合計画の中で最上位の目標として認識され各課で共有されているので、改めてこのバリアフリー化についての基本構想やマスタープランを策定する予定はないという理解でよろしいでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） このバリアフリーというのは非常に重要な課題ということで、町の最上位の計画の中で、これを方針としてですね、今の計画事業の中で進めているということで、たちまち総合計画を進めていく中で、この移動の円滑化というのが、重要な課題が出ているとか問題、そういう状況ではないというふうに、現段階で判断しておりますので、たちまちこの総合計画に沿った取り組みを続けていくと、この中でまた今後、課題ですとか、この取り組みでは不十分だと。そういったことで、円滑化に対するプランを作らんと、こういった取り組みが進まんというようなことであればまた、そういったときにはそれ相応の対応をしたいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 今の答弁から流れて2つ目のこの観光振興の方に入っていきたいんですけども、観光振興は常に内子町の重要なテーマであり、ミライ6「地域への愛着が観光につながるまち」の中には、戦略的な受け入れ体制づくりや、町内移動手段の多様化なども挙げられております。今答弁にありましたように、移動等の円滑化については、現状特に問題がないという認識をされているのかなと思うんですけども、歩いてましても町内の主要観光施設やまちなみ施設、また内子商店街の移動の円滑化が果たして果たされてるか、達成されてるかというところはなかなかまだ改善の余地があると思うんですが、この主要施設や町並み地域、内子商店街のバリアフリー化の現状についてお伺いいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） バリアフリーについてでございますが、元々は道路や建築物の段差など物理的な障壁の除去という意味で使われてきましたが、現在ではあらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野での障壁の除去という意味で用いられているものと認識しています。建築物のバリアフリーという観点で、主要観光施設等の現状についてご報告いたしますと、内子町ビジターセンターはバリアフリーでエレベーターや多目的トイレを備えております。凧博物館もスロープや多目的トイレを備えておりますし、車いすも常備しております。その一方で、内子座や木蠟資料館上芳我邸などは、スロープ等を備えてはいるものの、伝統的建造物であることから、館内に多数の段差があり、全館的な対応は困難な状況となっております。そのため、

職員の介助で対応しているのが実情でございます。その他の分野のバリアフリーにつきましては、担当職員が月1回施設職員やガイドとミーティングを開き、来訪者のニーズや支障のあった事例を共有して、その都度必要な改善を行っております。今後も来訪者の声に耳を傾け、バリアの解消に尽力して参ります。内子商店街のバリアフリー化の現状につきましては、町は把握しておりません。内子町商工会や内子まちづくり商店街協同組合にも、資料はないように聞いております。今後につきましては、状況把握に努めるとともに、関係団体と協力して、必要に応じた対応を行っていきたくと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 今それぞれの施設などについて来訪者からのアンケートや、そしてガイド職員で共有化されているということなんですけれども、例えば内子町の公式観光サイトなどでは内子町の魅力的な観光資源の情報発信されてまして、本当によく素晴らしいと思うんですけれども、配慮が必要な方々にとって、これらの情報の取得がわかりやすいかと言ったら、やっぱりまだまだそこは、改善の余地があると思うんですね。来訪される方はもうすでにある程度のバリアを超えてこられている方々であって、例えば、内子町、テレビでもよく取り上げられてますけれども、ここ行きたいなと思って検索したときに、例えばどのような配慮が受けられるかが、パッとホームページを見ただけではわからない。来てしまえば何らかの例えば多目的トイレがあったりとかっていう情報を得られるんですけれども、なのでホームページなども含めて、どのような配慮が受けられるかという情報を積極的に、発信していくということも必要かと考えます。

それで3番目なんですけれども、この事例として取り上げました、岡山県倉敷市のおもてなしマイスター制度、あと兵庫県明石市の合理的配慮を提供する支援助成制度という取り組みがありまして、こちらですね、岡山県倉敷のおもてなしマイスター制度というのは平成22年から立ち上げられた制度で、倉敷市にも美観地区といいまして、内子の町並みのように、蔵や町並などの歴史的な建造物、文化財保護などから、ハード面のバリアの解消が難しい改修工事がなかなかできないような建物がたくさんあります。これらを人の手によるサポートで解消し、お年寄り、障がいのある方、小さな子ども連れの方などが美観地区を訪れやすくする優しいおもてなしができる人材を育成する制度として、市のホームページで記載されてます。おもてなしマイスターという認定を受けるための講習は複数回あるんですけれども、これらで具体的な対応の仕方や障害のとらえ方などの、もうこの講習を受けること自体が、町民に対する啓発事業にもなっており、また町を訪れ配慮を必要とする観光客の方の利便性に繋がるという、非常にすぐれた仕組みだと思うんですね、このようなものは多分、今、内子町では、個人の方、職員の個人レベルやガイドの方々に、個人的に工夫されたりして、対応もされていると思うんですけれども、やっぱりこういう属人的な対応では、その方が抜けたら、そのサービスが提供できなくなるという問題があると思ひまして、これはやっぱり町の事業とすることで、質や人数ともに継続して安定してこういうサービスを提供することができるようになると考えますが、このようなおもてなしマイスター制度のようなものを、町で計画する考えはありますか、お伺いします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長(菊地幸雄君) 畑野町並・地域振興課長。

[畑野亮一町並・地域振興課長登壇]

○町並・地域振興課長(畑野亮一君) ただいまの質問とちょっと重複するところもあるかと思えますけれども、倉敷市のおもてなしマイスター制度につきましては、歴史的な建物が多く、文化財保護の観点から改修が難しい美観地区において、ハード面のバリアが解消できない部分を人の手によるサポートで解消し、優しいおもてなしができる人材を育成する制度と認識しています。こちらは、講習を受けた人をおもてなしマイスターに認定するとともに、おもてなしマイスターが常勤する地区内の施設や店舗等を「おもてなし処」として認定し、「地区内での困っていること」に対応するため、対応可能な項目を掲示し、おもてなしマイスターが中心となって接遇するものです。内子町においては、住民の皆さまや個店の皆さまにより親身なおもてなしがされているものと理解していますが、より良好なおもてなしをするためには、参考になる事例かと考えます。今後につきましては、内子町観光協会とも情報を共有し、同様の取り組みが可能かどうか検討したいと思えます。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

[塩川まゆみ議員登壇]

○2番(塩川まゆみ君) ありがとうございます。

続きまして、兵庫県明石市の合理的配慮の提供を支援する助成制度についてなんですけれども、これも、このユニバーサルデザインに向けたというわけではないんですがバリアフリー化推進の助成というのを今ちょっとネットで調べてみた感じだと、内子町でまず出てくるのは住宅のバリアフリー改修にかかる固定資産税の特例措置、あとは社会福祉協議会の方で車椅子等の貸し出しが行われています。これはとても良いことだと思うんですけれども、この明石市の合理的配慮の提供を支援する助成制度というものは、商業者や自治会などの地域団体、サークルなどの民間団体を対象に、障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の助成なんですけれども、例えば点字メニューやチラシを読み上げ音声化して録音する。また簡易スロープや手すりなど、あとは筆談用のコミュニケーションボードのようなものですね、上限5万、10万、20万、比較的少額のものに関しては全額助成という形で、これを町並みや商店街などで一斉に実施することで、町として、このインクルーシブの姿勢を明確に打ち出すことができ、これが観光PRにもなると同時に、令和2年現在で、障害者手帳を持つ町民の方は1,133名とありました。これはいろいろな配慮が必要な方々だと思うんですけど、町民のほとんど10人に1人に近い人数がやっぱ何らかの配慮を必要としている。町内のこういう各施設をユニバーサルな方向に向けて整えるということは、観光客の人へのPRはもちろん、町民の方々の福祉の向上にも繋がることでありますので、ここは例えば年度ごとに明確な達成目標を設定して、全町縦断的に取り組んでいただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

○町並・地域振興課長(畑野亮一君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 畑野町並・地域振興課長。

[畑野亮一町並・地域振興課長登壇]

○町並・地域振興課長(畑野亮一君) こちらもちょっと、ただいまのご質問と重複してしまう

かもしれませんが、明石市の合理的配慮の提供を支援する助成制度についてでございますが、こちらは商業者や地域の団体が、障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成するものと、理解しております。点字メニューやスロープ、筆談ボード、手すり等の設置に係る費用を助成するもので、明石市では400以上の店舗施設に設置されていると聞いております。こちらにつきましては、現在ある補助制度と、特にスロープ等ですが、対応が可能なものもあることから、新たな制度の必要性も含めて、来訪者や商店主等の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。町としての魅力を高めるためにもぜひ継続的な取り組みをご考慮いただきたいと思います。

続きまして、2つ目、教育費の負担軽減についてです。憲法26条で、義務教育の無償が定められていますが、教科書と授業料は無償でも、給食費や各種教材費、制服や体操服などの学校指定品、トレーニングウェアやシューズ、バック等、部活用品、修学旅行費など、いわゆる隠れ教育費というものにより、子育て世代の家計負担は大変重いものとなっております。この隠れ教育費という言葉は、柳澤靖明、福嶋尚子両氏の共著である「隠れ教育費：公立小中学校でかかるお金を徹底検証」から引用したのですが、先ほど挙げた私費負担分に加え、校則で指定されている色の靴や靴下、下着の購入費、また指定の髪型、男子は短め、もみあげとかいろいろあるんですけど、この髪型にするためのこまめな散髪代なども隠れ教育費と言えます。内子町教育大綱には、安全安心で充実した教育環境の構築の目標として、教育格差の改善も、5年間における方策の一つとして挙げられています。子育て支援は、小野植町政の柱の一つであると認識しておりますが、これら隠れ教育費も含めた子育て世代の負担軽減に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員のご質問にお答えします。内子町においては、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給しております。また、特別支援学級に就学する児童・保護者に対し、就学奨励費を支給することで、経済的負担を軽減し義務教育の円滑な実施に努めているところでございます。学校においても教育費の負担軽減については、出来るところから進めております。普段学校で使用する教材についても購入するものを精選したり、補助バックを自由化し、部活バックと共通で使えるようにしたり、また部活動で使う防寒着に学校名を入れず、卒業後も使えるようにするなど工夫しております。また、不要になった標準服や体操服、学用品のリユースをPTAが主体となって取り組んでいる事例も多くのご学校でございます。まずは、就学援助制度や学校での取組を継続していきたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 就学援助制度は生活保護に該当する世帯またはそれに準じる世帯と町が認定した場合に利用できるようになっていますが、いわゆる中間層と呼ばれる、所得の家庭、大多数の町民の世帯だと思いますけれども、このような助成では対象外となります。総務省の発表資料から、市区町村別の課税対象所得の総額を納税者で除算した額を平均所得とした場合の平均所得は、内子町の場合は250万6,918円というのが平均所得として出ていました。この中学校の場合ですね例えば給食費、各種学級費などで、大体月に1万ちょっとの支出になりまして、年間では12万円、校納金だけで12万円になります。そこから先ほど言ったような隠れ教育費的な支出も含めると、例えばこの平均所得250万の世帯でも就学援助の対象にはならないような世帯にとっては、大変重い支出であると考えられますね。教育の無償化というのは例えばわかりやすく華々しい成果が見えるものではありませんが、それに正解というものはないと思うんですけれども、この町としてどうしたいか、すべての子どもの学びを保障したいのであれば、少なくとも教育費については、親の経済状況によらずに安心して、学業に専念できる、伸び伸びと学業に打ち込める環境を整えてあげるのも、大人の責任かなと思うんですけれども、そのあたり町長、いかがお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） いろんなですね、子どもを学校に行かせる中でですね、費用というのは出てくるということは当然承知をしております。ただですね、そのためにですね、私もこの2月からでございますけれども、高校生までのですね、医療費無償化もしていこうということで子育て支援につなげて行っておりますし、またですね子どもたちの遊ぶ場ですかね、身近な公園でありますとか、そういうところも積極的にですね、次年度ぐらいからですね、スタートもしていきたいというふうに考えておりますので、いろんな課題としては持っておりますけれども、今の時点でですね、これ軽減策といいますかね、それについてはちょっと現時点ではですね、困難であるというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 先ほど教育課長の方からありましたけど、例えば教材やバックについて、現場の工夫もありますし、必ずしも金銭的な助成に限らなくても学校現場の工夫などで、保護者負担を軽減することは、いろいろ可能だとは考えるんですね。すべてを一度にはとても難しいことだと思うんですけれども、給食費も含め、まずはできるところから例えば3分の1や半額でも何か負担軽減策を始めてみるなど、教材の精選というのもありましたけれども、本来であれば義務教育期間中に教材費を新たに徴収するというのもおかしい話のような気がしてですね、これはもちろん国の方の政策によるところが大きいんですが、その辺も含めて、内子の教育ということで特色を出していく上でも、長い目で、軽減策について検討いただけたらと思います。

最後の質問です。空き家についてです。空き家等の増加は内子町に限らずも全国的に、地方の

問題となっておりますが、平成31年内子町空き家等対策計画というのを拝見しましたら、平成27年度の調査時点での空き家数は、町内670であり、それぞれ危険度とか緊急度でAからEの5段階評価があったんですけども、この中で、危ない方の2つ、「E管理が行き届いておらず、損傷が激しい」「F倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高い」となった物件が72軒ありました。これらの現在の状況についてお伺いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 内子町では、老朽危険空き家対策としまして、平成28年度から除却補助制度を設けることで、老朽危険空き家の削減に取り組んでいる所でございます。ご質問の72軒の老朽危険空き家の中でも、道路の沿線に立地しているなど、第三者への影響が懸念されるものや周辺住民から心配の声が出ているものが72軒のうち35軒程度ございまして、町の方から所有者様に対して、適切な管理をしていただくための情報提供や助言を行いまして、補助制度を活用するなどして、その危険な35軒のうち26軒について、除却が完了している状況でございます。残りの9軒につきましても、所有者様に情報提供や助言を行い、ご協議をさせて頂きながら除却が進むように取り組んでいる状況でございますので、ご理解の程よろしくお願ひ致します。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） この残りの9軒に関しては所有者様への情報提供とかということなんですけれども、これは、もしこれをずっと聞き入れられなかったりした場合は最終的にはどういう手段で処理することになるのでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 特に危険な箇所でもそのまま放置しておけば、重大事故、問題があるというような箇所につきましては、まず個人様の所有物ということで、根気強くですね交渉は続けていくんですけども、その中でこちらの要請とか指導、そういうものに応じていただけない場合にはですね、段階的にこう順序を踏みながら、まずは助言指導で、次にはこの空き家法第10条においてですね、特定の危険空き家除去という、強制的な制度がございますので、そういう手続きに入っていきますので、まず勧告を行い、それでもまだ、応じていただけない場合には命令という形で、それでもまだ命令においても、対応していただけない場合には、代執行というようなことで、特に所有者がわからない部分についてはですね、そういった中間の手続きを抜けた中で、略式代執行、そういった法的にですね、町の方が方法に基づいて執行できるという制度で取り組んでいくようになりますが、現在のところ内子町においてですね、そういった事例はまだ発生しておりません。よろしくお願ひします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） どうもありがとうございました。

続きまして2番目です。この空き家にも絡んだ問題なんですけど、町内に不在の所有者による放置資産の問題です。これも、もう本当に過疎化に伴ってどんどん深刻化していく一方なんですけれども、家屋だけではなく山林、農地などの問題は、ますます今後時間の経過とともに解決も困難になっていくと考えますが、内子町内において、この放置資産の現状と、また、全町的な横断的な取り組みについてお伺いいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 町内に不在の所有者による放置資産の問題についてのご質問ですが、放置資産にならないための対策として、町外在住の農地所有者から売買などの要望があれば、地元農業委員さんに相談するなどして認定農業者など担い手に斡旋しているところでございます。また、横断的な取り組みとして、空き家と農地をセットに取得する特例措置を平成30年度より設けています。それと同時に未相続の山林や農地も多くありますので相続登記のお願いもそれぞれの窓口で対応しているところでございます。あくまでも個人の財産であり、お願いすることになります。今後とも庁舎内で情報を共有しながら、放置資産とならないよう現在の取組を強化していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 説明ありがとうございます。今ですね、例えば町の方で把握している放置資産で、困っていることとか、町で解決が難しくなっている放置資産というのはありますでしょうか。山林と農地について。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 山林とか農地などを未相続農地が大変多くございます。そのことによりまして、例えば山林においては、森林整備ができないなど、それから、農地につきましては、耕作放棄地になってしまい、近隣の農地に、害を与えるなど、また、有害鳥獣のすみかになるなど、いろんな意味で影響は出てきておりますが、これといって解決策はございません。それで、一番に思うのは皆さんが相続をしていただいてきちんと管理していただくのが一番だと考えております。そういったことで、できる限りのことは庁舎内でも取り組んでおるところでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 今の答弁をお聞きしますと、やっぱ相続の時に窓口できっちり対応するのがとても大切なことだと思いますし、同時に町民の皆さんにも、日頃から広報などを通し

て、相続について啓発していくことが大切なのかなと思うんですが、例えばその相続、死亡届をする際に、相続についても細かくご案内されてると思うんですけども、そのあと、その窓口から去った後のフォローみたいなことは、特に町の方からはしてないですかね。例えば電話を試してみるとか、いつまでも相続の手続きが進まない人達に対して、もうワンプッシュするような取り組みというのはあるんでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 農地の相続につきましては死亡後のお手続きとしてできるだけ速やかに届け出をお願いしているところでございます。どうしても個人の財産になりますので届け出をしない方もおられます。そういった方につきましては、2、3ヶ月、期間をおいて、それから再度連絡するなど、そういった取り組みを行っております。それから広報誌につきましても、相続のお願いとかそういったことで周知はしているところでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） あとこれは町民の方からちょっと聞いたことなんですけれども、例えば、どうしてもいらぬという変ですが、もう寄付をしたいと申し出ても、町としてはいらぬというふうな断られるというお話も聞いたんですけれども、この寄付とか遺贈については、何か、ガイドラインとかそういうものはあるんでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） ガイドライン的なものは作ってありませんが、町としても、皆さんから管理ができなかったので町の方で寄付を受けることができないかといったそういうような相談がございます。町も財産を受ける以上、管理していかなければなりませんので、現在のところを寄付を受けたことはございません。県外所有者とか、町外の所有者等の寄付をしたいという方につきましても、財産的にはもう小規模な財産であり、また固定資産税を払い続けなければならない、そういったことがネックになっているようでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。多分今できる取り組みとしては、もう最善のことをしていただいていると思うんですけども、この先また問題も多分、拡大していきますので、町民への啓発も含めて取り組んでいただけたらと思います。以上で私からの質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。明日7日は午前10時から本会議を開きます。日程は、一般質問と全議案に対する審議であります。本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和3年12月第122回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和3年12月 6日（月）
 ○開会年月日 令和3年12月 7日（火）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正久 君	副町長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 吉川 博徳 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 前野 良二 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮一 君
農林振興課長 山中 保正 君	小田支所長 中嶋 優治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳一 君
上下水道対策班長 上石 富一 君	危機管理班長 松岡 裕樹 君
商工観光班長 大竹 浩一 君	
教育長 山岡 晋 君	学校教育課長 亀岡 秀俊 君
自治・学習課長 大久保 裕記 君	
代表監査委員 赤穂 英一 君	農業委員会会長 堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 林 純司 君 書記 和氣 啓介 君

○議事日程（第16号）

令和3年12月7日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告

- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 発議第 3号 内子町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 議案第67号 内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第68号 内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定について
- 日程第 7 議案第69号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第70号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第71号 内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第72号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第11 議案第73号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第12 議案第74号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理約の変更について
- 日程第13 議案第75号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第14 議案第76号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第77号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第78号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第79号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第80号 内子町教育委員会委員の任命について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員」の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、泉 浩壽議員、9番、大木 雄議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第16号のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 日程第3、昨日に続き、一般質問を行います。本日の質問者は二人です。

最初に、関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 3番、関根律之です。それでは、通告に従いまして、12月議会の一般質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。まず1番目に、小規模小学校の存続についてです。小学校では、これまで学級担任がすべての教科の指導に当たる学級担任制がとられてきましたが、来年度から、1人の先生が特定の教科を受け持ち、複数のクラスを教える教科担任制が、高学年で始まるとされています。教科担任制導入の趣旨、狙いとして、教員の指導力、児童の学力向上の観点や、教員の持ちコマ数軽減等による教員の働き方改革の観点、複数教員による多面的な指導、児童理解の観点、小中学校間の連携による、小学校から中学校への円滑な接続、いわゆる中1ギャップの解消等の観点が言われているようです。実施にあたっては、学校内での学級担任が授業交換を行う方法や、専科教員の新たな配置など、様々な形態があり、自治体や学校の下、実態に合わせて実施が期待されます。一方で、時間割調整の複雑さや教員不足、小規模学校での導入が難しいなどの課題もあるようです。立川小学校では、今年度の児童数は20人。石畳小学校も8人と聞いております。5、6年生などは複式学級となっています。立川小では、すでに体育や理科などで教科担任が教えていることもありますが、今後どのように進めていくのか、気になるところであります。立川幼稚園、石畳へき地保育園とも、子どもの利用人数が少なくなったなどの理由で閉園が決まっていますが、地域の要ともいえる小学校は何としても残って欲しいという気持ちを、多くの住民、地域住民が持たれています。しかし、立川地域では、来年度以降に小学校入学予定を迎える2世帯が、立川地域から転出して、内子小学校の校区に入学することをほぼ決めていると聞いています。ただでさえ少ない地域の子供が、小学校入学を機に、町中心部に出て行ってしまうのは、地域住民としては何とも寂しい気持ちがありますが、地域に同年齢の子供が少なくなっている現状や、集団登校が難しくなり、親の送迎負担が大きくなるという理由は大きいと思います。また、立川小の子どもたちは現在少人数で、1学年1人から3人という学級もあり、内子中にいっても、転校生のような状態で、クラスに馴染むのに苦労するという事も聞きます。中1ギャップに苦しむことを考えると、小学校入学前に、内子小の校区に移住するというのもよくわかります。そんな中、教科担任制が開始されるタイミングで、小規模校のあり方を改めて考え直すきっかけにできたらと考えます。中学への移行をスムーズにしていくためには、すべてではなくても、教科や曜日によって内子小に移行させ、立川小、石畳小の児童も含めた共同事業を実施するという事も考えられると思います。移動の負担を少なくするためには、オンラインでの参加ということもあり得ると思います。来年度から小学校高学年を対象に導入される予定の教科担任制を踏まえ、立川小、石畳小の5、6年生を内子小に移行させることを検討してはいかがでしょうか。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 関根議員のご質問にお答えします。平成22年3月の内子町教育改革懇談会の答申において、小学校・中学校の適正規模・適正配置については、数年後に改めて検討をするとされ、教育委員会で承認をいたしております。また、その一環として、令和2年度から令和6年度までを実施期間とする内子町教育大綱において、「幼・小・中学校の適正規模、適正配置等の構築」を目的として、「保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら調査・検討」することといたしております。内子小学校と石畳小学校との統廃合については、令和3年6月の内子町議会定例会における令和3年度内子町一般会計補正予算(第4号)についての質疑において答弁いたしましたとおり、その方針に変わりはありません。現時点で、内子町教育委員会は、「児童数等、一定の学校規模を確保することが教育的に適切で、かつ格差の少ない教育環境を児童に提供できる」とした先の答申の考え方に立ち、立川小学校、石畳小学校の5・6年生のみを内子小学校で学ばせることは現時点では考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） わかりました。一方で町中心部への移住などで、これからますます少なくなっていくことも予想される立川小、石畳小を存続するために何ができるかということで、自治体によっては、小規模校に校区外からの通学を可能にする移住者を呼び込むなどで、児童を増やすことに成功している小学校もあります。立川小PTAの有志では、この夏、伊予市の緑小学校を訪ね、見学をしてきました。現在の児童数は24名で、内訳は、地元出身が4名。移住者10名。校区外通学10名だそうです。緑小学校は140年以上の歴史があり、県内最後の現役木造建築校舎がありますが、地域の出生数を把握すると、存続が難しかったことから、平成23年から校区外から児童を募集したそうです。校区外からの児童は主にJRを利用し、上灘駅からは、タクシーを利用、JRは半額補助、タクシー代は全額補助をしています。小規模校にはアットホームな雰囲気、先生が目が行き届くなど、少人数学級ならではのよさもあります。内子町でも、小規模校の存続のため、町中心部からバス等で通える環境を整え、立川小、石畳小に希望する児童が通えるよう検討できないでしょうか。1から4年生で校区外の児童の希望者に、小規模校へのバス通学を可能にするなどの方策をし、小規模校を分校として存続させることを検討してはいかがでしょうか。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 只今のご質問にお答えを致します。先ほどのご質問との関連と受けとめさせていただきまして、先ほどの答弁と重なりますけれども、現時点で、内子町教育委員会は、「児童数等、一定の学校規模を確保することが教育的に適切で、かつ格差の少ない教育環境を児童に提供できる」とした先の答申の考え方に立って、1年生から4年生だけでの学校存続は考えてお

りません。ただし、今後の話の中で、意見を地元の方たちとお話し合いの中で、それぞれのいろんなご意見が出ましたら、またそこで、話し合いは進んでいくものと思います。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 現時点では、考えてないということですが、ただ一方で現在、集団登校で通っている児童でも、来年度から進学や下から子どもが入ってこないなどの理由で、1人や2人で、登校をせざるをえないところが、児童がいます。そういうところは結局、親が学校まで車で送迎して、親の負担が大きくなっています。バスなどでの通学は自宅から3キロ以上離れているということがあるようですが、要件に厳格にとられることなく、3キロ未満であっても、集団登下校が1人、2人になってしまう場合は、自宅近くまでバスなどでの送迎をすることはできないのでしょうか。親の代が子どもの頃は、子どもが多かったですし、地域の人も農作業などで外に出てる人も多かったということで、学校まで徒歩で通えるという状況があったと思いますが、現在は山間部では子どもが非常に少ない地域に外に出てる人も少ない。車が増えた。不審者などのことを考えると、少人数で登下校させるのは心配と考える親が増えています。中学生や男の子であっても、夕方5時を過ぎて真っ暗な中、スクールバスの停車場所から自宅まで1キロ以上の道のりを歩いて通ってる子どもがおり、気の毒に思います。もう少し家の近くまで車で送迎できないものか、検討していただけないかと思います。そういうことが負担になって、町に行く世帯が増え、地域はますます寂れていくことになっているのではないのでしょうか。バス通学、車での送迎に関して柔軟な対応はできないものか、改めてお伺いしたいと思います。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 距離ですけれどもこれはですね、現在もですね、3キロぴったしということの運用はしてなく、現実的にいろんな条件、個別のご相談に乗っているところでございます。ただし、やはり距離というものはもちろんありますので、著しくそこにとは違うというものは認めておりません。あとは通学の状況、通学路での子どもの状況と、現時点でも、3キロぴったしということに固執した運用はしておりません。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） わかりました。3番目にですね、校区外通学をもし可能とした場合という前提ですけれども、立川内子間ですとか、石畳内子間で、町営バスを増便して運行し、児童生徒を含め、町民が一緒に利用しやすい形態に変更できないか、ということを質問したいと思います。通学のことだけではなく、地域の高齢者の移動手段デマンドバスの運行なども絡むんですけれども、小田と大瀬、五十崎地区、内子地区は、福祉バスが運行していて、1時間に1本程度を運行してるのではないかと思いますけれども、石畳と立川・内子間は、デマンドバスを運行してるということで、基幹路線に、バスの運行本数が少ないということがあります。この例えば町営バス、基幹路線に、町営バスを増便して運行してその時間に合わせてですね、バス停なりまで、

デマンドバスを必要な方は、例えば2人以上でね、予約ができた場合は、運行する乗り合いタクシーみたいな、そういうことをやってる自治体もあるようですけれども、例えばそういったことも考えられないのか、スクールバスと一般利用者との共同利用とか、そういったことを考えられているのかどうか、お伺いしたいお伺いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、町営バスの増便についてのご質問についてお答えをさせていただきます。関根議員、ご提案の立川小学校、石畳小学校5、6年生の内子小学校への移行や小規模校への校区外バス通学などが実施されることになりました場合には、まずは、スクールバスによる通学を児童の通学手段として検討することになろうと考えております。今後、校区外通学なども含め、町営バスやデマンドバスの利用ニーズが高まり、現在の運行に不足が生じる場合には、需要にあった利用しやすいバス運行へと見直してまいりたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 次に移ります。就学援助制度についてです。就学援助制度とは、学校教育法の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる小・中学生の保護者に対し、学用品費や入学準備金、給食費、クラブ活動費、修学旅行費などを補助する制度です。就学援助の対象者は、生活保護を受給している要保護者と市町村教育委員会が、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者です。文部科学省の就学援助のウェブサイトによれば、令和元年度就学援助の対象となる要保護者は全国で約10万人。準要保護者は約124万人。公立学校に通う全児童・生徒に対する、要保護・準要保護児童生徒数の割合である、就学援助率は14.5%とされています。(1)として、令和2年度及び令和3年度に就学援助制度を受給した世帯数、児童・生徒数、全児童・生徒数に対する割合は、いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 私からは関根議員の就学援助制度を受給した世帯数等についてのご質問にお答えします。まず、令和2年度ですが、就学援助制度を受給した世帯数60世帯、児童・生徒数77人。全児童・生徒数に対する割合7%となっております。次に令和3年度ですが、就学援助制度を受給した世帯数60世帯、児童・生徒数80人、全児童・生徒数に対する割合7.4%となります。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 愛媛県社会保障推進協議会が、毎年、県内自治体に行っている社会保障

に関するアンケートで昨年度実施した調査によれば、内子町は、令和5年度では、就学援助受給した世帯は51世帯74人。就学援助率約6%と答えています。先ほど令和2年度、3年度、世帯数が60世帯、それから若干児童数が上がっているというようなこともありますけれども、新型コロナウイルスによる影響で、収入減少をした世帯が少なからずいらっしゃるのではということが全国的に言われてまして、そういう意味からいうと就学援助率で、率にして1%をちょっとですか、上がってます。児童数はほぼ横ばいか若干増ぐらいで、これはいろんな形で収入減少をした方がいらっしゃるのではないかというふうな予想すると、微増にとどまっているというのは、ちょっと申請をできていない方もいらっしゃるのではないかなという気がします。全国平均14.5%ですから、内子町6%、7%というのはその半分以下ですよ。本来、受給できる世帯であるにもかかわらず、申請していない方が、相当数いらっしゃる可能性はないかという気がします。あるいは、受給対象の認定基準が、全国平均と比べて、厳し過ぎるということはないかという気もいたします。

次に移ります。次に就学援助制度の保護者への周知ですが、入学説明会、ホームページ、広報紙等で行っているとされています。先日、改めて学校から配られた就学援助制度の案内文を見ましたところ、経済的に困っている保護者が、自分が対象になるかどうか非常にわかりにくい。また、申請を我慢する、諦めてしまうような方が、いらっしゃるのではないかと感じます。昨日同僚議員の一般質問にもありましたが、憲法で義務教育は無償と定められているにもかかわらず、学校に通わせるには、制服や学用品、給食、クラブ活動、修学旅行など、様々な出費が実際にはかかるわけです。本来こういった経費は国が負担するべきだと思いますが、それを経済的な理由で出費が困難な保護者にのみ支給するという国の制度設計であり、財源は国から一律で交付され、市町村の判断で支給するということになっています。しかし子どもは地域の宝と言われるように、子どもは地域や社会全体で守り育てていくという観点が大切であり、内子町教育大綱でも、教育格差を改善するために、経済的地理的条件が不利な子どもたちに対する支援を行うとしています。そういった中、所得が低く、経済的に困りの保護者を対象にした就学支援制度が、就学援助制度があるわけですが、自分が対象者であるかわかりにくい、また対象になってるかもしれないが相談しにくい、申請をためらわせるような制度になっているとしたら、問題があると思います。案内文書には、受給対象者を、生活保護世帯に準ずる程度に困窮している方と明記していますが、こうした表現は曖昧で、相談や申請をためらわせる要因になると思います。東京都三鷹市の制度案内文書には、受給対象となる方として、対象者を3つに分け、一つ目は生活保護を受けている方、2番目には、住民税非課税、国民年金保険料免除、児童扶養手当受給など、7つの具体的な要件に合致する方、3番目に、所得基準が基準以下とし、いずれかの要件を満たしていれば、受給対象となるとしています。また、所得基準は、世帯人数、家族構成、所得金額の所得基準例を示し、自分が対象になる可能性があるか、わかりやすくなっています。家庭の経済的な事情が子供の健康と心身の成長と発達に悪い影響を与えることのないよう、すべての小中学生の保護者に対し、就学援助制度が周知されること、また、自分が対象になりうるかを判断するための、わかりやすい基準の説明と、希望する方がためらわずに相談し申請できる体制が必要ではないでしょうか。そういった意味で、制度の案内文書には、住民税非課税や児童扶養手当の受給、国民年金保険料減免など、受給対象になりうる8つの具体的な要件を、記載するとともに、世帯人数と家族

構成、所得金額の例を示せないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の制度案内文書についてのご質問にお答えします。現在、制度案内文書につきましては、「就学援助制度のお知らせ」として、チラシを作成しております。すべて保護者のみなさまへ周知しているところでございます。ご指摘のように、わかりやすくお伝えするための項目明記などは、その都度検討しておりますが、今後とも引き続き内部協議のうえ検討したいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 内子町の準要保護の認定基準によると、認定要件の一つに、収入見込み額が生活保護基準の1.5倍を超えないこととあります。しかし、自営業者は様々な経費がかかることから、給与所得者と同じ収入で判断するよりは、課税所得の方がふさわしいのではないかと思います。実際収入ではなく所得を要件の一つとしている自治体もあるようですが、所得ではなく収入としているのは、なぜでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） ご指摘のご質問ですけれども世帯の認定、収入に当たる部分、こちらの所得なのか収入なのか、一番大きな違いがあるかと思います。確かにこのことは自治体によって基準は様々でございまして、所得なのか、収入なのかというのはすごくばらつきがあるのも事実です。確かに収入見込み額というのは、確認しづらいこともございますが、所得で、確かに所得で認定する方が、事務的に容易な場合も考えられますけれども、もう過去からの認定の経緯だとかもありまして、合理的にですね、判断、また認定できる仕組みづくりは、今後考えていく必要はあるのではないかと考えております。このことはですね、私4月から学校教育は務めておりまして、今後、協議していく部分ではあるのかなとは考えております。ただですね、やはり今、収入見込みということでやっておりますのは、やはり現時点での苦しさというのが一番反映できるのが、現時点の今後の収入見込みということでございますので、そこがちょっと所得と比べたときに、現実的な方法なのかなというふうには考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 再質問ですが、申請書には、持ち家か借家かというのを記載する項目があります。認定基準の中には明記されていないようですけれども、これはどのように判断されるのでしょうか。持ち家だと、対象から外れるということでしょうか。持ち家でも、固定資産税が高い場合もあるし、古い家の場合は、修繕費等、自己負担をせざるをえないことから、借家に比

べて経費が必要なこともあります。その点、考慮されるような基準になっているのか。そのあたりの判断基準の根拠も、学校や教育委員会による恣意的な判断ということと言われることがないよう、公平な判断であることを、すべての町民に理解していただけていただくためにも、認定基準に明記しておく方が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 持ち家のことでございますけども、今後ですね、認定基準を考え直す上で、そこもやっぱ一つの課題ととらえておりますので、またそこも併せて協議していきたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 先ほど冒頭にもちょっといいましたが、新型コロナウイルスによる失業や仕事が減るなどで、収入減少で経済的に苦しくなっている方が、いらっしゃるのではないかと思います。他の市町では、年度途中でも退職した方、休職中の方、新型コロナ感染拡大の影響による収入減少した方など、家庭状況や収入状況が変わった方は、年度途中でも申請でき、支給ができると親切に案内をしているところもあります。内子町の制度の案内にも、一応追加認定が可能という記載はあるんですけども、相談や申請がしやすい案内というふうには思いません。年度途中からの申請支給が可能であることを、経済的な状況が急変した、お困りの方が相談や申請がしやすい案内と、周知をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 案内なんですけども現在年度、10月に一括してご案内差し上げております。確かに、そちらの文書の中には、年度途中でということも記載しておりますが、言われるようにですね、一旦、この制度を使った方ならまだしもそうでない方についてはちょっと馴染みがないところもあるかもしれません。そこら辺も踏まえましてですね、今後、年度途中で収入が変わったとか世帯の状況変わった場合、どのように対応していくのかというのをまた、保護者に対し、どのようにお伝えするのかは、ちょっと協議させていただけたらと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 次に移ります。自分が経済的に困っていることを学校には相談しにくい。恥ずかしいという気持ちを持たれる方もいらっしゃるかもしれません。問い合わせ先を各学校ではなく、学校教育課とし、わかりやすい制度の案内をウェブサイトには公開できないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の「問い合わせ先を各学校ではなく学校教育課とし、

わかりやすい制度の案内をウェブサイトに公開できないか」についてのご質問にお答えします。現在、問い合わせ先につきましては、学校、または学校教育課としておりますが、学校としても不明な点があれば、あらかじめ学校教育課へ照会するなどしており、今年度各学校から対応に困ったなどの大きなトラブルの報告はございません。先ほどの質問と重複する部分もありますが、現在、制度の案内方法としては、案内文書、チラシ、広報誌で周知しておるところでございます。ご指摘のわかりやすい制度の案内をウェブサイトに公開できないかとの事ですが、周知方法については、どの様な方法が受け取り手にわかりやすく伝わるか、また制度の内容を理解していただけるのか、そこらあたりを内子町のホームページへの掲載も含め調査研究のうえ、検討したいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） いろいろ伺ったんですけども、最後にですね、今答弁いただいたんですけども、保護者にとって就学援助の対象であるかがわかりやすい利用者目線の案内と、誰にとってもわかりやすい認定基準の見直しが必要ではないかと、全国の就学援助率14%台に対して内子町7%と低いということもあると思うんですけど、その辺りを踏まえてですね、そういった基準の見直しであるとかわかりやすい案内。最後に教育長のご所見をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） ただいま、学校教育課長の方から、議員ご指摘の点、今後検討が必要である点も含めて今後、より望ましい、わかりやすいものに検討していきたいと思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 中学校校則の見直しについてです。今年度に入り、特に中学校の校則内容や校則に基づく指導に関し、必要かつ合理的な範囲を超えているのではないかとという指摘が、報道等でなされています。こうした状況を受け、6月8日付で、文科省から各県教育委員会宛に、校則の見直しに関する通知が出されています。通知によれば、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりませんと明記されています。内子中学では、校則見直しの、アンケート調査が行われたと聞きますが、これらの情勢を踏まえ、町内各中学校での校則見直しの取り組みを、教育委員会としてどのようにとらえていますでしょうか。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 関根議員のご質問にお答えします。まず、6月8日付けの文科省発出の文書ですが、正式には「校則の見直し等に関する取組事例について」という事務連絡文書で、各

都道府県教育委員会指導主管課等宛に連絡され、それを受けて愛媛県教育委員会から同文書を直接各小・中学校長宛に事務連絡を行ったことということが、地教委の学校教育課長宛てに事務連絡として届いております。いわゆる通知文書ではなく、事務連絡文書としての扱いです。その容として昨今の報道等を受け、平成22年3月文部科学省発刊の生徒指導提要の内容確認と校則の見直し等に関する取組事例の紹介が周知をされました。先ほどの内容はその中身でございます。内子町においては、校則に関して記された生徒指導提要の内容は、年度初めの小中学校校長会で、毎年確認をしているところです。6月8日付けの事務連絡を受け、町内中学校4校の校長先生にお集まりをいただいて、再度今後の取組を協議し、その協議の内容を7月の小・中学校校長会で、中学校の校則見直しについて、次のような取組を行うことで確認をいたしました。1つ目は校則検討委員会規則の作成及び校則検討委員会の開催。2つ目は、生徒規則(生徒心得等)の作成・見直し。3つ目が諸規定、生活のきまり・学校生活に必要な約束事・学校のきまり及び申し合わせ事項等の見直し。そして4つ目に、内子町内全小学校・中学校・高等学校を対象とした校外生活のきまりの見直しと配布。内子中学校のアンケートについては、この取組に沿った対応であると思います。今年度は、年度途中での取り決めですので、各学校の実情に合わせて、今年度内に校則検討委員会を実施する予定です。次年度からは、各校の規則に沿った検討の流れで実施されることとなります。なお、このことについては、先月11月18日に開催された内子町PTA連合会教育懇談会の席で、各単位PTA会長、副会長さん方に説明をさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) (2)として、各中学校の校則を生徒、保護者、地域住民、また次年度入学予定の生徒保護者が実態を把握し、比較検討し、校則見直しを促していくためにも、学校ウェブサイトにて公開してはいかがでしょうか。

○教育長(山岡晋君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長(山岡晋君) 先ほど、報告をさせていただいた生徒規則(生徒心得等)と内子町内全小学校・中学校・高等学校を対象とした校外生活のきまりについては、9月1日以降、順次ホームページにて公開をいたしております。なお、説明が必要な細かな諸規定については、各校の入学説明会等でお示しし、説明をさせていただくことに致しております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) 私もちょうど確認してなかったところあるんですけど、校則等を順次ですか、ホームページに公開してるところもあるということって、全部ではないということのようですが、改めて私もそれぞれの内容を確認してみたいと思います。やはり透明性、公開性というの

は非常に大事なことだと思いますので、ぜひ、そういったこと、今後も継続して、続けていっていただきたいと、いうふうに思います。

次に移ります。中山間地域の過疎耕作放棄地対策です。山間部では、人口流出に歯止めがかからず、耕作放棄地の増加や過疎化が進行している地域が珍しくありません。今年度実施している自治会での新地域づくり計画に、私自身も参加していますが、農地の荒廃や人口流出の問題を認識しつつも、進行を止める、有効な手だてを見い出せていないように感じます。そこで、内子町として、山間部の過疎、耕作放棄地対策として、何か打つ手はないものかという観点から伺います。対象農地を集落単位だけではなく、個人単位で耕作、これは作付をしない、耕運や草刈のみを含みます。こういったことをした場合に、農地の固定資産税の減免が受けられる制度を検討はできないでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 対象農地を集落単位だけでなく、個人単位で耕作した場合に、農地の固定資産税の減免の検討についての質問ですが、中山間地域等直接支払制度では集落単位だけでなく個人単位でも取り組むこともでき、交付金の交付対象となります。集落単位との大きな違いは認定農業者等で3ヘクタール以上の経営規模を有していることが条件になります。今現在、内子町では個人で取組まれている方はおられません。集落単位で、近隣の農家と一体となって地域の担い手となるようお願いしているところでございます。また、内子町では現在61集落で協定が締結され、中山間部の多くの集落で農地の維持に取り組まれていることから、農地の固定資産税の減免についての対応は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 61集落が、この制度、中山間地域の集落営農を利用されてるということですが、なかなか個人では、その3ヘクタール以上などの要件があっても難しいということでした。農業収入を上げることは困難でも、農地を維持管理するため、草刈や耕運した場合というのは、山間部などではよく見受けられるんですけども、そういったことをした場合わずかでもですね、恩恵が受けられ、維持管理が続けられるような方策ができないかという趣旨で、質問をしたわけです。町内外を問わずですね、生まれ育った地域を離れて住むようになった方でも、通い農業みたいな形で、何かしら地域に残って続ける方がいらっしゃいます。こうした取り組みを応援するようなことを、引き続き検討していただけたらというふうに思います。

2番目として対象農地を町が借り上げ、都市部の住民などの希望者に貸し出すことを検討してはいかがでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 中山間地域の農地を借り上げてはとのご質問ですが、耕作放棄

地対策、都市部との交流人口増を図るためにも取り組まなければならない重要な課題だと思います。しかしながら、内子町では、比較的条件の良い、内子城廻地区のエコロジーファーム七反農園と五十崎町民農園の2ヶ所を町民農園として、現在貸し出しておりますが、2ヶ所とも空区画がある状況でございます。中山間地域の農地は、現在の町民農園と比べましても、アクセス面、水の確保など営農環境としては条件が悪く、都市部住民の方に対して貸出は不向きであると考えています。また、町が借り上げて貸し出すとなれば管理もしなければならぬし、経費も発生することになります。費用対効果が見込めないことや、町内外からの要望などもございませんので、現在の所は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） わかりました。引き続き検討をお願いしたらと思います。

最後に、5番目として、国民健康保険税の均等割部分の5割減額の対象者拡大についてです。来年度から実施される見込みの未就学児を対象として減額される国保の均等割部分の、資産額はいくらでしょうか。また、子ども1学年当たりの平均資産額はいくらになりますでしょうか。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） 減額される均等割の試算額についてのご質問ですが、12月定例会内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程させていただいております。ご決定いただきますと、令和4年4月1日から国民健康保険に加入している未就学児にかかる均等割について、その5割を公費により軽減するものです。令和3年10月20日時点での試算になりますが、内子町の国民健康保険加入未就学児軽減額合計は81万5,080円の見込です。1学年あたりの平均試算額ですが、0歳から6歳までの1歳ごとの7階層で割れば1学年あたり、11万6,440円になります。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 次にですね、岩手県宮古市など、全国3つの自治体で、18歳までの子どもの均等割額を全額免除している自治体があります。未就学児を対象に均等割部分を半額免除する今回のこの制度を18歳まで拡充することができないのでしょうか。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） 未就学児を対象に均等割部分を半額免除する同制度を18歳まで拡充することを検討できないかについてですが、内子町国民健康保険事業の現状を鑑みますと、被保険者数は年々減少する一方、医療の高度化により、一人当たり医療費は増加傾向にあります。そのため、愛媛県へ納める国民健康保険事業納付金は5億に上り、残高約1億円の財政調整基金

をもってしても、令和4年度以降、単年度収支による歳出不足が見込まれ、保険税の改定が必至となっている状況です。このような背景のもと、「負担の公平性」といいますが、みんなで支えあって成り立つ制度であり、給付と負担の観点からも、均等割部分を半額免除する同制度を18歳まで拡充することは、現在の段階では困難な状況と思われまます。なお、町としましては、高校生以下の医療費無料化を令和3年10月から開始し、子育て世代への支援を別な方面から拡充していきます。以上 答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 国保の財政が非常に厳しいということで基金をあてても、保険料の改定が必要になってくるだろうという見通しをお答えいただきました。なかなか国保財政厳しいということはよくわかるんですけども、国保は所得が低い加入者が多いにもかかわらず、中小企業に勤務する労働者が加入する協会けんぽなどと比べて、保険料負担が高いということが、よく言われております。子育て世代の負担が大きくて、国がこの状況を認めたということで、今回、未就学児について、均等割部分を半額しようという制度に至ったわけで、この国保の子育て世代の負担が大きいということは、国自身が認めたということだと思うんですね。町独自では、取り組んでいただいた18歳までの子どもの医療費無料無償化というのは非常に大きなことですし、喜ばれていると思います。他の愛媛県内でも、先進的なこういった取り組みをしていただいて非常にありがたいということはあるんですけども、引き続きですね、特にこの低所得の子育て世帯に対する支援拡充というのを検討していただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。

午前11時10分から再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に下野 安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 皆さん、おはようございます。朝晩、冷えてきまして我が家の軒先につるした干し柿も順調に青カビが生えずに、熟成しております。お正月をこれで迎えることができるかなと思っておりますけども、最近は食生活が豊かになって、せっかく熟した干し柿も食べるのはほとんど私夫婦とだけで、子や孫が食べてくれないのがちょっと残念でございます。また一般質問、昨日は議長から伝達式をしていただきまして、一般質問の大切さというものを十二分に考えさせられました。町長はじめ担当の課長さんには、今朝も五十崎の堤防を走っていきます

と、天神側は草刈が始まりまして、河川の中の小田川の河川の草刈が始まり、後の土砂を五十崎側のよらい護岸が露出した護岸に、盛土をするということの工事がどうも始まるようでございます。住民の皆さんの安心と安全がこのように確保され、また凧合戦のイベント会場としての広場もまた修復される見込みでございます。お礼を申し上げます。また、一般質問の大切さというものを感じながら、気合いを入れて質問しますので、よろしく願いいたします。

まず最初にですけど、予防接種について質問します。乳幼児や子どもへのワクチン接種の種類と、接種の状況についてしたいと思います。コロナウイルスワクチン接種の対象者は、接種の日に満12歳以上という決まりであります。このため、12歳に満たない方は、新型コロナはワクチン接種の対象になりません。現在、ファイザー社のワクチン及びタケダ、モデルナ社のワクチンはいずれも12歳以上が接種対象となっております。接種の対象者は、現時点の科学的知見に基づいて決められており、日本においても、今後接種の対象年齢が広がる可能性がありますと、11月1日時点での厚生労働省のホームページであります。ファイザー社及びタケダ、モデルナ社の新型コロナワクチンは海外で、生後8ヶ月から10歳を対象とした臨床試験も実施されており、うちファイザー社のワクチンについては、米国において5歳から11歳への接種が開始され、日本においても、令和3年11月10日に薬事承認申請がなされていますということです。厚生労働省は、早ければ来年2月には、始まる可能性があるとして、各都道府県などに設置体制の準備を行うよう、11月16日付けで通知したということでもあります。さて今回の質問は、コロナウイルスのワクチン接種だけではなく、乳幼児や子どもへの予防接種全般について質問したいと思います。予防接種がいろいろとあります。赤ちゃんや子どもは病気に対する抵抗力が大変未熟で、生まれる前に母親からもらった免疫も、数ヶ月たてば弱くなってしまいます。病気にかかると重い後遺症が残ったり、命が脅かされたりすることもあり、そうならないためには、予防は大切であり、その安全で確実な方法が予防接種だということでもあります。そこで質問をします。内子町での乳幼児や子どもへのワクチン接種の種類や保護者への対応はどのような形で実施されているのかまず第1点質問をします。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ご質問のありました、乳幼児や子どもに対するワクチンワクチン接種につきましては、予防接種法に基づいて接種を行っております。その種類は、生後6週から32週までに行うロタウイルス感染症、1歳の誕生日までに行うBCGやB型肝炎の他、ジフテリアやポリオなどの4種混合、水痘、麻しん風しん混合、日本脳炎など11種類の接種を行っています。内子町では、新生児訪問時に予防接種券を冊子にしたものを保護者の方にお渡ししており、日本脳炎の第2期、2種混合につきましては、対象の年齢になる時期に個別通知をおこなっております。子どもの予防接種はすべて無料でございますが、対象年齢を過ぎますと全額自己負担となりますことから、保健センターで実施しております育児相談や乳幼児健診の際は必ず接種状況をチェックおこないまして、まだ終わっていない方につきましては、接種を促している状況でございます。また、小児科の方でも接種のスケジュールを組んでいただいておりますことから、

ほとんどの方が忘れることなく接種できている状況でございます。ただ、接種期間が空くものについては接種率が少し下がる傾向にあります。インフルエンザにつきましては、任意の接種となりますけれども、接種費用の一部助成を行っておりまして、令和2年度の接種状況は、1歳から6歳までの子どもが1回目80.9%、2回目が79.4%、小学校1年生から6年生が1回目69.8%、2回目が67.5%、中学生につきましては1回の接種のみとなっておりますが、62.4%となっております。以上ワクチン接種についての答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） わかりました。保健センターからと、病院の小児科の方からと両方の通知でいくから、ほぼ抜けることなく、ほとんどの予防接種が受けられていることで安心はしました。

再質問として、コロナワクチンの接種に対してのアンケートを見ますとですね、受けさす保護者の、受けさしたいという気持ちの中では、やはり友達や家族に移したくない、子ども自身が接種したいと言っているとか、打たないことで差別に巻き込まれるのではないかと思ったとか。コロナに感染するリスクの方が大きい。新型には不安があるけど、今後のことを考えると、ワクチンのせいで行動規制されるので、子どもとしてかわいそうだからとか。いろんなリスクがあるのは承知の上、他のワクチンにもリスクがあることから、今の情勢上、打たした方がコロナウイルス抑制になると思うし、もし子どもがコロナに感染したときに苦しまなくてもよい対策を親がしてあげなければいけないというふうに思われて、保護者の方は打たせているようですが、また、接種させなさせないというか、させたくない理由には、まだよくわかっていないコロナウイルスに対してのワクチンは、子どもには接種させたくない。大人でも副反応で怖いのにこれらに万が一感染しても重症化する可能性がない子どもには、絶対打たせたくない、安全性の面で信用がないとか、ワクチンの副反応とコロナ感染による後遺症などを比較するとどちらを取るべきか迷うからとか、子どもはコロナでも重篤化しないので必要ない。どのような副反応が出るのかわからないなどが打たせない理由だということでもあります。そこで再質問として、接種の意思は強制なく、あくまでも本人と、保護者の意思が尊重されたものですが、今までの先ほど言いました子どもさんの予防接種に対して各種予防接種に対する、その尊重のですね、考え方、受ける受けないという、その考え方はどのような、やはり今言いましたように、副作用等があつて受けさせないという理由で受けさせられてない人もいらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 予防接種法に基づくワクチン接種につきましては、町としては接種を推奨するという形になっております。副反応というものも十分考えられますので、そういったものも、感染、その後の病気の予防のメリットそれから、副反応に対するデメリット等ありますが、そういったものを考慮してご家族でご判断していただくという形にはなります。先ほど、ほとんどの方が接種しているということをお答えしましたが、予防接種を受けないという方も中にはいらっしゃるということで100%でない、予防接種のところもございまして。以上でございます。

す。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） わかりました。予防接種に関しては今回、コロナのこともですけど、厚労省の方からは、予防接種法に基づく、今、課長言われましたような努力義務ですかねという形になってるんですけども、考えたら分かるかといえばそうかもしれないですけど、この努力義務というのは、どのように、基本的に受けとめとったら、住民としてよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 乳幼児とか子どもに対するワクチン接種につきましては、小さい頃に感染をしますと、重症化でありますとか、死亡のリスクがあるものが多くございます。そういったリスクが多いということで、そういったリスクがあるということで、そういったことにならないように、子どもの命を守るといふかそういった観点から、接種を行ってくださいという形で、推奨をさせていただいております。そういったことを受けとめていただいて、接種に向けて、保護者としてはそういったことに努めていただきたいということで、考えていただければいいかなというふうに考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） それぞれの小さいお子さんは判断ができないところもあり、ほとんどは保護者の考えが強くなってるかもしれませんが、なかなか難しい。個人差があるのかなというふうに私も感じております。もう1点ですけどもコロナウイルスのワクチンの推進についてですけど、今度5歳からあります11歳までの接種は米国やイスラエルでは、もうすでに始まっているということでございます。それで日本もですね、来年2月頃から実施の方向になるのではないかというふうに言われてるんですけども、当町内子町での今後そういう方向性が出た場合の体制というのはもうすぐに、5歳から11歳の接種体制は準備できるものなのでしょうか。どのような、体制になってるかをお尋ねします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 5歳から11歳の子どもに対する接種については下野議員さん、ご指摘の通り、厚生労働省から11月に入りまして通知がございまして、年明けの2月ごろに始まる可能性があるとして、自治体の方に準備を進めるよう要請があったところでございます。内子町におきましても、医療機関と今交渉中ではございますけれども、基本的には個別接種という形で接種できるようなことで、今体制を構築できるよう進めているところでございます。5歳から11歳ということで、小児科が中心になると思うんですけども、そういったところで、接種を受けるということで今準備を進めているところでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 今後のウイルス株の種類によってですけども、12歳以上の方はほぼ打たれてると思うんですけども、今後、難しい判断だと思うんです。子どもさんから、ワクチンを接種しなかったことに、感染が広がるという学校閉鎖になっているところも、学級閉鎖になっているところもあると思いますので、保護者としては受けさせたくないという先ほどの気持ちもあるうし、また、子どもさんを介して、感染が広がるという、そういったことがありますのでもう今から、もうそういったことに対しても十二分に対応策や保護者への説得説明とかでも誤解が招くことがないような対応をよろしくお願い致します。

それでは続きまして子宮頸癌ワクチン接種について質問をします。子宮頸癌ワクチンは、この内子町議会においても私の記憶では10年以上前になると思うんですけども、同僚議員からの一般質問等もありまして、議会として国に対して、国費によるワクチン接種の意見書を出した記憶があります。ただ子宮頸癌は、性交渉によってヒトパピローマウイルスに感染し、持続感染することでがん化する病気であります。日本の患者数は年間約1万人。20代後半から増加し、40代以降は概ね横ばいになります。早期に発見されれば比較的治療しやすいと言われますが、がんであることは変わりはなく、年間約3,000人が死亡しているのではないかというふうに言われています。ヒトパピローマウイルスワクチンは、2013年の4月に、中学1年生から高校1年生までを対象に、定期接種となっております。しかし8年前の2013年に国の定期接種が始まった直後、接種後に体の不調を訴える女性が相次いだことを受け、国は積極的な呼びかけはしないと方針を変更しました。このため自治体は、対象となる年代の女性や保護者に接種を促すハガキなどを送ることをやめて、さらに体調不良への不安もあって、2013年以降ワクチンの接種率は急速に下がっておるということでございます。つい最近のニュースにおいて、無料で接種できる年代を過ぎた2000年度から2004年度までに生まれた現在、16歳から21歳までの女性のうち、およそ260万人が無料接種の機会を逃したと分析されているということでございます。この世代の女性たちのおよそ7割がワクチンを接種していたら、子宮頸癌になる人をどれだけ減らしたかと試算したところ、ワクチンで子宮頸癌の発症を60%防ぐとした場合、将来、子宮頸癌による人を2万2,000人減らすことができ、5,500人が、子宮頸癌でなくなるのは避けられたという報道がありました。ワクチン接種に、副作用のリスクがあるということで、近年は推奨されてなくなったということですけども、こういった厚労省からの発表等により、本町では今までのこの子宮頸癌ワクチンの接種に対して実施状況と今後の接種に対する考え方はどうされるか質問します。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 子宮頸がんワクチンは、只今、下野議員さん言われましたとおり、2010年、平成22年に任意で接種が始まり、その後、平成25年度から予防接種法による定期の予防接種となりまして、積極的推奨が開始されましたけれども、接種後に頭痛や倦怠感など体の不調を訴える女性が特異的にみられたことから、2ヶ月後に積極的な呼びかけが中止

されました。令和2年10月に厚生労働省からの通知によって、子宮頸がんワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報などを届けることというふうに行われたことによりまして、内子町では、令和2年10月に当時の高校1年生、令和2年12月に当時の小学6年生から中学3年生に対し、ワクチンが無料で接種できるというお知らせと国が作成したリーフレットをお送りしました。その結果、対象者の7.5%の方が少なくとも1回の接種を受けておられます。先月11月には、予防接種法による推奨を行うよう通知が来ておりますことから、県や医師会との協議などを踏まえた上で、来年度になりますけれども予診票の個別送付を行うなど対応していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） ということは今までその機会を逃れた方に、接種をこれから促していくということで、安心しました。ただそれをまだ、実質7.5%が1回の接種しかされていないことをやはり、予防できない可能性がこのままでは多いと思いますので、積極的な呼びかけをお願いいたします。

続きまして、予防接種法に基づく予防接種を受けた人に健康被害が出た場合の救済について質問したいと思います。感染症対策上、重要度が高いと考えられる予防接種については、先ほどから言っておりますように、予防接種法に基づき、国民に対し、予防接種を受けることが勧められ、行政の費用負担による予防接種を行っています。このうち一定の年齢において接種を受けることとされるものが、先ほどから言いました定期予防接種と言われるものです。予防接種は、感染症を防ぐために重要なものですが、接種を受けた後に、極めて稀に重い副作用が生じ、入院治療が必要となったり、障がいが残ったりするなど、健康被害が発生することがあります。予防接種法には、法に基づく予防接種により、万が一健康被害が発生場合に、医療費等の給付を行う救済制度が規定されており、区市町村を通じて申請をすることができると思っておりますが、内子町での対応や、流れはどうなるのか質問をいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 予防接種は、感染症を予防するために重要なものでございますけれども、病気になったり、障がいが残ったりする健康被害が起こることがあります。極めて稀ではありますが、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、予防接種法により救済制度が設けられております。給付につきましては、医療機関で医療を受けた場合は医療に要した費用と医療を受けるために要した費用が支給されるほか、障がいが残ってしまった場合は障害児養育年金または障害年金が支給され、亡くなられた場合は葬祭料や死亡一時金が支給されます。予防接種健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを国が個別に審査をおこないまして、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付が行われております。これらの手続きについては、町の方でも受付できますので、そういった該当があった場合はご相談いただければ、町の方から申請できるような形で受付を行いまして、県を通じて国

の方に上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 町の方で何か起きたときは窓口があって、そこで対応もできる申請ができるってことだったんですけども、個人的なことでここで言うべきではないかもしれませんが今までも私、議会で述べておりました、がんになりました。その前には、なぜがんになったかとかわかったかというのは、B型肝炎でありまして、2018年に、町の方の窓口でもちょっと相談に行ったことがあるんですけども、2018年にテレビでも今、新聞報道等で、日本には何万人と隠れたB型肝炎のキャリアとして持ってられる方がいるんじゃないか。早く国に提訴して、和解をしたら、これだけの保障ができますというのがあります。それで、私も窓口に行ったこともあるんですけども、申請をして、これだけの保障ができますというの、わかるんですけども、その申請の書類をそろえたりする準備はどのようにしていくかという相談は、もう誰まり経験されてない人がほとんどなんで、正直、私はもうネットでやるしかありませんでした。それで調べて調べて、自分の体からどういうふうなそういう根拠を調べるのが病院であり、教育課の方で、小学校の卒業証明書から始まって母親連れて血液を調べるとか、もうめっちゃくちゃ大変で、その申請で1年半かかって初めて国と和解ができて、あなたは間違いない国の制度で、そういうことをしましたということでした。ですから、どの程度がですね、町でやれます、相談に乗りますという申請もできますと言うけど、結局は、ちゃんとした弁護士通してやるしかできなかったの、そういう本当の内容を具体的にわかって、対応して欲しいんですけど、そういう対応はどんなものでしょうか、できてますか。質問したいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 細かいところまでの対応というのは難しいところもあるかもしれませんが、そういった場合には県とか国とかに問い合わせを行いまして、必要なものとか相談とかには、応じさせていただいたと思います。で、ワクチン接種による健康被害救済制度につきましては、必要書類等は厚労省のホームページとかにも載っております。そういったものはこちらでも確認ができますので、どういった書類が必要かっていうようなことはお知らせはできるんですけども、細かい内容につきましてはその原因が、ワクチンの接種によるものかどうかっていうところが一番大きなところになっていこうと思うんですけども、これにつきましては国が個別に審査をするというような形になっておりまして、そういう審査の内容につきましては、その審査にかかる書類がどういったものが必要であるかという、細かい点につきましてはちょっと細かいとこまでは、わかりかねるところもありますので、そういった場合は、国県通じて確認を取らせていただいて個別に対応させていただいたというふうには考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番(下野安彦君) 私がこういうことをSNS等にアップすることによって何人かの方が、実は私もそうなんですけどで終わってるんです。どこに相談したらいいか、私に相談してもらえば、私相談に乗りますよと言ってるんですけども。やはり莫大な費用と莫大な期間とがあつて、結局、国から救済認めてくれたら、そこから弁護士費用とかは差し引かれて、自分のとこに入ってくるという。ただし、そのおかげで国が責任を求めたことによって、健康診断の年に何回かが無料でCTとかそういうのが受けられるようになって、そこで肝臓ではない膵臓の方のがんが発覚したという、人間万事塞翁が馬というんですかね。まあ、いいこともあれば悪いこともあるという、それのおかげだというふうに思うんですけども、やはり住民がまだそこまで自分も薄々と感じてるけど相談、莫大な費用や時間が、面倒くさい書類提出というのは、そこがネックなんです。ここに行ったらわかりますよというのは、誰でもわかると思うんですけど。だからそこらを行政として、もう少し深く踏み込んだところで、対応ができる相談窓口をして欲しいと私は思うんですけども、これは課題になると思いますが、もう再質問は問いませんが、そこまで今後、勉強して、専門のある程度深いところで書類提出の話ができるぐらいの対応をしていただいたと思います。

続いての質問に入ります。公共交通機関との観光連携について質問いたします。コロナウイルス感染の縮小への兆しが見える中というふうに、私、一般質問を出した時点では、そういう感じだったんですよ。ですけども、皆さんご存知のように、その後に提出した頃にコロナウイルスの新たな変異株のオミクロン株が見つかって、また経済の動きがどうなるかという。兆しがせつかく見えてきたものがまた変わってきたわけなんですけども、ちょっとそこで、質問内容に反するようなことになるんですけどもこの質問したいと思います。要するに観光産業がだいぶ大きく動き出したという表現をしてたんですけども、そこでこの観光産業についてなんですけど、マースという言葉があるんですけどもご存知でしょうか。マースとはモビリティ・アズ・ア・サービスの略称で鉄道・バス・タクシー・旅客船・旅客機・カーシェア・シェアサイクルなど複数の交通機関のサービスをひとつのサービスとして結び付け、人々の移動を大きく変える概念を指しています。目的地に行くため、バスや電車を乗り継ぐ場合これまではそれまでの交通機関で予約や支払いを済ませる必要がありましたが、これに対してマースが浸透すれば、一つのアプリで、目的地までの、複数の交通機関のルート検索、予約、決済が一元化され、システムレスに行うことができるということです。マースは次世代の交通サービスとして期待されるシステムだということなんですけども、そういったところでこの南予地方でもですね、人口減少及び高齢化によって、公共交通機関の収益はもう悪化しております。そういった中、JRや自治体、伊予鉄グループ、宇和島自動車の路線バスが乗り放題となるデジタルフリーパスによる観光型マース実証実験を国土交通省の方から、指示されて実施したということでもあります。低コストで運用できる。低コストで運用できるNFCタグやQRコードを活用したデジタルフリーパスの導入や、公共交通を乗り継いだ利用者への特典の付与等により、観光客の周遊性を向上し、また西日本豪雨により低迷している観光業の活性化を目指して、利用者の移動や決済データを把握し、今後の観光客誘致や交通ネットワークの再構築、まちづくりに活用するということができるということでもあります。この内子町での公共交通機関の連携による観光産業の取り組みをどのように考えておられるか、町長、質問いたします。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年来、観光需要は大きく落ち込み、内子町の観光産業も例外ではなく依然として厳しい状況におかれています。観光産業の中核をなします宿泊業及び旅行業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から、生産性の向上など課題がございまして、アフターコロナを見据え、こうした課題への対応も含め観光を通じた地域活性化と観光産業の強化について検討を行う必要があります。ご質問の関係機関との連携による観光産業の取り組みについてでございますが、現在、内子町観光協会や県内のDMO、また南予市町と連携し観光振興策について協議を進めております。具体的な取り組みの一つとして、せとうちDMOと連携し県内各所において、観光地の誘致促進のため旅行者やメディアなどに現地を視察してもらい、いわゆるFAMツアーの企画がございまして、また、広域連携によるパブリシティ活動も予定しております。このような企画の機会を増やして、広域連携で滞在型の旅行商品造成を行い、その中で航空会社やJR等の公共交通機関との連携によりオミクロン株のことも気になりますけど、アフターコロナに向け取り組みを行なって参りたいと考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） わかりました。先ほど私が冒頭で申しました実証実験のマースとかそういうことに関しては、自治体として内子町自体は、参加されてないというか対象でなかったということではよろしいのでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） このマース事業につきましても、当然情報は入手をしております。今後、特に観光協会ともですねこういったところは連携しまして、検討していかなければならないなというふうには考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） つい昨日おとつか、新聞の方で、JRの海岸線を走っております伊予灘物語が、予土線の方ですかね、あっちの方にも走って最後の今度列車が変わるからですかね、そういうのがありました。やはり町長、やはり内子の利点は何かと考えますと、交通の便で考えますとJRの駅が大洲市が隣に大きい3万人のところに大洲市に駅がありますけど、その手前のあまり距離も離れてない内子町に、やはり駅ができたということ。また観光バス等の利便性のあるインターチェンジ、やはり大洲市が、東大洲市にインターチェンジがあるのに、何キロも離れてないこの内子五十崎インターチェンジができたということでございます。そういったインターチェンジができたり、JRの駅が存続されてるってことは、ものすごく観光に強い、メリットだ

と思うんですけども、町長としてのお考えもどういうふうにあるか。ぜひとも、自転車も利用した町内を走ることもありましたけども、考えをお聞かせいただけたらと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 観光でございますけれども私はですね、非常に大切な産業をだというふうに思っております。基幹産業であります農林業もそうですし、商工業、こういったものもですね、しっかり振興していきたいんですけどもあわせてですね、やっぱり観光というものは非常に大切であるというふうに思っております。今、交通機関のこともお話ございましたけれども、内子の情報発信をですねしていくとともに、合わせて実際にですね、やっぱりお客さん、内子に来ていただく観光客をですね、やっぱり増やして行ってそこに携わる人、こういった方もですね、増やしていきたいというふうに思っておりますので、今内子にそれぞれ地域資源もありますし、先ほど言われました自転車でありますとか内子にはゴルフ場もあります。またスキー場もあります。いろんな資源をですね活用をして、またそれを情報としてしっかり発信をしながらですね、体制も整えながらですね、観光客あたりの、そういった一体的にですね、来ていただくこと、これをですねしっかりとやって行って、その産業をもっともっと豊かなものといいますかね、盛り上がるようにしていきたいなというふうに思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 先ほどの続きですけど、伊予灘物語で海岸線、私も乗ったことありますけども、昔の五郎駅から、たぬきの駅長さんという形で見送りがあったり、また、海岸端の一番、海に近い駅ということで下灘駅でもかなりの観光客のことをとらえています。やはりそれだけの、JRが停まる駅ですので、そういう利点も生かして、観光につなげることを今後も考えて、いつていただきたいと思えます。

それでは最後になりますが、税だけではございませんが公共の施設の使用料とか税金のキャッシュレス化について質問します。スマートフォンやICカードによるクレジットカード及び交通系電子マネーを用いて、証明書などの交付手数料を決済できるサービスのほか、税などの納付書のバーコードをスマートフォンで読み取ることで、金融機関やコンビニに行かず、自宅にいながら納税することができる自治体が増えています。キャッシュレス決済は現金に、直接触れる機会を減らすことができるため、新型コロナウイルス等の感染防止対策の観点から、withコロナ時代にふさわしい支払い手段とも言えます。お隣の大洲市は、税金、公共料金がスマートフォンアプリを利用して納付ができるサービスを本年4月から開始されています。市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、保育所給食費等の公立保育所運営費負担金、また市営住宅使用料、上下水道使用料、飲料水供給事業水道使用料等が支払われることができますことと、令和3年度からは、学校給食費が対象になるということでございます。松山市では、令和2年4月から市税や料金の支払い方法に、スマートフォン決済アプリを利用したキャッシュレス決済を導入し、納付書に印刷されたバーコードを読み取り、いつでもどこでも、市税などの支払いができるますと謳われています。経済産業省が推し進める

キャッシュレスポイント還元の影響もあり、近年急速に利用が広がっています。それがスマホ決済です。納税者にとって、ポイントの受け取りができるという利点や、24時間パソコンやスマートフォン等のタブレット型端末から納付手続きができる税のキャッシュレス化への考えについて町長はどうお考えか、お知らせください。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） 税のキャッシュレス化への考えはないかとのご質問にお答えいたします。まず、税のキャッシュレス化についてですが、「地方税共同機構」という組織が運営する地方税の電子総合窓口、エルタックスがあります。エルタックスは地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンやインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。令和元年10月から地方税共通納税システムが開始されました。適用されている税目は町県民税の給与分特別徴収と法人町民税と法人分の限定的利用でした。しかし、令和5年度から適用税目が拡大され固定資産税と軽自動車税種別割の法人・個人が電子納税できることで準備が進められております。なお、個人の町県民税普通徴収と国民健康保険税は対象外ですが、地方税共通納税システムの対象税目は順次拡大され、関係者が連携して電子納税を積極的に推進される見込みです。以上、税についての答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 税に対してのは先ほど言いましたわかるんですけども、その他の使用料とかその他に対するキャッシュレス化に対しての、アプリ、スマートフォン等の決済についての答弁はないのでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） 観光客向けということになりますけども、昨年、令和2年の12月から実証実験なんですけども、QRコード決済を使った入館料とか、物販販売をこれを実証実験としております。現在、伝統文化施設の内子座、歴史民俗資料館、上芳我邸の3ヶ所で行っております。これが実証実験上の公表ということであればですね、順次拡大をしていきたいというふうに考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 先ほど言いましたように携帯電話スマホと、昔は割と我々の年代になるとそんなもの使わないとかいうふうな考えが多かったと思うんですけども、今は楽々スマホとか、高齢者の方も使えるようなスマホアプリが、発達して、ほとんどの方が高齢者の方もスマホを利用するようになってきた時代でございます。やはり、キャッシュレス化、若い人は特にですけども、そういう使用料、公共料金のお支払いに対してはポイントがつきますので、それを進めて欲

しいという要望も多いようです。これに対しての考えはないかという質問なんですけども。どうでしょうか。今のそういう商工観光だけじゃない他の分野に対してですけども、アプリ決済というものをどう考えておられるか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） イメージ的に申しますと例えば、住民課の窓口でのそういう手数料のキャッシュレス化、それから税以外のいろいろな公共料金の支払い関係等にスマホ決済ということなんですけれども、今のところは、観光施設の窓口でのそういうキャッシュレス化で、一つ様子を見ようということから始めたこともあります。今後こういった動きは、おそらくいろんな主流になってくると思いますので、全く導入しないという選択肢はないというふうには思っていますので、状況を見ながら、またこの制度についてまだ十分に理解できてない部分も私達ありますので、そういうなところも調査研究しながら、導入できる部分につきましては、一気にというわけにはいかないかもしれませんが、検討はして参りたいというふうには考えています。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 全町インターネットも繋がりまして、自由にできる時代になりました。合併した頃はそういったことも、各家庭にインターネット引いてまで、そこまでやる人は少ないんじゃないかというふうに、デジタル化に対してはそんなに意識はなかったかと思いますがもうやはり時代は流れます。やはり、ネットなしでは生活ができないというふうに。テレビ見るよりもインターネットで見る情報が多いというのがやはり若い人の世代であるし、先ほど言いましたように、そういったスマホに決済する、現金を持ち歩かない、安心であるというふうな考え方、またポイントがつくといった利点もありますので、隣の自治体もやっておられますし、今、副町長言われましたけど、やらないのではなく、やるという考え方で、時代の流れに沿った、先進的な自治体で、一步、先リードする自治体になっていただきますようお願いしまして、一般質問終わります。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、一般質問を終わります。

午前はここまでとし休憩します。午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第4 発議第3号 内子町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 発議第3号 内子町議会会議規則の一部を改正する規則に

ついて」を議題とします。

提出者であります、議会改革特別委員会委員長に趣旨説明を求めます。森永議会改革特別委員長、登壇願います。

○議会改革特別委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永議会改革特別委員長。

〔森永和夫議会改革特別委員長登壇〕

○議会改革特別委員長（森永和夫君） それでは発議第3号、内子町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1の2ページをご覧ください。内子町議会会議規則の一部を改正する規則について。内子町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。令和3年12月6日提出。提出者、内子町議会議会改革特別委員会委員長、森永和夫。提出の理由、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。それでは、説明資料1ページにより説明を致します。内子町議会会議規則の一部を改正する規則。内子町議会会議規則の一部を次のように改正する。第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。第89条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者が署名又は記名押印しなければ」に改める。附則。この規則は、公布の日から施行する。この後、会議規則の改正につきましては全員協議会において、すでにご協議いただいております内容でございます。以上で、議案の趣旨説明と致します。

○議長（菊地幸雄君） 森永委員長、席にお戻りください。

本案は、質疑、討論を省略します。

これより、発議第3号 内子町議会会議規則の一部を改正する規則についての採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第67号 内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について**

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 議案第67号 内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第67号、内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政手続等における押印の見直しに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは私の方より、議案第67号、内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書1の4ページをお開きください。本案は、行政手続における押印を見直すことにより、行政サービスの効率的・効果的な提供及び業務の改善や効率化を図ることを目的として、関係条例の一部を改正するものでございます。

5ページから6ページに条例案を。また、資料4議案説明資料の2ページから8ページに新旧対照表などを掲載いたしております。説明は、議案説明資料にて行います。

議案説明資料の2ページをお開きください。本条例制定の目的及び根拠につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止やデジタル化実現のため、書面主義・押印主義・対面主義の見直しが喫緊の課題となる中、国では、行政への手続きの大部分で押印が廃止される見込みとなりました。また、令和2年7月7日、総務省から「地方公共団体における書面規制・押印・対面規制の見直しについて」が通知され、同年12月18日には、内閣府より「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示され、地方自治体においても、積極的な取り組みが促されているところでございます。これらを受け、内子町におきましても、行政手続における押印等の見直し洗い出し調査等行ってまいりました。具体的な見直しの方法や手順として、押印が法令等で定められているもの、また、許認可証や契約書、証明書、督促などについては、押印を残し、それ以外のものについては、原則として、2ページの右側に記載のフローチャート等を参考に致しまして、押印を求める理由は何か、他に代替手段はあるかなどを検討し、押印の必要性を検証してまいりました。その結果、押印を見直し、廃止することができる条例について一括して改正をおこなうものでございます。

議案説明資料の3ページをお開きください。条例の内容は、第1条から第5条にかけまして、それぞれ関係いたします5つの条例の一部改正を行うものでございます。第1条では、「内子町公告式条例」の一部改正いたします。条例第4条第1項における町長の定める規程の公表を行う際の町長印、及び第5条第2項における町の機関が定める規程の公表を行う際の当該機関の印又は当該機関を代表する者の印を廃止するため、当該箇所を削除するものでございます。第2条では、

「内子町固定資産評価審査委員会条例」の一部を改正いたします。条例第4条第4項における審査申出書への申出人等の押印を廃止することから、同項を削除いたします。また、第7条第3項における意見陳述調書への委員及び書記の署名押印について、署名のみとすることから「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改めるものでございます。

次に、4ページをお開きください。第8条第5項での口頭審理における関係者口述書への提出者の署名押印について署名のみとし、同項第1号に「提出者の住所及び氏名」とあることから、同項を「前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。」に改めるものでございます。また、同条第8項、第9条第2項、第10条第2項での調書への署名押印について、署名のみとすることから、それぞれ「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改めます。また、第11条第1項中「記名押印した」を「署名した」に改めるものでございます。

次に、5ページをお開きください。第3条では、「内子町職員のサービスの宣誓に関する条例」の一部を改正いたします。条例第2条中「署名し、印を押さなければ」を「署名しなければ」に改めます。また、これに伴い、別記様式の「宣誓書」中「○印」を削除いたします。

次に、6ページをお開きください。第4条では「内子町火入れに関する条例」の一部を改正いたします。様式第1号「火入許可申請書」中の氏名の「○印」を削除し、次に7ページをお願いいたします。申請書添付書類の「火入地見取り図」の、下段の「の氏名、同意印を押すこと」を「が署名すること。」に改め、氏名、分団長、部長の「○印」を削除いたします。

次に、8ページをお願いいたします。第5条では「内子町護国駐車場条例」の一部を改正いたします。条例第5条第1項を「定期駐車場を利用する入居者は、事前に町長の許可を受けなければならない。」に改め、別記様式の「定期駐車申請書」を規則で定めるため、本条例から削除いたします。以上、議案第67号、「内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑にはいりません。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第67号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第68号 内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 議案第68号 内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 議案第68号、内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定につきまして、内子町田渡地区交流宿泊施設の整備に伴い、条例を制定するものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

[大久保裕記自治・学習課長登壇]

○自治・学習課長（大久保裕記君） それでは、議案第68号、内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定についてご説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。本案は令和4年4月に運営を開始する計画で進めております、内子町田渡地区交流宿泊施設に関する条例を制定するものでございます。

8ページから12ページにかけまして条例案を掲載しております。全条文をご説明致しますと時間を要しますので、抜粋しての説明とさせていただきますことをご了承お願いいたします。第1条では、田渡地区におけるコミュニティ活動、地域の活性化を図るための拠点施設にすることを目的に設置する旨を定め、第2条では、施設の名称を田渡地区交流宿泊施設及び位置を内子町上田渡283番地と定めております。第3条からは、指定管理者について、指定管理者による管理、第4条では指定管理者が行う業務、第5条では指定管理者の指定の期間を5年以内、再指定を妨げないと定めております。また、第7条には、町長は、指定管理者の指定を受けようとするものからの申請があったときは、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する旨を定めております。第14条から第17条までは利用料金について条項を定め、12ページの別表では、宿泊・及び施設利用の料金を掲載しております。利用料金につきましては、近隣の大瀬の館、川登いかだの里等の料金表を参考にさせていただき、掲載している金額の範囲で、指定管理者が設定することになります。なお、田渡地区交流宿泊施設につきましては、9月定例議会におきまして、建築主体工事をはじめ設備工事をお認めいただき、令和4年3月4日の完成に向けて進めているところでございます。以上、議案第68号、内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第68号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 7 議案第69号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 議案第69号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第69号、内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、内子町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、住民課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） それでは、議案第69号、内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書1の13ページをお開きください。この改正は、国の健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第22号）の施行に伴い、内子町国民健康保険条例の一部を改正するものです。詳細については、議案等説明資料4の9ページで説明いたします。

資料4の9ページをお開き下さい。出産育児一時金については、改正前と改正後も変わりなく42万円となっております。これは、国が少子化対策として重要性に鑑み、出産一時金の支給総額を42万円に維持すべきという基本的な考えがございまして、42万円となっております。産科医療保障制度が見直されまして、当該制度の掛け金が、1万6,000円から、1万2,000円の4,000円引き下がりました。これによって、加算額が減りましたので、一時金が4,000円増えまして40万8,000円となります。附則は、この改正時期の適用を令和4年1月1日からとするものとし、経過措置として、施行日前に出産した保険者にかかる内子町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一次の額については、従前の例によるものでございます。以上で、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第69号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8 議案第70号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 議案第70号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第70号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律および関係政令が公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることに伴い、内子町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） それでは、議案第70号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。議案書1の15ページをお願いします。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、同じく同法律の施行に伴う関係政令が公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることに伴い、内子町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の条文は、16ページから18ページまでです。

次に、議案説明資料4の10ページから17ページまでが今回改正の「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表」となっております。18ページを説明資料としております。国民健康保険税条例の改正内容につきましては、この説明資料で説明させていただきます。子どもに係る均等割の軽減措置の導入というものでございます。1. 見直しの趣旨をご覧くださいと思います。現状では、国民健康保険制度の保険税は、応益、均等割と平等割と応能、所得割と資産割に応じて設定されております。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置、7割、5割、2割軽減が講じられております。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割を軽減するものです。具体的には、2. 軽減措置スキームをご覧くださいと思います。対象は国保加入全世帯の未就学児です。その未就学児に係る均等割を2分の1に半分にして、その半分を公費により軽減するものです。※印の記載がありますが、例えば、7割軽減世帯の未就学児の場合、残り3割の半分を軽減することから8. 5割軽減となります。国・地方の負担割合は、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となります。これらの改正の施行時期は、令和4年4月1日です。その他としまして、法律・政令改正にあわせての改正や規定の整備となっております。簡単ですが、以上で、議案第70号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の説明とさせていただきます。よろ

しくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第70号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9 議案第71号 内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第71号 内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第71号 内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定につきましては、11月17日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づき指定管理者を定めることにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、議案第71号、内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案書1の19ページをご覧ください。内子町障害者地域活動支援センター「かいと」は、地域で生活する障がい者の日常生活の支援、相談への対応、地域交流活動などを行っており、障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を進めています。今回、新たに指定管理者を選任することについて、議会の議決を求めますのでございます。この施設につきまして、町ホームページなどにより指定管理者の公募を行った結果、一者から応募があり、11月17日開催の指定管理者選考委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。1. 指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地です。名称は内子町障害者地域活動支援センター「かいと」。所在地は内子町五十崎甲1288番地となります。2. 指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございます。住所は松山市中野町甲640番地。名称は社会福祉法人、宗友福祉会。3. 指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） この施設は以前にも説明を受けて指定管理者による運営をしていくという説明を受け取ったんですが、11月17日の指定管理者選定委員会においてはこの指定をしようとする団体の内容についても十分審議をされて決定をされておるんだらうと思うんですが、町外の団体であってまったくこの団体の認識がないわけですが、その説明も受けずに指定をするということは判断ができません。指定をしようとする団体がどういう活動を。名称からすれば予想はつくんですがどういう団体なのか、そこらについてもっと詳しく説明を受けないと判断ができません。説明を求めたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 説明不足で大変申し訳ございません。宗友福祉会につきましては、松山市を中心に西条市、大洲市、内子町で障がい者支援施設でありますとか就労継続支援、グループホームなど20の事業所を運営しております。近隣では大洲市の新谷と菅田に就労継続支援B型、S a. おいでやを運営しております、内子町でも就労継続支援B型のS a. おいでや内子を平成30年から開設しております、内子町からも多くの利用者がございます。こうした実績もございまして指定管理者選考委員会におきまして指定管理者候補として選定されておるという状況でございます。大変説明不足で申し訳ございませんでした。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第71号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思ます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第72号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について

日程第11 議案第73号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議案第72号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」「日程第11 議案第73号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第72号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について、議案第73号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、につきましては、いずれも令和4年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務、いわゆる交通災害共済事務の構成団体から脱退することに伴うもので、愛媛県市町総合事務組合同規約の変更並びに西予市の一切の財産処分について関係組合市町と協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第72号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について」「議案第73号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」ご説明申し上げます。

議案書1の20ページをお開きください。まず、議案第72号、愛媛県市町総合事務組合同規約の変更についてでございますが、令和4年3月31日をもって、交通災害共済事務から西予市が脱退することに伴いまして、当組合の規約を変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。21ページに一部を改正する規約、また議案説明資料20ページに、新旧対照表を掲載してございます。改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

議案等説明資料20ページをお開きください。愛媛県市町総合事務組合が共同処理する事務のうち、左の欄4の「日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務」において、その構成団体から西予市を削る内容でございます。

続きまして、議案書1の22ページをお開きください。議案第73号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてでございます。議案第72号と同様に、令和4年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市が、交通災害共済事務構成団体から脱退することに伴う財産処分について、関係組合市町と協議のうえ定めることにつき、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。財産処分の内容は、「日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る西予市の一切の財産については、令和4年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。」というものでございます。

以上、議案第72号、第73号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第72号から議案第73号までの2議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第73号までの2議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第74号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第12 議案第74号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第74号、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更につきましては、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い、当組合の規約を変更するために、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第74号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

議案書1の23ページをお開きください。本案は、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い、当組合の規約を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。改正規約を24ページに、また、議案説明資料の21ページに、新旧対照表を掲載いたしております。

ふるさと市町村圏基金につきましては、地域の活力を支える人材の育成、地域を愛する意識の向上につながる地域間交流、地域固有の文化を継承し、新たな文化を育む教養文化活動等の重要性を認識し、創造性と多様性に富んだ豊かな社会づくりを進めていくため、平成6年10月に「ふるさと市町村圏」の選定を受け、構成市町村の出資と愛媛県からの助成により造成されたものであり、その運用益により多彩な広域的ソフト事業を展開して地域の活性化を進め、圏域内の総合的、一体的な振興を図ることを基本理念としております。しかしながら、当初の基金創設の目的を鑑みますと、経済情勢の変化から現在では基金の運用益がほとんど見込めない状況であることに加え、市町村合併により圏域市町村数が減少し、社会情勢も創設当時とは大きく異なっております。こうしたことから、当該基金の目的は果たしたものと捉え、基金の全額を取り崩し、愛媛県及び構成市町へ返還することとするもので、ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い

まして、組合規約について所要の変更を行うものでございます。

議案説明資料21ページの新旧対照表をご覧ください。当組合規約の最終の3条、第13条から第15条が、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金について定めた条文となっております。第13条では、基金の設置と目的、出資について定めております。第14条は、基金の処分についての条文でございます。第15条は、基金に属する財産の権利について定めております。基金の廃止に伴い、基金に関するこの3条を削除するものでございます。また、附則において、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。なお、本議会に上程いたします「一般会計補正予算（第9号）」において、出資金返還金3,723万5,000円を歳入予算として計上させていただいております。以上、「議案第74号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第74号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第75号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）について

日程第14 議案第76号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第77号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第78号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

日程第17 議案第79号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第13 議案第75号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」「日程第14 議案第76号 令和3年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第15 議案第77号 令和3年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」「日程第16 議案第78号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」「日程第17 議案第79号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、「議案第75号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」から、「議案第79号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」までの5件について一括してご説明申し上げます。議案書2補正予算関係をお手元にご用意ください。まず、議案第75号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,745万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億5,580万円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して20億649万円。率にして15.8%の減額となっております。

10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。一般会計補正予算（第9号）の財源を示していますが、国県支出金1,631万1,000円の増額、その他特定財源2,351万円の増額、一般財源3,763万5,000円の増額となっております。

7ページにお戻りください。第2表「債務負担行為補正」として総合行政情報システムリース料として、令和4年度から令和8年度までの5年間で合計1億1,893万円を追加で設定いたしております。

8ページをお開きください。また、変更として、夜間照明施設LEDリース料（内子スポーツセンター）として、令和4年度から令和13年度までの10年間で合計303万2,000円に、学校施設屋内運動場LEDリース料（内子中学校）として、令和4年度から令和13年度までの10年間で合計367万6,000円に限度額を変更しております。

次に、主な補正についてご説明させていただきます。まず、歳入についてでございます。11ページをお願いします。上段でございます。2款4項1目、森林環境譲与税として、本年度の見込み額として5,210万8,000円を計上しております。当初予算額として計上しております3,000万円の差額として、今回2,210万8,000円を追加計上しております。

続きまして、中段でございます。12款1項6目、土木費分担金として、梅雨前線豪雨によって斜面が崩壊した本郷E地区について、県からの追加配当があった、がけ崩れ防災事業の分担金として60万円計上しております。同じく、中段でございます。14款1項1目、民生費国庫負担金として、教育・保育給付費対象施設増及び公定価格増額見込により、子どものための教育・保育給付費負担金として372万2,000円を計上しております。

12ページをお願いします。中段でございます。15款2項4目、農林水産業費県補助金として、農業次世代人材投資資金補助金の追加などにより565万6,000円を。6目、土木費県補助金として、がけ崩れ防災事業費補助金360万円を計上しております。

13ページをお願いします。上段でございます。16款1項4目、出資金返還金については、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金廃止に伴う返還金として、3,723万5,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。14ページをお開きください。14ページ下段から15ページ上段にかけて、2款1項9目、企画費において、移住者住宅改修支援事業費補助、家財道具搬出等補助として290万円を追加計上しております。

16ページをお願いします。上段でございます。3款1項1目、社会福祉総務費、27節、繰出金として国民健康保険事業特別会計へ213万5,000円を、また、8目、介護保健費、27節、繰出金として介護保健事業特別会計へ1,134万5,000円を計上しております。

17ページをお願いします。中段でございます。3款2項2目、保育園費として、教育・保育給付費対象施設の増加や国における給付費増額に伴い、負担金として594万7,000円を追加計上しております。

19ページをお願いします。上段でございます。6款1項3目、農業振興費、18節、負担金、補助及び交付金として、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金として2件追加内示があったことにより375万円を計上しております。同ページの中段でございます。6款2項2目、林業振興費、18節、負担金、補助及び交付金として、林業就業支援事業給付金など合計239万3,000円を計上しております。同ページの下段でございます。7款1項1目、商工総務費として、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金として、142万1,000円を計上しております。

20ページをお願いします。中段でございます。8款3項1目、河川及び防災費として豪雨により斜面が崩壊した家屋について、県から予算配当があった本郷E地区工事費として600万円を計上しております。

21ページをお願いします。中段でございます。10款1項3目、教育諸費、27節、繰出金として、内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計へ347万3,000円を計上しております。令和4年度に向け、内子高等学校小田分校の生徒受け入れにともなう寄宿舎の改修工事などに充てるものでございます。

25ページをお願いします。中段でございます。13款1項1目、基金費として、財政調整基金積立金、森林環境譲与税基金積立金など、4,535万4,000円を計上しております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第76号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明致します。

1ページをお開きください。令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般被保険者の保険税還付や普通交付金の年度末処理に伴う返還などに対する予算を計上しております。歳入歳出それぞれ4万2,000円を減額し、21億6,381万3,000円といたしているところでございます。前年度の12月補正後予算と比較して2,581万1,000円、1.2%の減額となっております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第77号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明致します。

1ページをお開きください。令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、主に実績見込みによる介護給付費負担金の増などの補正を行っております。歳入歳出それぞれ9,918万円を追加し、27億3,756万4,000円といたしているところでございます。前年度の12月補正後予算と比較して8,299万3,000円、3.1%の増額となっております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第78号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明致します。

1ページをお開きください。令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和4年度に向けての生徒受け入れに伴う寄宿舎の改修工事に対する予算を計上しております。歳入歳出それぞれ347万3,000円を追加し、1,892万1,000円といたしているところでございます。前年度の12月補正後予算と比較して683万5,000円、56.6%の増額となっております。

続きまして、浅黄色の仕切り、議案第79号、令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開きください。令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出については、消費税及び地方消費税納付の見込み減により200万円の減額をしております。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出につきましては、公共汚水枘設置工事の増などにより208万5,000円の増額となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第75号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）から、議案第79号、令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）までの5件についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第75号から議案第79号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第79号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第80号 内子町教育委員会委員の任命について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第18 議案第80号 内子町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第80号、内子町教育委員会委員の任命についてでございます。本案につきましては、内子町教育委員会委員の山田清昭氏が令和4年2月15日で任期満了となることから、引き続き山田清昭氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願いするものでございます。山田清昭氏は、昭和3

4年5月10日のお生まれで、内子町平岡甲82番地1にお住まいでございます。長年、文化財保護審議会委員、内子町文化協会会長など多数の要職を歴任され、特に版画活動を通して、芸術・文化全般における識見の深さと経験は、内子町教育委員会委員に適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） 本案に対する、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、人事関係でございますので、討論を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり、これに同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

従って、本案は、原案のとおり、これに同意することに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、12月15日の本会議でお願いします。

次の本会議は、12月15日、午前10時に開会します。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和3年12月第122回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和3年12月 6日（月）
 ○開会年月日 令和3年12月15日（水）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	城戸	司	君	2番	塩川	まゆみ	君
3番	関根	律之	君	4番	向井	一富	君
5番	久保	美博	君	6番	森永	和夫	君
7番	菊地	幸雄	君	8番	泉	浩壽	君
9番	大木	雄	君	10番	山本	徹	君
11番	才野	俊夫	君	12番	下野	安彦	君
13番	林	博	君	14番	山崎	正史	君
15番	寺岡	保	君				

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久	君	副町長	山岡	敦	君
総務課長	黒澤賢治	君	住民課長	西川安行	君	
税務課長	吉川博徳	君	保健福祉課長	久保宮賢次	君	
こども支援課長	前野良二	君	会計管理者	田中	哲	君
建設デザイン課長	谷岡祐二	君	町並・地域振興課長	畑野亮一	君	
農林振興課長	山中保正	君	小田支所長	中嶋優治	君	
環境政策室長	高嶋由久子	君	政策調整班長	上山淳一	君	
上下水道対策班長	上石富一	君	危機管理班長	松岡裕樹	君	
商工観光班長	大竹浩一	君				
教育長	山岡晋	君	学校教育課長	亀岡秀俊	君	
自治・学習課長	大久保裕記	君				
代表監査委員	赤穂英一	君	農業委員会会長	堀本健二	君	

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 純司 君 書記 和氣 啓介 君

○議事日程（第17号）

令和3年12月15日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告

- 日程第 3 議案第67号 内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第68号 内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定について
- 日程第 5 議案第69号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第70号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第71号 内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第72号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第73号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第10 議案第74号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理約の変更について
- 日程第11 議案第75号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第12 議案第76号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第77号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第78号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第79号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第81号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第17 報告第12号 専決処分の報告について
（専決第16号 議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第18 受理第 2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書の提出についての請願
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第20 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） 只今から本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、山本 徹議員、11番、才野 俊夫議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第17号のとおりであります。

まず、7日に行われた一般質問において、下野 安彦議員の質疑に対する答弁の中で、一部説明誤りがあり、補足説明したいとの申し出がありました。これを許可し、理事者に再答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 発言の機会を与您いただき、ありがとうございます。12月7日の本議会において、下野安彦議員からの一般質問の中で、予防接種についてのご質問があり、再質問において、5歳から11歳までの新型コロナワクチンの接種体制について正され、基本的に個別接種で体制を構築できるよう進めていると答弁を致しましたけれども、授業や部活動、また保護者の仕事の都合も考慮しまして、個別接種だけでなく、集団接種も行うよう準備を進めております。誤った答弁によりまして、議員各位、また関係機関の皆さまにご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げ、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 個別と集団と両方の体制を整えるという理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） そのとおりでございます。集団接種もおこない、それに対応できない方については、個別接種もおこなうということで実施する予定でございます。

○議長（菊地幸雄君） これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第3 議案第67号 内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 議案第67号 内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告致します。去る12月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第67号 内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議

案第67号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、行政手続等における押印の見直しに伴い、関係条例の一部を改正するものです。委員から、特に質疑は無く、採決の結果、「議案第67号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第67号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第67号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第67号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 議案第68号 内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第68号 内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第68号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、内子町田渡地区交流宿泊施設の整備に伴い、条例を制定するものです。委員の質疑においては、「宿泊利用料金や施設利用料金に幅があるのはなぜか。」との質問に対し、「施設環境の変化や物価の変動に備え、料金体制に幅を持たせているが、指定管理者が決定すれば、この範囲の中で料金を設定していく。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第68号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第68号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第68号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第68号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 議案第69号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任副委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第69号「内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第69号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、内子町国民健康保険条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「出産育児一時金の額について、出産費用相当額を根拠とする考え方をしているのか。」との質問に対し、「国は全国の公的病院における平均的な出産費用の状況等を踏まえて、金額の改定を行ってきているが、タイムラグがあり遅れていく形になる。」との答弁でありました。採決の結果、議案第69号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第69号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第69号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第69号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 議案第70号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

[向井一富総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第70号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第70号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の条例改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律および関係政令が公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることに伴い、内子町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「子育ては成長するに従い、費用も大きくなっていく。均等割りの軽減措置を町独自に拡大して、子育て支援をすべきでは。」との質問に対し、「国保会計は厳しい状況にあるが、子育て世帯への支援策として、国保制度の見直しも含め、経済的支援など全体的な制度設計を検討していきたい。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第70号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第70号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第70号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 議案第71号 内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任副委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第71号 内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第71号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の指定管理者の指定は、11月17日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づき指定管理者を定めることにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。委員の質疑においては、「現在の指導員は引き続き雇用されるということだが、その他の職員もできるだけ内子町出身者にすることを契約に織り込めないか。」との質問に対しまして、「契約としては、採用者を限定してしまうことになるので難しいが、要望はしていきたい。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第71号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第71号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第71号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第71号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

日程第 9 議案第 7 3 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 8 議案第 7 2 号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について」「日程第 9 議案第 7 3 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」以上、2 議案を一括議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第72号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について」「議案第73号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」の2件について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第72号」、「議案第73号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。2議案は、いずれも令和4年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務、いわゆる交通災害共済事務の構成団体から脱退することに伴うもので、愛媛県市町総合事務組合同規約の変更並びに西予市の一切の財産処分について関係組合市町と協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「交通災害共済における内子町の加入状況は。」との質問に対し、「令和3年度は、加入者6,912名、加入率43.8%で県下において加入率は1位である。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第72号」、「議案第73号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

まず、「議案第72号」について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第72号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第72号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第72号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第73号」について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第73号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第73号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第73号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第74号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第74号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第74号 八幡浜・大洲地区地域市町村圏組合規約の変更について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第74号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の組合規約の変更は、八幡浜・大洲地区地域市町村圏組合 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い、当組合の規約を変更するために、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「基金を廃止するということだが、今までどのように活用されてきたのか。」との質問に対し、「組織する関係市町を紹介するホームページや動画・情報誌の作成など、主に情報発信に使用され、ハード的な面には使用されていない。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第74号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 委員長にお尋ねします。今の報告で提出されておる議題の団体と一字内容が違うんですが、問題ないんでしょうか。

○総務文教常任委員長（向井一富君） お答えいたします。大変申し訳ございません。大洲地区広域の所を地域と読んでしましまして、申し訳ございませんでした。広域の方が正解でございます。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第74号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第74号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第74号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第75号 令和3年度 内子町一般会計補正予算（第9号）について

日程第12 議案第76号 令和3年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第77号 令和3年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第78号 令和3年度 内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第79号 令和3年度 内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議案第75号 令和3年度 内子町一般会計補正予算（第9号）について」「日程第12 議案第76号 令和3年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第13 議案第77号 令和3年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」「日程第14 議案第78号 令和3年度 内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」「日程第15 議案第79号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」以上、補正予算5議案を一括議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました補正予算について、12月9日に全委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。議案第75号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）につきましては、7,745万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を106億5,580万円とするものです。一般会計補正予算（第9号）に充当する財源は、国県支出金1,631万1,000円の増額、その他の特定財源2,351万円の増額、一般財源3,763万5,000円の増額などと

なっています。まず、主な歳入ですが、「森林環境譲与税」として、本年度の見込み額として5,210万8,000円を計上しています。当初予算額として計上していた3,000万円の差額として、今回2,210万8,000円を追加計上しています。「土木費分担金」として、梅雨前線豪雨によって斜面が崩壊した本郷E地区について、県からの追加配当があった、がけ崩れ防災事業の分担金として60万円計上しています。「民生費国庫負担金」として、教育・保育給付費対象施設増及び公定価格増額見込により「子どものための教育・保育給付費負担金」として372万2,000円を計上しています。「農林水産業費県補助金」として、農業次世代人材投資資金補助金の追加などにより565万6,000円を、「土木費県補助金」として、がけ崩れ防災事業費補助金360万円を計上しています。「出資金返還金」については、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金」廃止に伴う返還金として、3,723万5,000円を計上しています。次に債務負担行為補正として、総合行政情報システムリース料に、令和4年度から令和8年度までの5年間で合計1億1,893万円を追加で設定しています。委員から、「国においてはデジタル庁など設置し、デジタル化を推進しているが、それに対する各自治体における今後の対応は。」との質疑に対し、「令和7年度からの総合行政システムの統一を目指し、国が音頭を取っているが、それに向けての準備が始まったばかりの状況である。」との答弁がありました。次に歳出では、3款民生費においては、国の保育対策総合支援事業費として、認可保育施設における感染対策費に50万円を計上しています。委員から、「各施設が同等規模ということで、一律10万円になるのか。」との質疑に対し、「施設の規模は違うが、1施設につき10万円配備するものである。」との答弁がありました。4款衛生費においては、藤華苑の台車運搬車駆動部取替修繕料に93万2,000円を計上しています。委員から、「台車は2台あるのか。」との質疑に対し、「1台しかないが、モーターの動きが悪くなったため、駆動部分を取り換えるものである。」との答弁がありました。6款農林水産業費においては、次世代を担う農業者となる人材に対し、就農直後の経営確立を支援する資金として2件追加内示があったことにより375万円を計上しています。委員から、「2名が追加になったのは、年度途中からなのか。」との質疑に対し、「昨年度からご相談いただいた2名の申請が国に受理され、今年度分からの対象となり、来年度以降も継続して申請していく。」との答弁がありました。8款土木費においては、委員から、「伝建地区を延長する考えはないのか。」との質疑に対し、「10年ほど前に見直し調査を行い、延長について検討しており、現在も文化庁等と交渉を行っている。」との答弁がありました。10款教育費においては、委員から、「コロナ禍での学校行事の縮小により、例えば一泊するものを日帰りにしたのは、児童・生徒にとっては体験に大きな差が出るのではないか。」との質疑に対し、「安全に事業を実施すると考えた場合、どうしても日帰りという判断になった。」との答弁がありました。また、委員から、「駅伝大会の開催中止の判断は、時期尚早ではなかったのか。」との質疑に対し、「大会実施の可否については、実行委員会で協議していただいたが、バス移動が密になるということで中止とした。」との答弁がありました。その他、補正予算について多くの質疑がなされました。採決の結果、議案第75号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、歳入歳出それぞれ4万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億6,38

1万3,000円とするものです。委員から、「どのような見通しで来年度の保険料が上がるかもしれないのか。また医療費は増えているのか。」との質問に対し、「来年度の県の納付金に対し、基金を切り崩しても不足する状況にあり、必然的に国保税の改定をしなければならない見込みである。また、一人当たりの医療費は増加傾向にある。」との答弁がありました。採決の結果、議案第76号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、歳入歳出それぞれ9,918万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億3,756万4,000円とするものです。委員から、特に質疑はなく、採決の結果、議案第77号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）についてですが、歳入歳出それぞれ347万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,892万1,000円とするものです。委員から、特に質疑はなく、採決の結果、議案第78号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号、令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）についてですが、収益的収入及び支出については、消費税及び地方消費税納付の見込み減により200万円の減額をし、資本的収入及び支出については、公共汚水柵設置工事の増などにより208万5,000円の増額となっています。委員から、「設計業務委託料を減額し、工事請負費に計上した理由は。」との質問に対し、「耐震診断の結果、耐震補強しなければならない箇所が減ったことにより、委託料を減額した。そのため、下水道事業団からの助言もあり、国庫補助金の交付額も予定しているので、補助金を返還するのではなく、優先順位の高い更新工事を前倒して進め、補助金の有効活用としたい。」との答弁がありました。採決の結果、議案第79号、令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

今後とも、活発な討議のもと、チェック機関として議会の責任が果たせるよう、委員各位のご協力をお願いし、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。山本委員長、席にお戻りください。

採決は議案ごとに行います。まず、「議案第75号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第75号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第76号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第76号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第77号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第77号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第78号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第78号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第79号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第79号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第81号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第16 議案第81号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） それでは、議案第81号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。議案書2の2「補正予算関係」をお手元にご用意ください。

予算書の1ページをお開きください。令和3年度内子町一般会計補正予算（第10号）の補正につきましても、歳入歳出それぞれ2億2,833万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億8,413万8,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して17億7,815万2,000円、14.0%の減額となっております。

6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。一般会計補正予算（第10号）の財源をしめしています。今回の補正は「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」に要する経

費について補正をしており、財源としては国県支出金2億2,833万8,000円を充当しております。

8ページをお願いいたします。「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」においては、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、子育て世帯を支援する臨時的特例的な給付金として実施されるものです。0歳から高校生等までの子ども一人あたり10万円相当の給付を行う事業でございます。内子町においては、給付対象人数として中学生以下1,847人、これは見込みでございます。また高校生432人を合わせた2,279人この数字につきましても見込みでございますが、この方々を対象に、給付金2億2,790万円を計上しております。また、それに伴う振込手数料等などの事務費として43万8,000円を計上しております。以上、簡単ではございますが、令和3年度内子町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第81号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第10号）について」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 報告第12号 専決処分の報告について（専決第16号 議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（菊地幸雄君） 「日程第17 報告第12号 専決処分の報告について（専決第16号 議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第12号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、報告第12号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1の2の1ページをお開きください。今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解した件につきましては、町が設営いたしましたイベント用のテントが突風で飛ばされ、車両に接触した事故に伴うものでございます。

2ページをお願いします。事故の概要でございますが、令和3年11月7日日曜日、午後0時40分頃、内子町中川乙962番2において小田深山の紅葉観光における臨時案内所として設置致しておりましたワンタッチ式のイベント用テント1機が突風で飛ばされ、車両に接触しボンネット4箇所が損傷したものでございます。事故が起きたこの日は職員2名がテントの4本の足にそれぞれ20リットルの水を入れた容器を重しとして縛り、案内所を開設しておりましたが事故当時、1名の職員は現場に出向き、案内所は1名の職員で対応しておりました。朝から晴天で風の無い日でございましたけれども、午後0時40分頃、突風によりテントが飛ばされ支柱が近くで停車しておりました車両のボンネットにあたり損傷させたものでございます。幸いに人的被害はなく、町の負担で損傷したボンネットを修理することで合意し、謝罪を受け入れていただきました。なお、損害賠償の額は11万5,825円でございます。11月26日に車両の修繕が完了したことから、12月6日に町と自動車所有者との間で示談書を取り交わしていただき、正式に和解が成立したため、同日付で町長の専決処分を行ったものでございます。今回の事故は、当日、晴天で風がない状態であったことから、ウエイトを設置していたものの、突風が吹くことを想定していなかったことが原因であります。テントを立てていた場所は開けた場所で、風の影響を受けやすい地形であると考え、事故の翌週からは風の影響を受けにくい場所に案内所を移しております。今後はこれまで以上に緊張感を持つとともに細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。以上、報告第12号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第18 請願受理第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書の提出についての請願

○議長（菊地幸雄君） 「日程第18 請願受理第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書の提出についての請願」を議題とします。請願の内容については、配布しております「請願の写し」のとおりであります。

お諮りします。この請願については、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、請願受理第2号は、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長よりごあいさつをお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 令和3年12月内子町議会定例会の閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、本定例会にご出席賜りご提案申し上げます。案件につきましても原案のとおりご決定賜り心から厚くお礼を申し上げます。ただだいたご意見も踏まえながら今後適切に執行して参りたいと考えております。年末を迎えこれから

なにかと慌ただしく、また寒さも一段と厳しくなりますけど、健康には十分ご留意いただき、引き続き町政発展のため、ご支援ご協力賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和3年12月第122回内子町議会定例会を閉会します。

午前11時 7分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第122回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 3	内子町議会会議規則の一部を改正する規則について	令和 3.12.6	令和 3.12.7	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 12	専決処分の報告について (専決第16号 議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて)	令和 3.12.15	令和 3.12.15	受 理
議案 67	内子町行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 68	内子町田渡地区交流宿泊施設条例の制定について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 69	内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 70	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 71	内子町障害者地域活動支援センター「かいと」の指定管理者の指定について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 72	愛媛県市町総合事務組合理約の変更について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 73	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 74	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理約の変更について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 75	令和3年度内子町一般会計補正予算(第9号)について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 76	令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決

令和3年12月第122回内子町議会定例会

議案 77	令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 78	令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算(第1号)について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 79	令和3年度内子町下水道事業会計補正予算(第2号)について	令和 3.12.6	令和 3.12.15	原案可決
議案 80	内子町教育委員会委員の任命について	令和 3.12.6	令和 3.12.7	原案可決
議案 81	令和3年度内子町一般会計補正予算(第10号)について	令和 3.12.15	令和 3.12.15	原案可決

議員提出議案

発議第3号

内子町議会会議規則の一部を改正する規則について

内子町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和3年12月6日提出

提出者 内子町議会議会改革特別委員会 委員長 森永 和夫

(提出の理由)

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

(別紙)

内子町議会会議規則の一部を改正する規則

内子町議会会議規則(平成17年内子町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合には、その名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。
